

矢板市こども計画

計画案

令和7年1月時点

矢板市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 策定の背景	1
第2節 こどもを取り巻く施策の動向	2
第3節 計画の性格と位置付け	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題	5
第1節 統計データによる現状	5
第2節 子育て支援サービスの状況	14
第3節 アンケート調査結果の概要	19
第4節 こどもまんなかミーティングの概要と結果	59
第5節 第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	64
第3章 計画の基本的な考え方	67
第1節 基本理念	67
第2節 基本的視点	68
第3節 施策の体系	69
第4章 基本的施策の展開	70
基本目標1 こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備	70
基本目標2 若者の将来の希望を叶える取組	75
基本目標3 困難を抱えるこども・若者への支援	76
基本目標4 喜びのある子育てにつながる支援	81
基本目標5 困難を抱える家庭への支援	86
基本目標6 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成	88
基本目標7 安全・安心な生活環境の整備	89
基本目標8 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援の促進	91
第5章 量の見込みと確保方策一覧	93
第1節 教育・保育の提供区域の設定	93
第2節 教育・保育事業	94
第3節 地域子ども・子育て支援事業	95
第6章 推進体制	98
資料編	100



第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済に様々な影響を与える懸念があります。令和5年の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、国は1.20、栃木県は1.19、矢板市（以下「本市」という。）は1.14（※令和4年データ）と統計を取り始めて以降最も低くなっています。

その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こういったこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足し、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす②社会全体の構造や意識を変える③全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「第一期矢板市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども、親、地域 みんなでつくる子育て支援のまち 矢板」を基本理念とし、本市に暮らす全てのこどもの健やかな成長と、家庭を築きこどもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現を目指すため、各種取組を進めてきました。

この「第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、近年のこどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため、次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援事業計画、こども・若者計画、こどもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭等自立促進計画及び少子化対策を一体化した「矢板市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。



第2節 こどもを取り巻く施策の動向

今日のこどもに関する施策は、こども基本法に基づく「こども大綱」を踏まえ、“こどもまんなか社会”の実現を目指す方向で位置付けられています。

「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会）を目指す「こども大綱」には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現などが記載されています。

また、「こども大綱」では、ライフステージ別の重要事項として、以下のような取組が必要と考えています。

本計画においても、「こども大綱」の趣旨を踏まえながら、各種施策の検討を進めていきます。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から 幼児期まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 など
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援 など
青年期	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 など

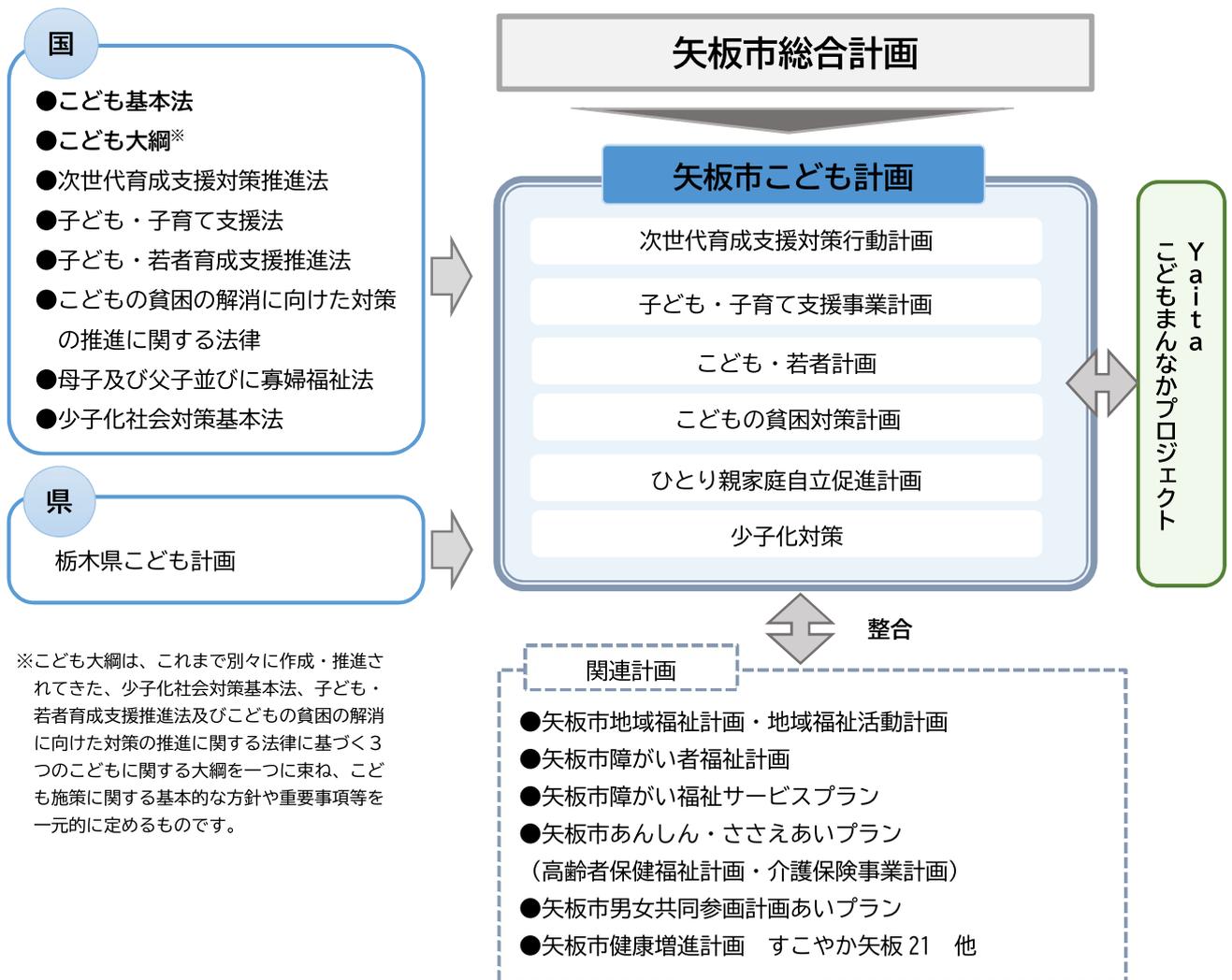
第3節 計画の性格と位置付け

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、本市の最上位計画である「矢板市総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合を図りながら、「こども大綱」及び「栃木県こども計画」を勘案し、策定するものです。

また、本計画の推進にあたっては、県内初の「こどもまんなか応援サポーター」宣言に基づき、切れ目なく子育て世帯に寄り添いながら少子化対策に取り組んでいる「Yaita こどもまんなかプロジェクト」との連携も図っていきます。

■計画の位置付け



※こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。



第4節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

第5節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第72条に基づく機関で、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「矢板市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. 庁内検討委員会

子ども・子育てに関わる課を主管課とし、庁内関係部局の各担当で構成する「矢板市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

3. こども・若者、子育て当事者等の参画

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、こどもの置かれている状況・本人の意見を把握するため、小学生・中学生・高校生・18～39歳の市民を対象に、各種アンケート調査を実施しました。

また、令和6年1月に「こどもまんなかミーティング」を実施し、市内の高校に通学する市内外在住の高校生48人と市政に対しての意見交換を行いました。

4. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年1月23日から2月25日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

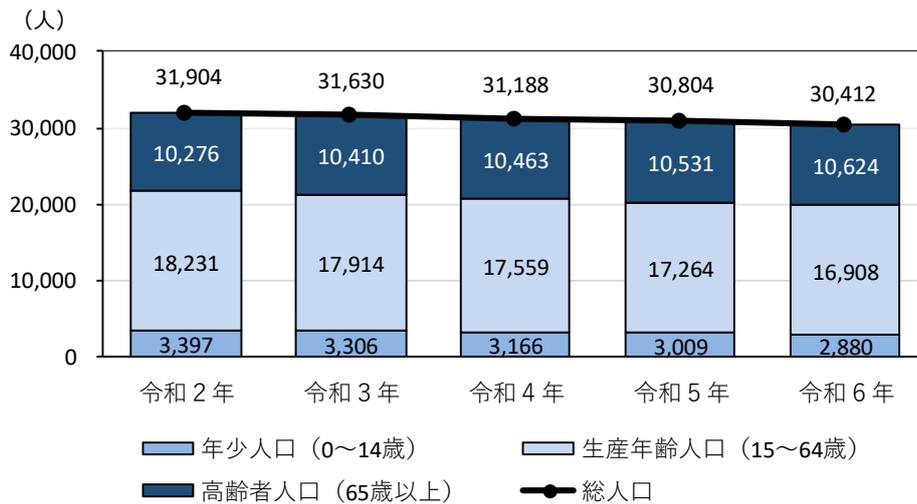
第1節 統計データによる現状

1 人口の推移と推計

(1) 人口の推移

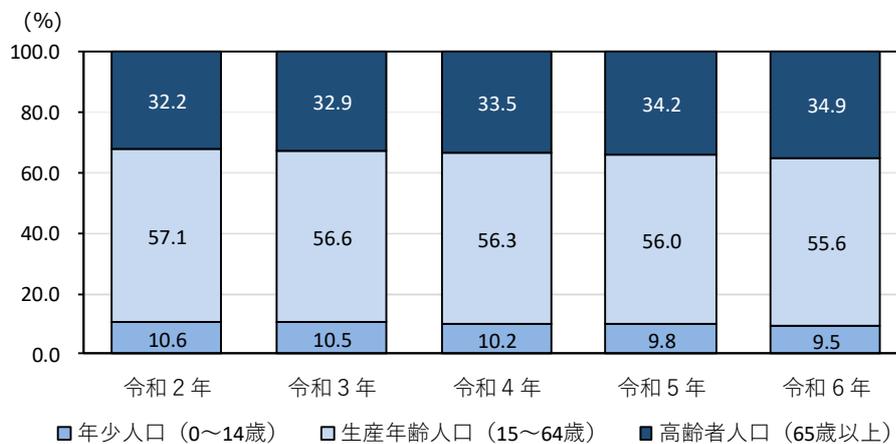
本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で30,412人と、令和2年の31,904人と比べて1,492人の減少となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は2,880人と、令和2年の3,397人と比べて517人の減少となっています。年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年で年少人口が9.5%、生産年齢人口が55.6%、高齢者人口が34.9%となっています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移

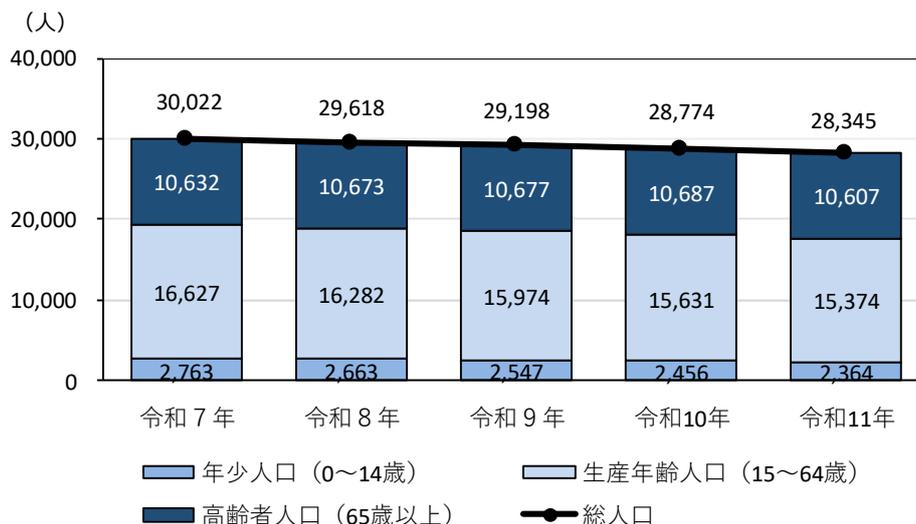


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口推計

本市の人口推計をみると、減少傾向で推移し、令和11年には総人口が28,345人で、年少人口が2,364人と減少することが予測されます。年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少する一方で、高齢者人口は増加を続け、令和11年の高齢化率は37.4%と予測されます。

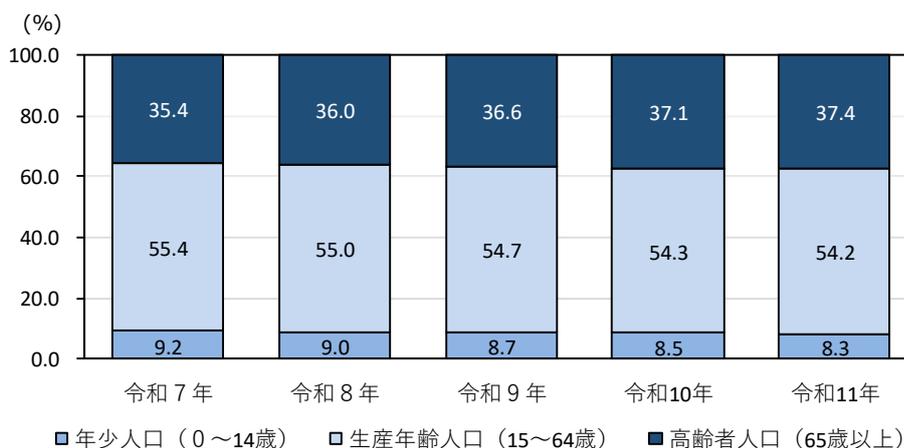
■人口の推計



資料：コーホート変化率法*による人口推計（各年4月1日現在）

※各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

■年齢3区分別人口構成比推計の推移



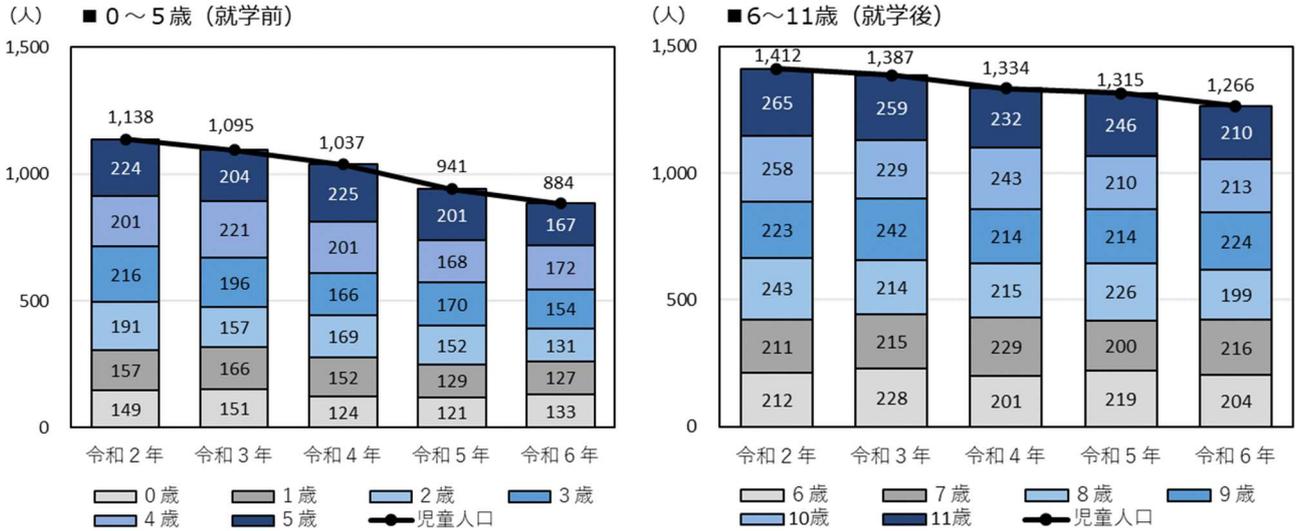
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）



(3) 児童人口（0～11歳）の推移

本市の0～5歳の就学前児童人口は、減少傾向で推移し、令和6年で884人と、令和2年の1,138人と比べて254人の減少となっています。6～11歳の就学後児童人口も同様に減少傾向で推移し、令和6年で1,266人と、令和2年の1,412人と比べて146人の減少となっています。

■ 0～11歳の年齢別人口の推移

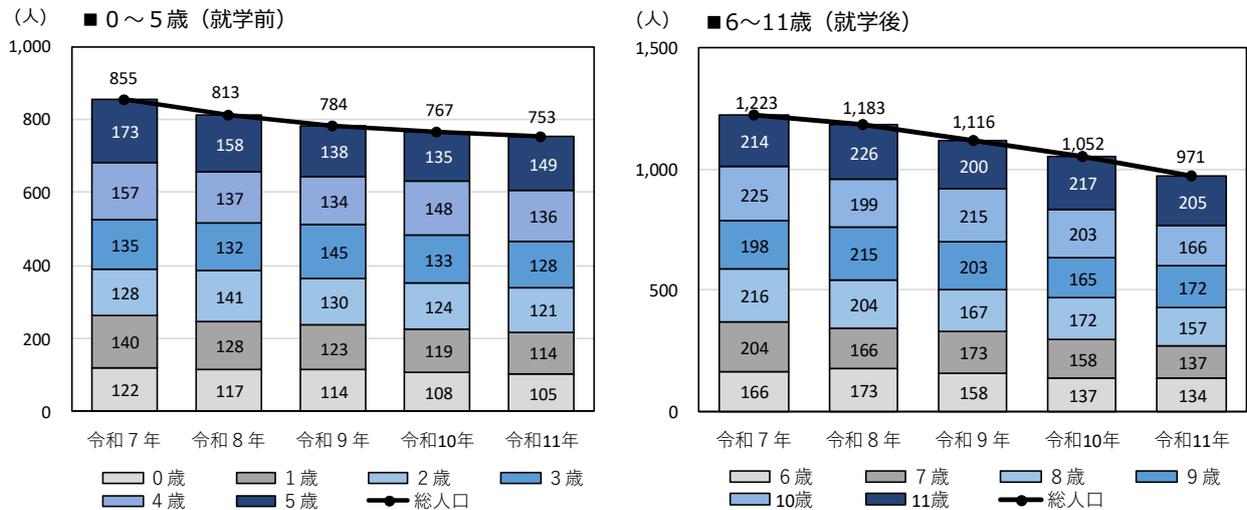


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 児童人口（0～11歳）の推計

本市の児童人口の推計は、0～5歳の就学前児童人口、6～11歳の就学後児童人口ともに減少傾向で推移していくことが予測されます。年齢階層別で見ると、7歳、8歳、10歳の児童人口の減少幅が大きくなっています。

■ 0～11歳の年齢別人口の推移



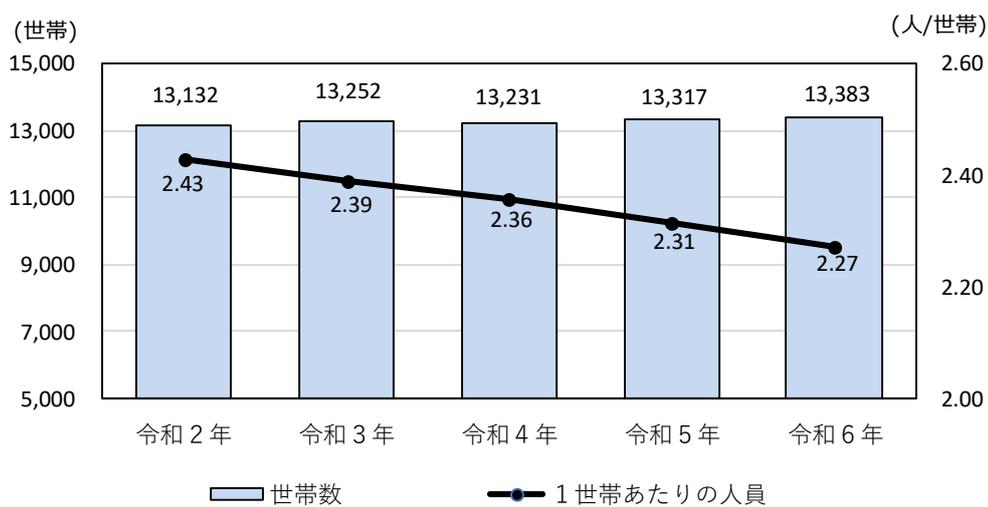
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本市の世帯数は、緩やかな増加傾向で推移しており、令和6年では13,383世帯となっています。1世帯あたりの人員は減少傾向で推移し、令和6年は2.27人/世帯となっています。

■世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

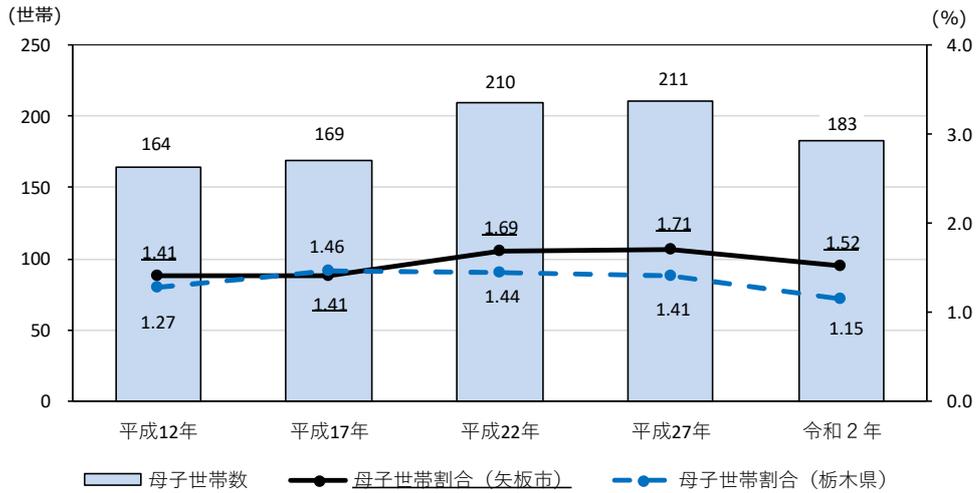


(2) 母子・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、令和2年で183世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.52%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

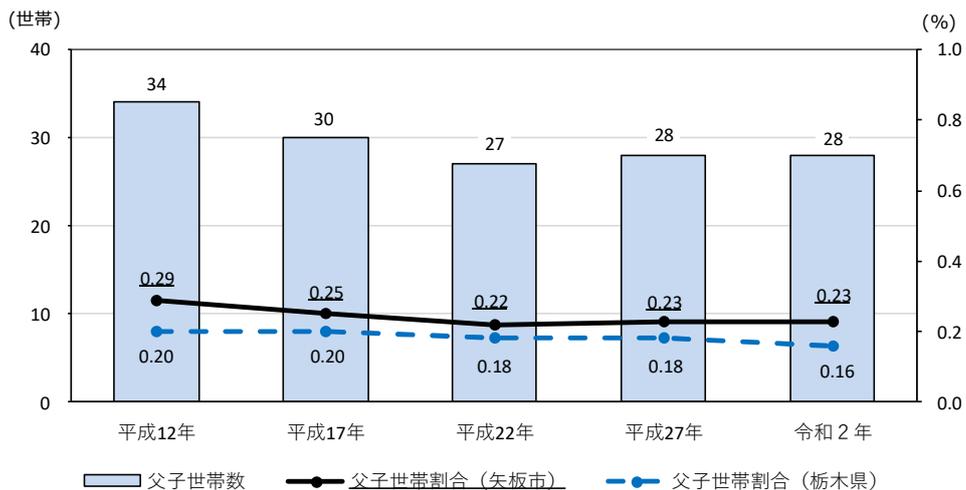
本市の父子世帯数は、令和2年で28世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.23%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

■母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合



資料：国勢調査

■父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合



資料：国勢調査

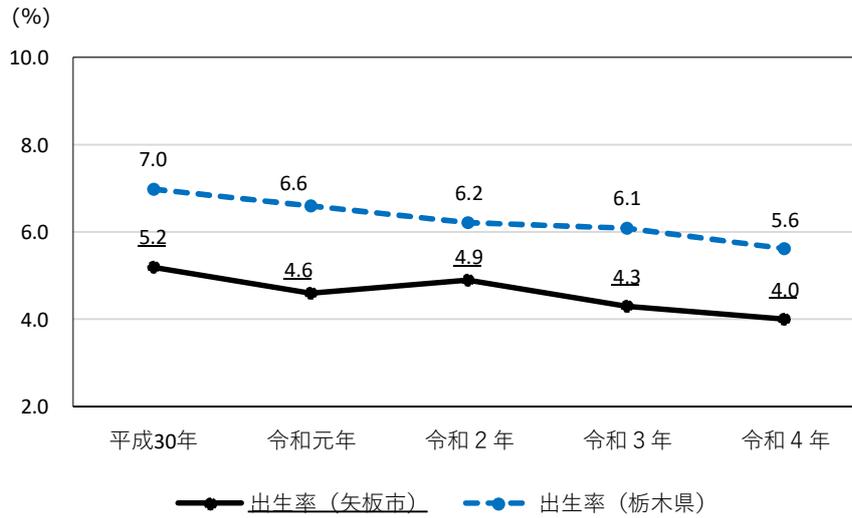


3 出生の状況

(1) 出生率の推移

本市の出生率は、減少傾向で推移しており、令和4年には人口千人あたり4.0人まで減少し、栃木県の出生率を下回っています。

■出生率の推移

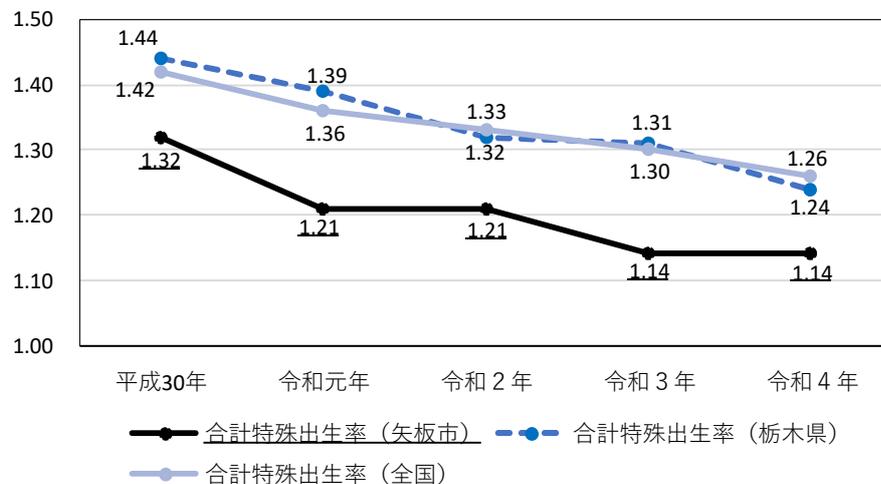


資料：栃木県保健統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、減少傾向で推移しており、令和4年には1.14まで減少し、栃木県の合計特殊出生率を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

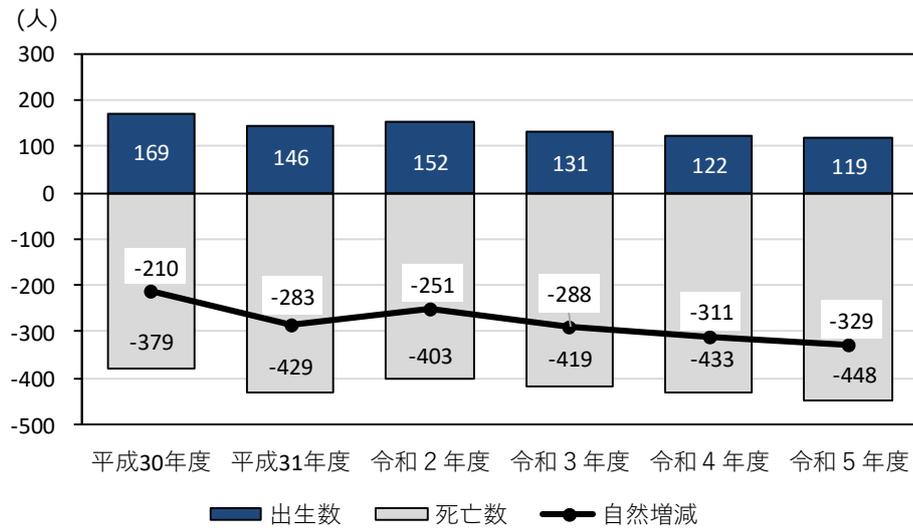


4 人口動態の推移

(1) 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和5年度は329人のマイナスとなっています。

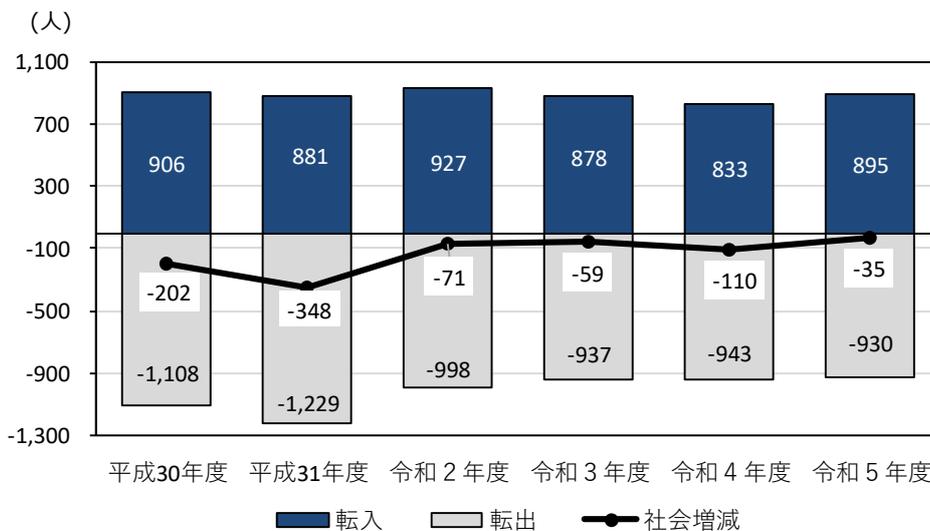
■出生数及び死亡数の推移



(2) 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）についても、マイナスで推移していますが、令和2年度より社会増減の減少幅が縮小傾向となっており、令和5年度は35人のマイナスとなっています。

■転入者数及び転出者数の推移



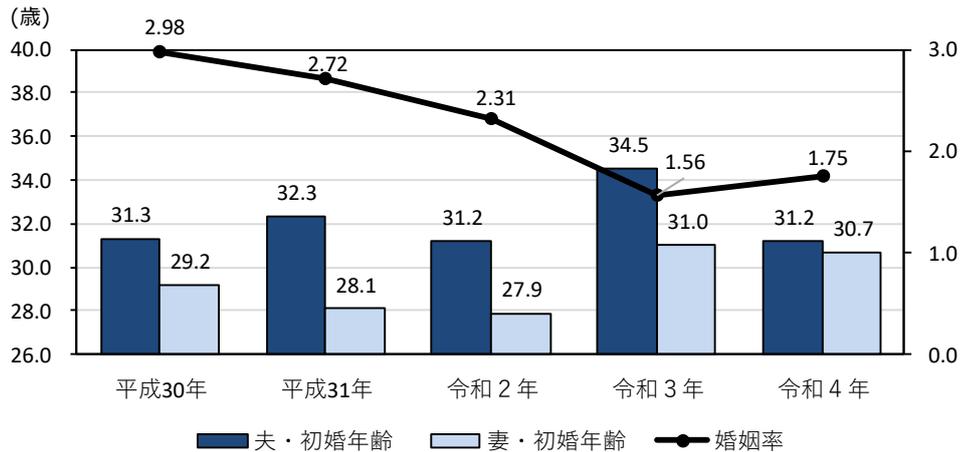


5 婚姻の状況

(1) 婚姻率及び初婚年齢の推移

本市の婚姻率は、増減があるものの減少傾向で推移し、令和4年には人口千人あたり 1.75 となっています。また、夫・妻の初婚年齢については増減を繰り返しており、令和4年では夫が 31.2 歳、妻が 30.7 歳となっています。

■婚姻率及び初婚年齢の推移

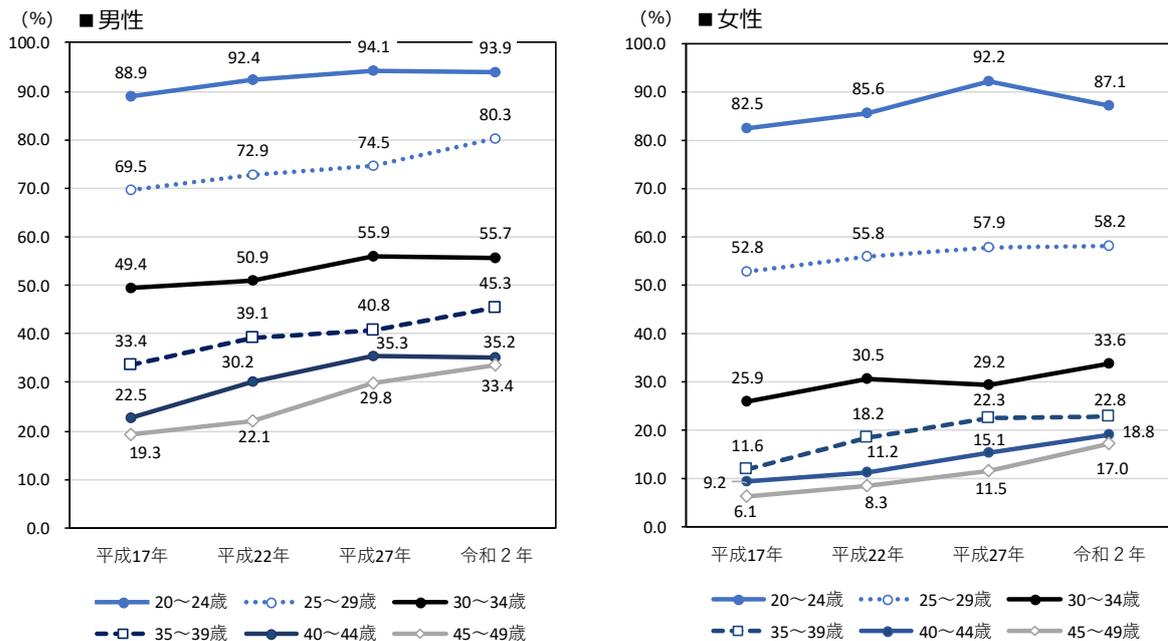


資料：矢板市

(2) 未婚率の推移

本市の5歳階級別の未婚率の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて男女ともに、ほぼ全ての年齢階級にて増加傾向で推移しています。

■5歳階級別の未婚率の推移



資料：国勢調査



6 就労の状況

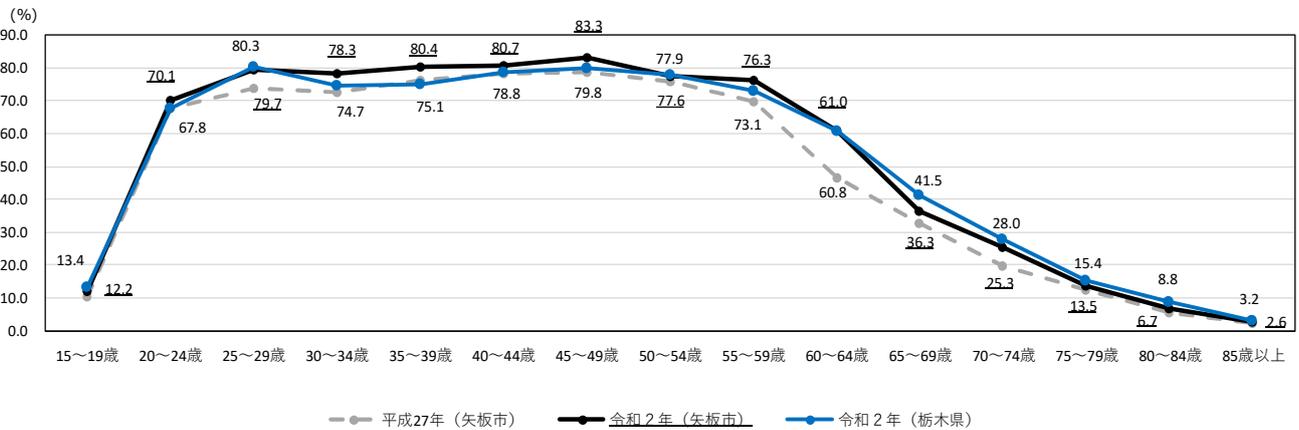
(1) 就業率の推移

本市の女性就業率は、平成27年と令和2年を比較すると、上昇傾向にあり、令和2年の30～40歳代等の女性就業率は、栃木県を上回る割合となっています。

女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加することで、グラフ化した際にMの曲線になることから「M字カーブ」を描くといわれますが、本市においては、極端な「M字カーブ」はみられず台形に近い形となっています。

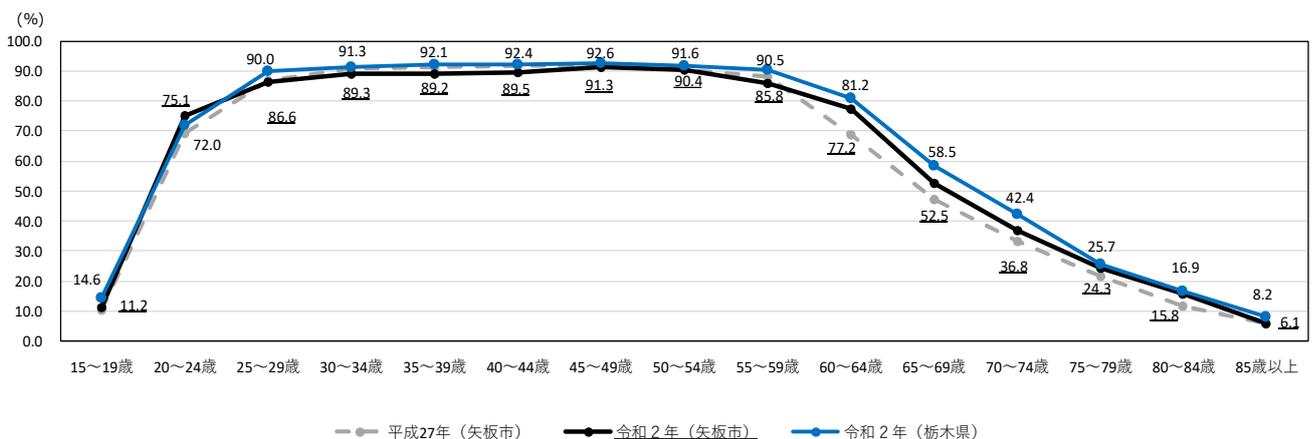
本市の男性就業率は、概ね栃木県を下回る数値で推移しています。

■女性就業率の推移



資料：国勢調査（数値は令和2年の矢板市と栃木県のみ表示）

■男性就業率の推移



資料：国勢調査（数値は令和2年の矢板市と栃木県のみ表示）

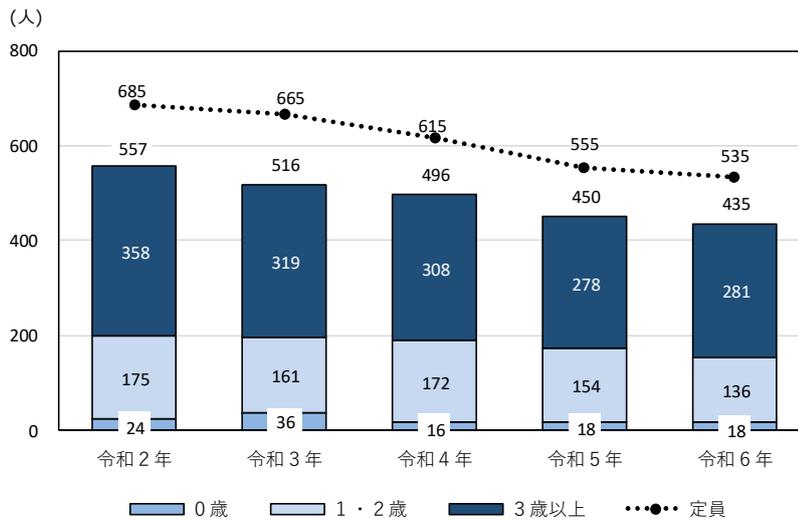
第2節 子育て支援サービスの状況

1 保育所（園）・認定こども園等の状況

(1) 保育所（園）入所（園）児童数の推移

本市の保育所（園）入所（園）児童数は減少傾向で推移しており、令和6年では435人となっています。年齢別でも、全ての年齢で減少傾向にあり、3歳以上では令和2年から令和6年にかけて減少幅が大きくなっています。

■保育所（園）入所（園）児童数及び定員数の推移



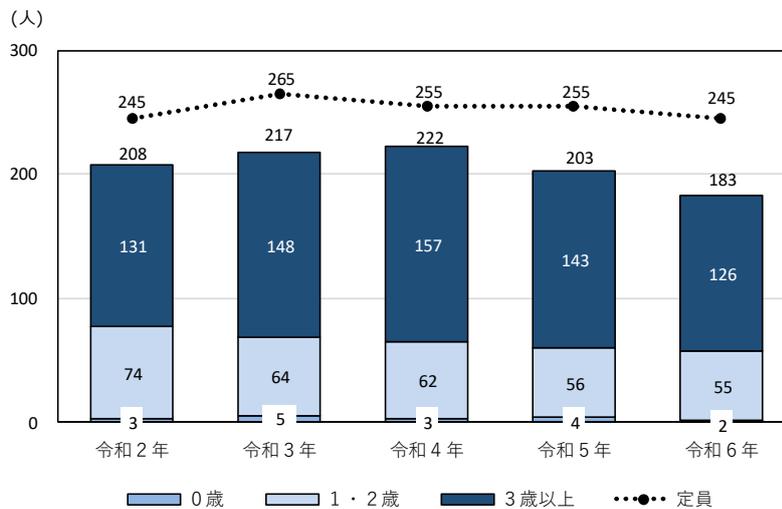
資料：子ども課（各年4月1日現在）

(2) 認定こども園（保育※）入園児童数の推移

※認定こども園に入園している2号認定・3号認定の児童数

本市の認定こども園（保育）入園児童数は、令和4年以降減少傾向で推移し、令和6年には183人となっています。年齢別でも、全ての年齢で減少傾向となっています。

■認定こども園（保育）入園児童数及び定員数の推移



資料：子ども課（各年4月1日現在）

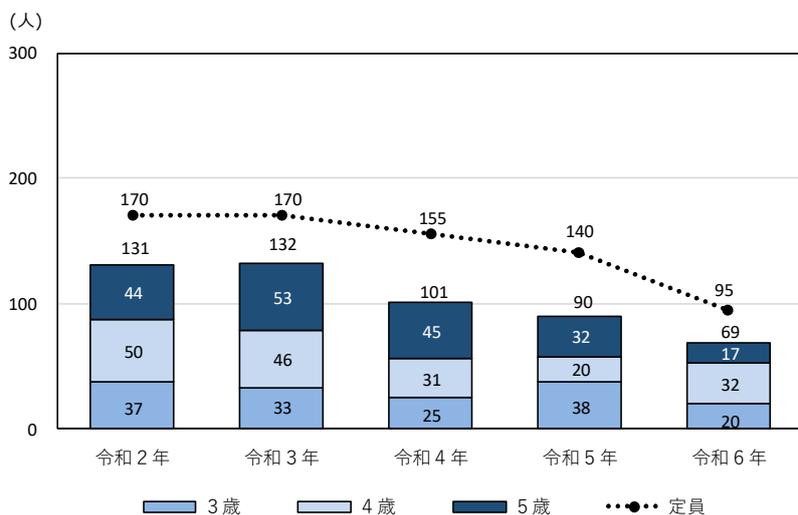


(3) 認定こども園（教育※）入園児童数の推移

※認定こども園に入園している1号認定の児童数

本市の認定こども園（教育）入園児童数は、令和3年以降減少傾向で推移し、令和6年には69人となっています。

■認定こども園（教育）入園児童数及び定員数の推移



資料：子ども課（各年4月1日現在）

2 各種事業の状況

(1) 利用者支援事業

こども及びその保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育所等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう利用者支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所数（か所）	1	1	1	1

資料：子ども課

(2) 延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11 時間）を超える保育が必要な場合、保育所（園）での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	168	133	165	176
か所数（か所）	7	7	7	7

資料：子ども課

(3) 放課後児童健全育成事業

小学校児童のうち、親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、学童保育館や児童館等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	380	368	367	376
か所数（か所）	9	9	9	8

資料：子ども課

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、お子さんをお預かりする事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	3	7	22	11
か所数（か所）	4	4	4	4

資料：子ども課



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や育児支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実施数(人)	143	129	120	133

資料：子ども課

(6) 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師や育児支援家庭訪問支援員が連携し、継続して家庭訪問し、保護者の育児・家事等の養育支援や相談支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実施数(人)	204	384	311	267

資料：子ども課

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点(センター)において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数(人)	816	1,160	1,246	1,394
か所数(か所)	6	6	6	6

資料：子ども課

(8) 一時預かり事業

保護者が仕事、疾病、急な用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育所(園)等において一時的な預かりを行う事業です。

■幼稚園型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数(人)	1,664	1,537	1,891	900
か所数(か所)	3	3	3	3

資料：子ども課

■幼稚園型以外、ファミリーサポートセンター、トワイライトステイ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数(人)	101	109	80	293
か所数(か所)	5	5	5	5

資料：子ども課

**(9) 病児[※]・病後児保育事業**

※「病児」…病気の初期から回復期の児童

病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えない場合や、保護者による保育ができない場合に、保育所（園）等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	48	108	111	142
か所数（か所）	2	2	3	3

資料：子ども課

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	101	25	51	185
か所数（か所）	1	1	1	1

資料：子ども課

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査受診票（合計14回分）を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査を行います。

※「受診者数（人）」は、当該年度に妊婦健康診査を受診した人数です。そのため、妊娠の期間により年度をまたいで健康診査を受診する妊婦は、それぞれの年度でカウントされるため、「受診票交付人数（人）」とは異なります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	1,761	1,675	1,413	1,608

資料：子ども課



第3節 アンケート調査結果の概要

1 こども・子育てに関するアンケート調査

(1) 調査の目的

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者 : 矢板市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査） 683 人
矢板市在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学校児童調査） 1,263 人

実施期間 : 令和6年6月10日(月)～7月7日(日)

調査方法 : 【就学前児童保護者】
調査依頼ハガキを郵送にて配布し、WEBでの回答を依頼
【小学校児童保護者】
小学校にて調査依頼文を配布し、WEBでの回答を依頼

■回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	683 票	238 票	34.8%
小学校児童保護者調査	1,263 票	385 票	30.5%

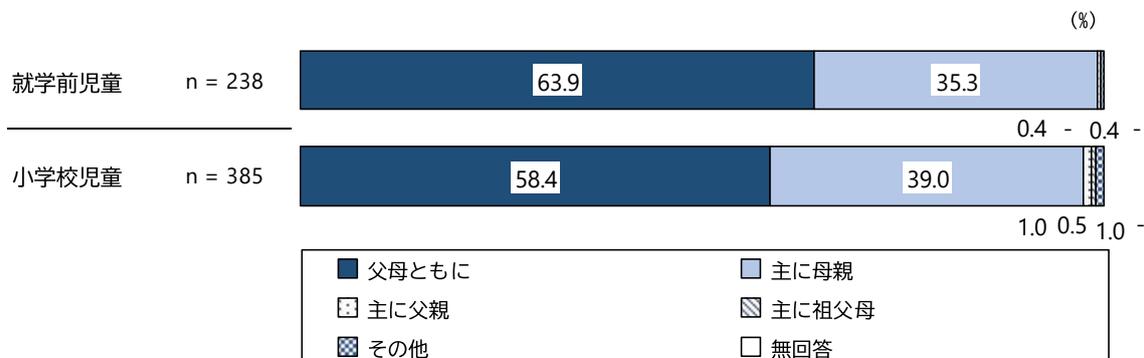
※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。



(3) 調査結果の概要

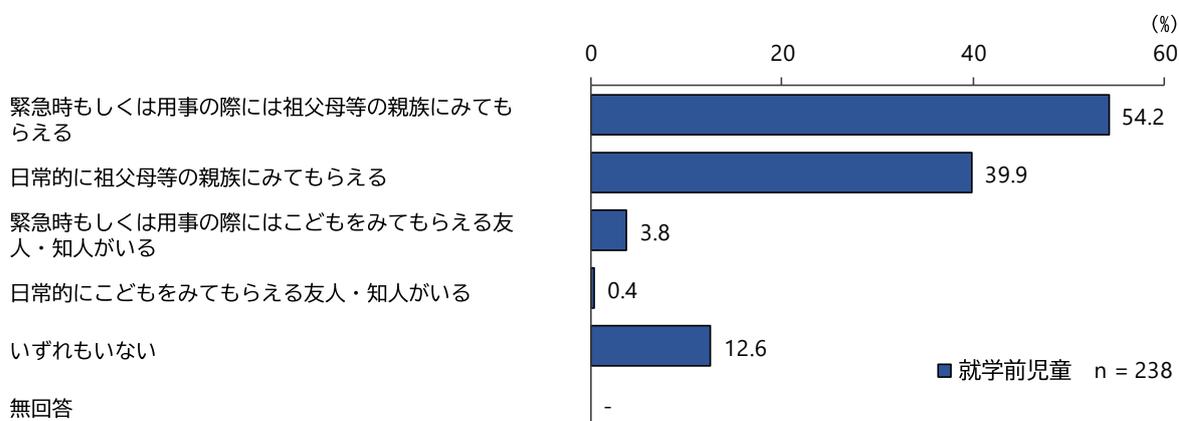
①こどもの身のまわりの世話について

こどもの身のまわりの世話を主に行う人については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「父母ともに」が5割以上と最も高く、次いで「主に母親」が約4割となっています。



②こどもをみてもらえる人の有無について（複数回答可）

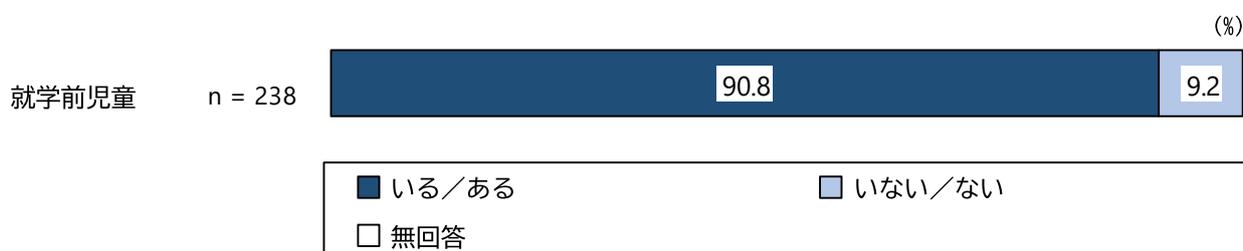
就学前児童保護者のこどもをみてもらえる人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約5割と最も高くなっている一方で、約1割が「いずれもない」と回答しています。



③子育ての相談について

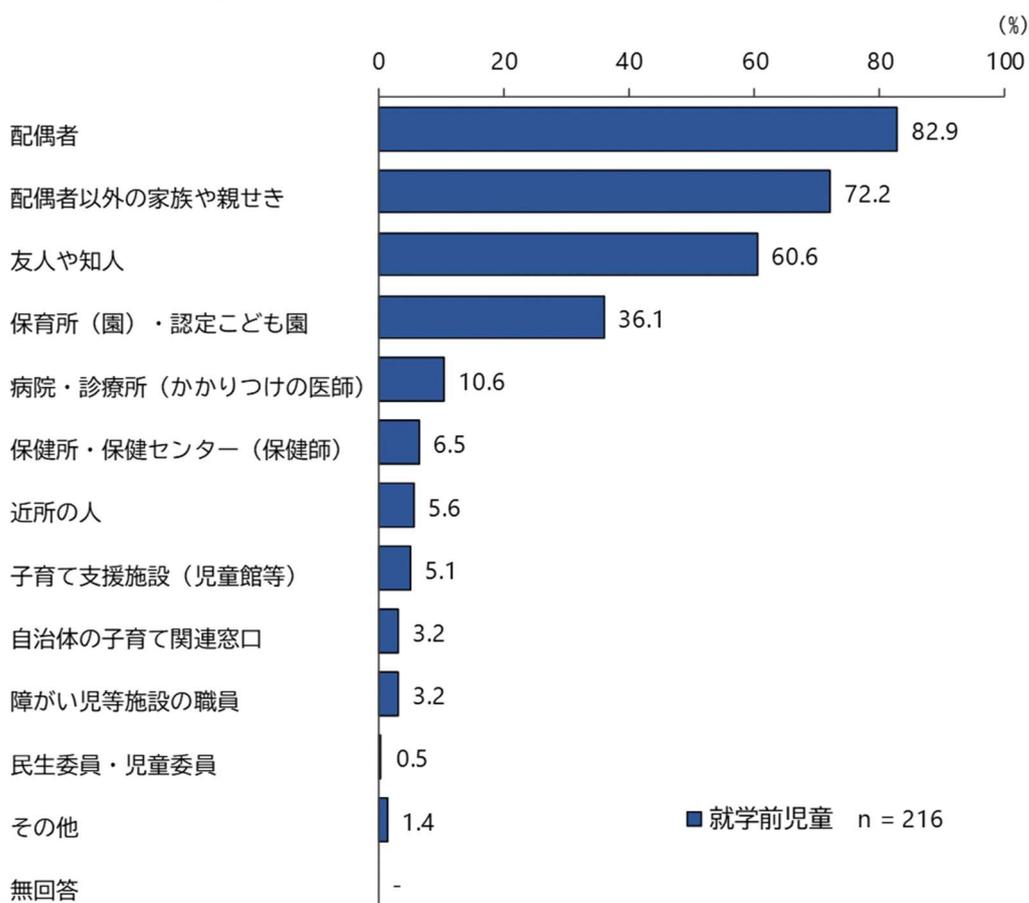
【相談できる人・場所の有無】

就学前児童保護者の相談できる人・場所の有無については、「いる／ある」が約9割と大多数を占める一方で、9.2%が「いない／ない」と回答しています。



【相談先】（複数回答可）

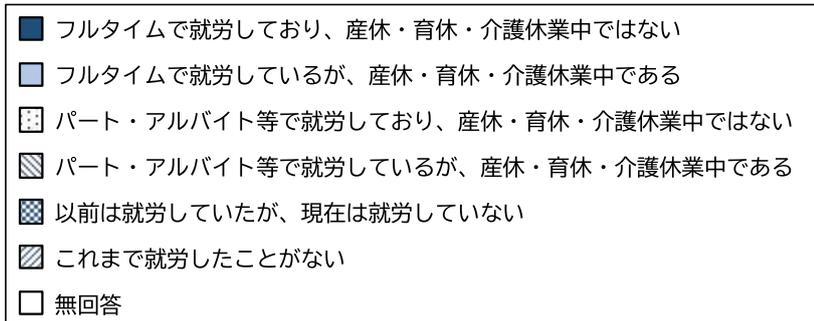
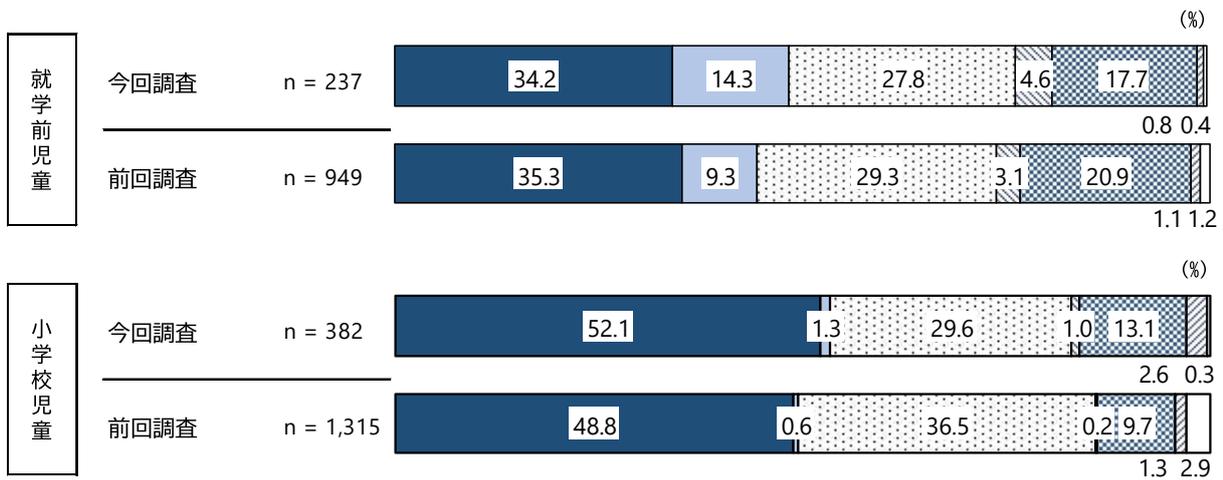
相談相手が「いる／ある」と回答した方の具体的な相談先については、「配偶者」が8割以上と最も高く、「配偶者以外の家族や親せき」、「友人や知人」と身近な人が続きます。一方、公的機関が設置している窓口（「保健所・保健センター（保健師）」、「子育て支援施設（児童館等）」、「自治体の子育て関連窓口」等）は1割以下となっています。



④就労状況について

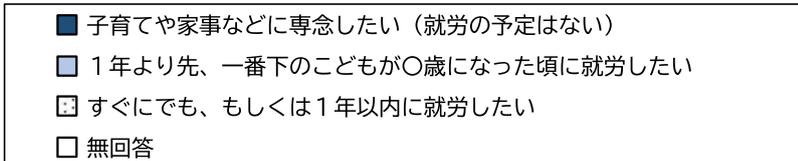
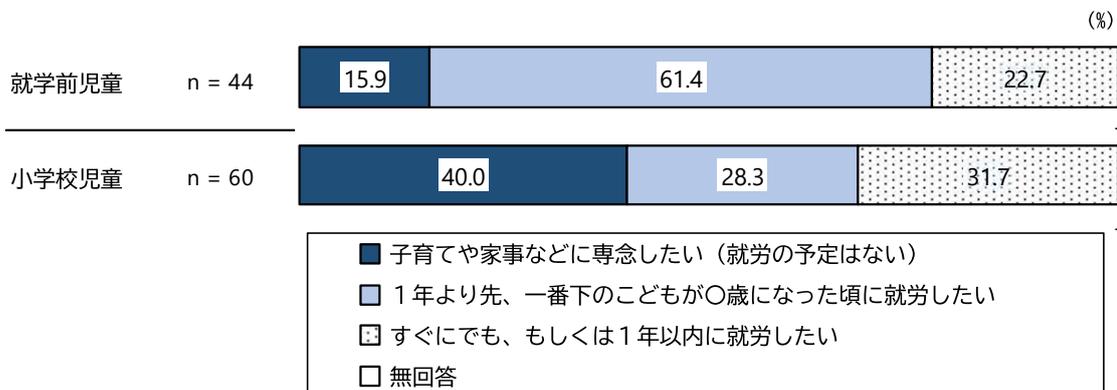
【母親の就労状況】

母親の就労状況については、産休・育休・介護休業中に関わらず、「フルタイムで就労している」と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童保護者では3.9ポイント、小学校児童保護者では4.0ポイント上回っており、フルタイムで就労している母親が増加している状況がうかがえます。



【就労していない母親の就労希望】

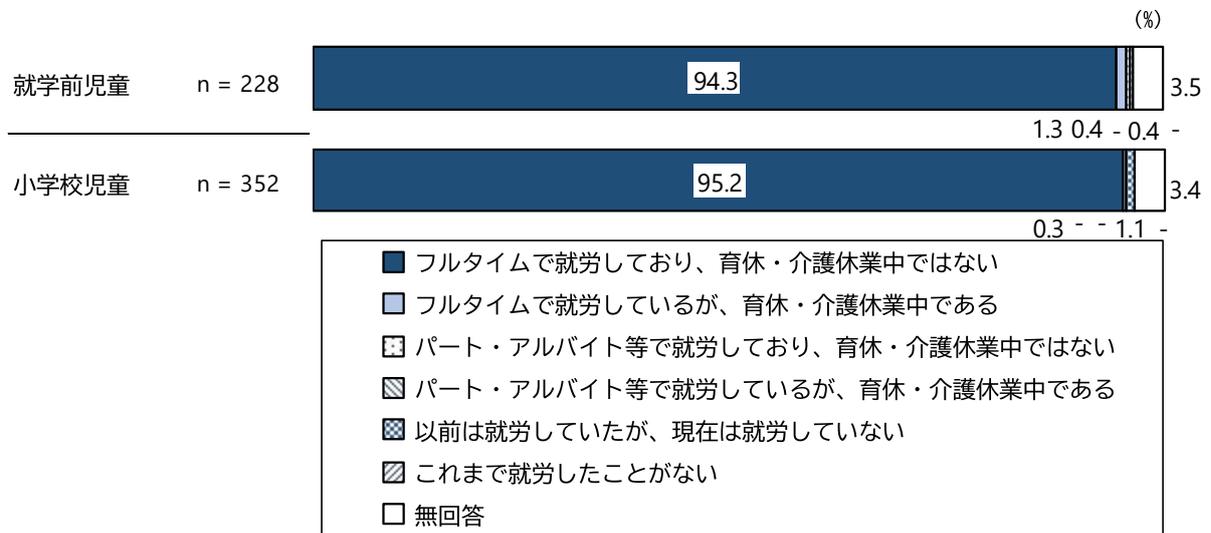
就労していない母親の就労希望については、就学前児童保護者では、就労したい意向を持っている割合が8割以上、小学校児童保護者では6割となっています。





【父親の就労状況】

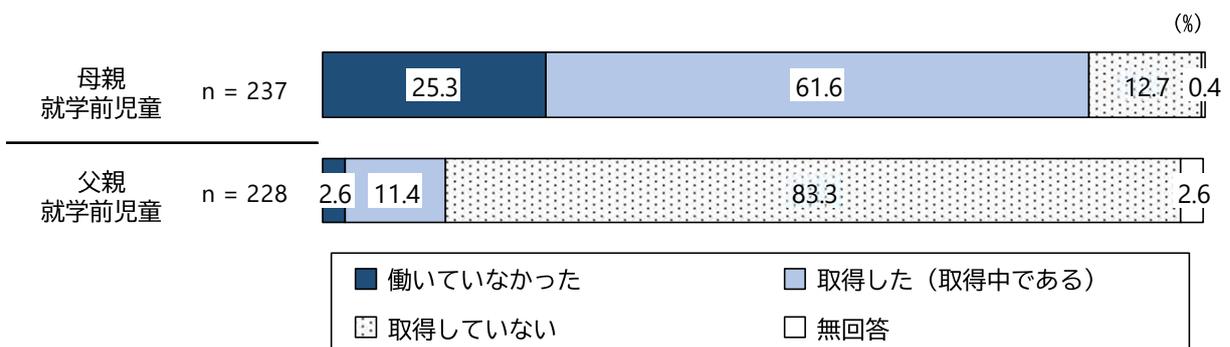
父親の就労状況については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「フルタイムで就労している」が9割以上を占めています。



⑤育児休業について

【育児休業の取得状況】

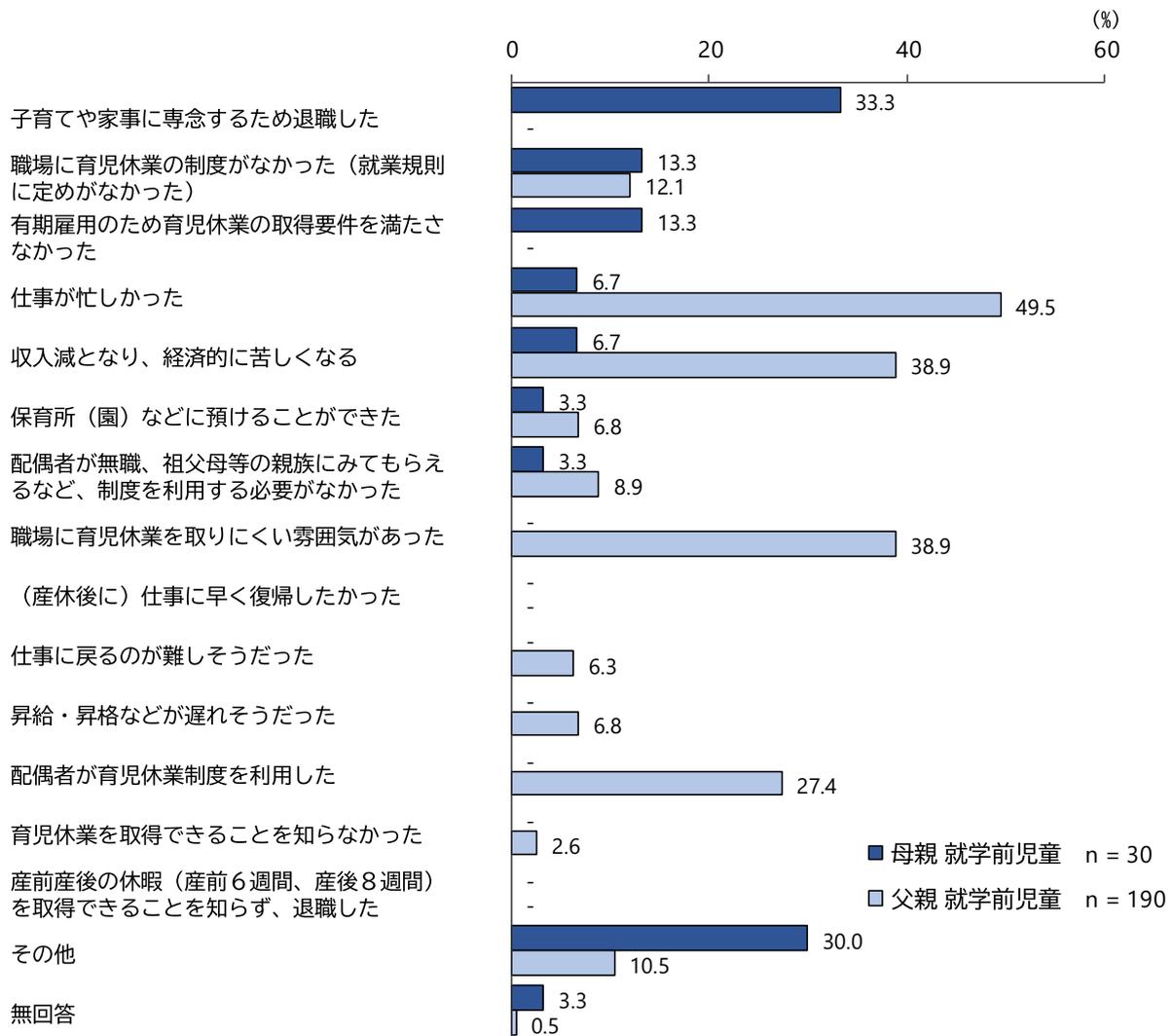
就学前児童保護者の育児休業の取得状況については、母親は「取得した（取得中である）」が6割以上と最も高くなっていますが、父親が育児休業を取得した（している）割合は約1割と低くなっています。



【育児休業を取得しなかった理由】（複数回答可）

育児休業を取得しなかったと回答した母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、他には「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」など、職場や雇用の状況を理由とする回答が高くなっています。また、「その他」の理由としては、個人事業主や自営業だったためという回答が多くを占めていました。

育児休業を取得しなかったと回答した父親の理由については、「仕事が忙しかった」が約5割となっており、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった経済面の不安や職場の状況を理由とする回答が多くなっています。



⑥保育所（園）や認定こども園等の利用について

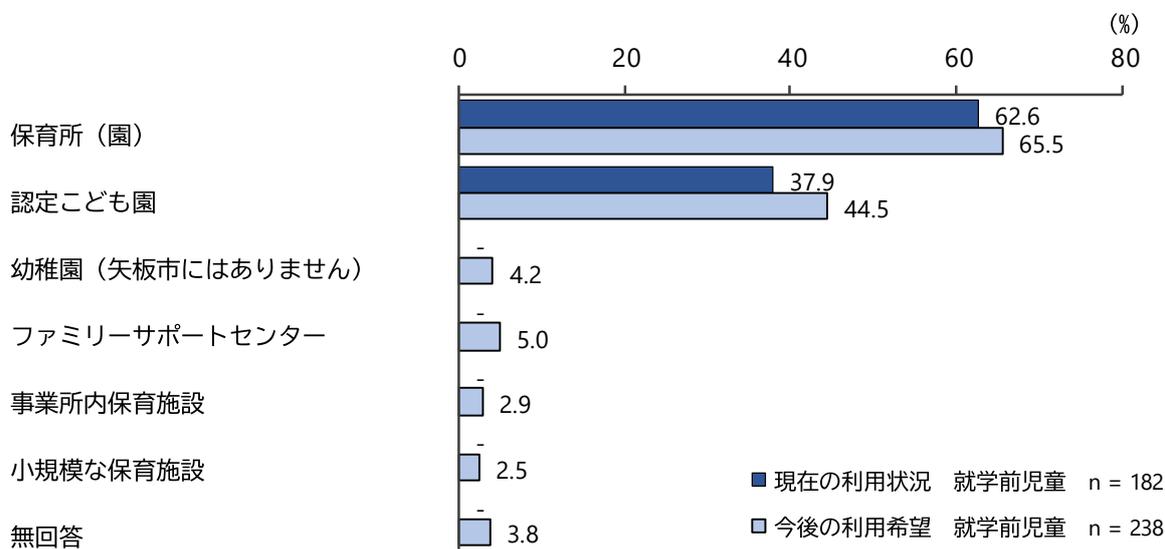
【定期的な教育・保育事業の利用状況】

就学前児童保護者の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合が今回調査では76.5%と、前回調査より2.5ポイント低下しています。



【現在の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望】（複数回答可）

就学前児童保護者が平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「保育所（園）」が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。また、今後利用したい教育・保育事業についても、おおむね同様の傾向となっています。

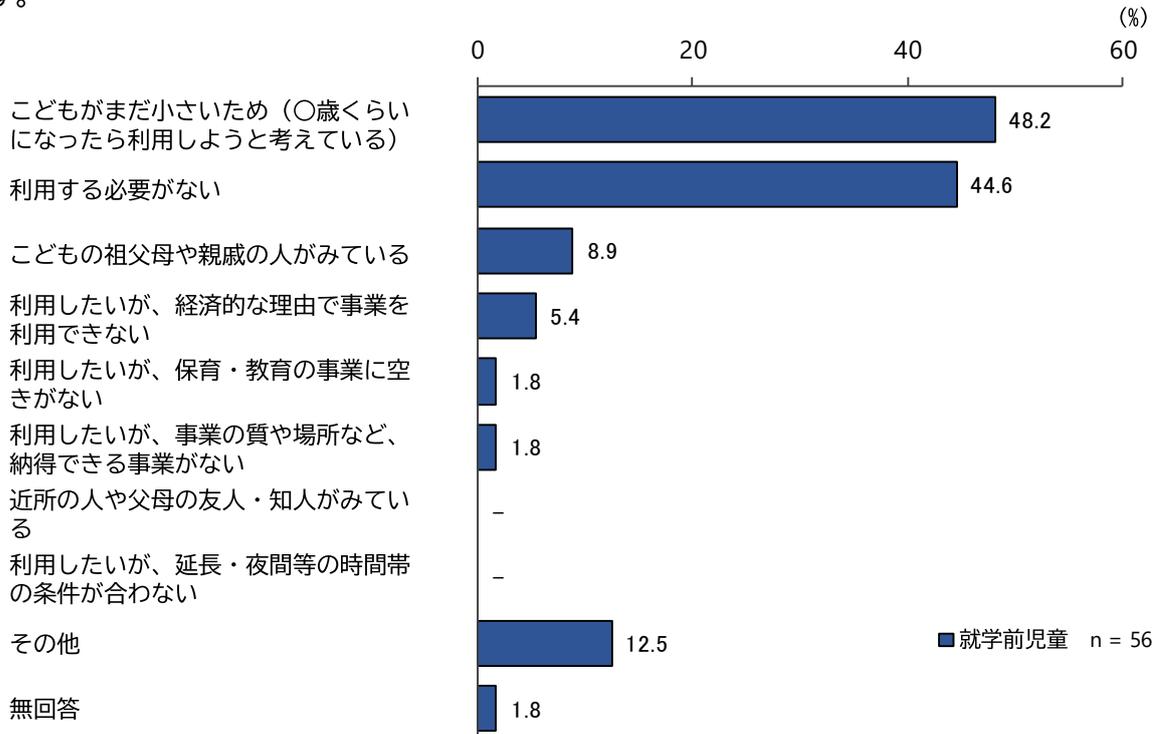




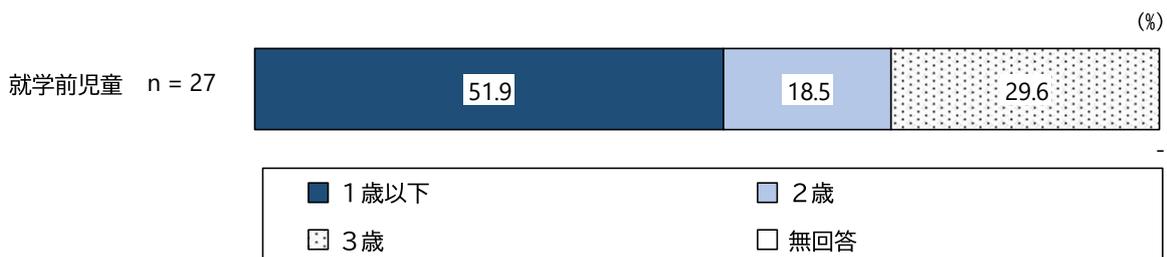
【定期的な教育・保育事業を利用していない理由】（複数回答可）

定期的な教育・保育事業を「利用していない」と回答した方の理由については、「こどもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」が約5割と最も高く、次いで「利用する必要がない」となっています。

また、定期的な教育・保育事業の利用を検討する年齢については、「1歳以下」が5割以上を占めています。



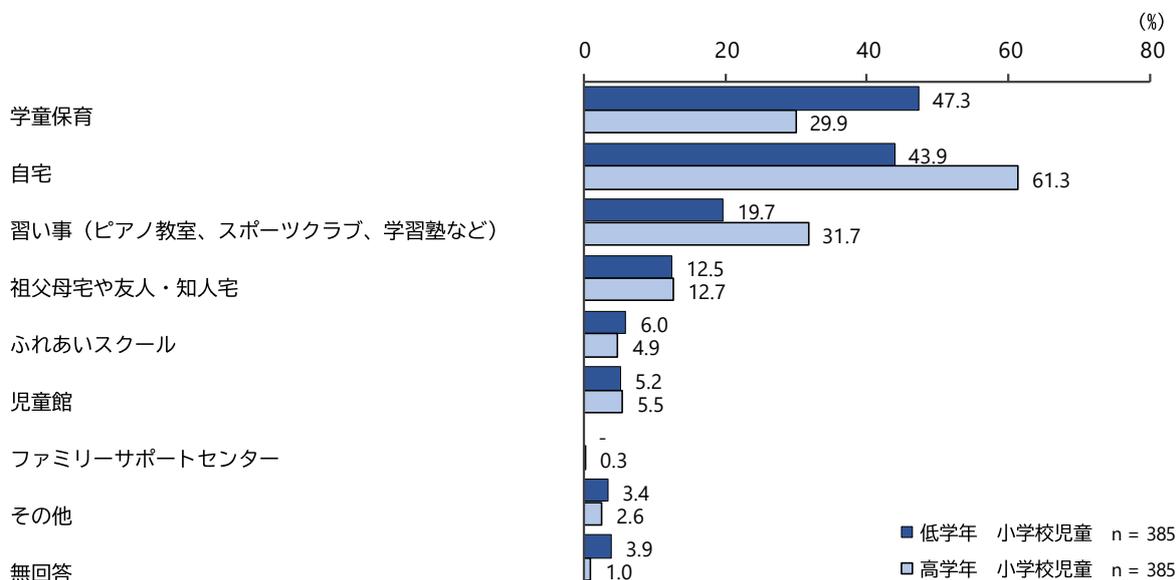
■ 利用を検討する年齢



⑦放課後等の過ごし方について

【放課後に過ごさせたい場所】（複数回答可）

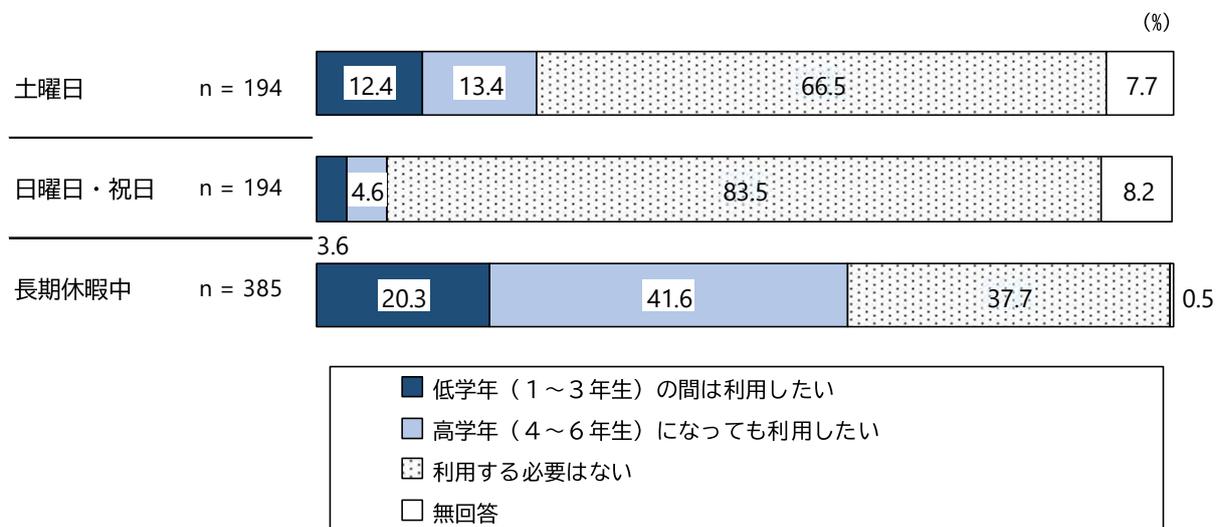
小学校児童保護者の放課後に過ごさせたい場所については、低学年での希望は、「学童保育」、「自宅」、「習い事」の順に高く、高学年での希望は、「自宅」、「習い事」、「学童保育」の順に高くなっています。



【休日の学童保育の利用希望】

小学校児童保護者で放課後に過ごさせたい場所で「学童保育」と回答した方の、休日の学童保育の利用希望については、土曜日、日曜日・祝日ともに6割以上が「利用する必要はない」と回答しています。低学年・高学年に関わらず《利用したい》（「低学年（1～3年生）の間は利用したい」＋「高学年（4～6年生）になっても利用したい」）の割合は、日曜日・祝日に比べて土曜日が高くなっています。

長期休暇中の学童保育の利用希望については、《利用したい》が約6割を占めており、休日に比べて長期休暇中の利用ニーズが高くなっています。



※調査票の設計上、「土曜日」及び「日曜日・祝日」の利用希望は平日の放課後に学童保育を利用したいと回答した方を対象に、「長期期間中」の利用希望は全ての方を対象としている設問のため、n数が異なります。

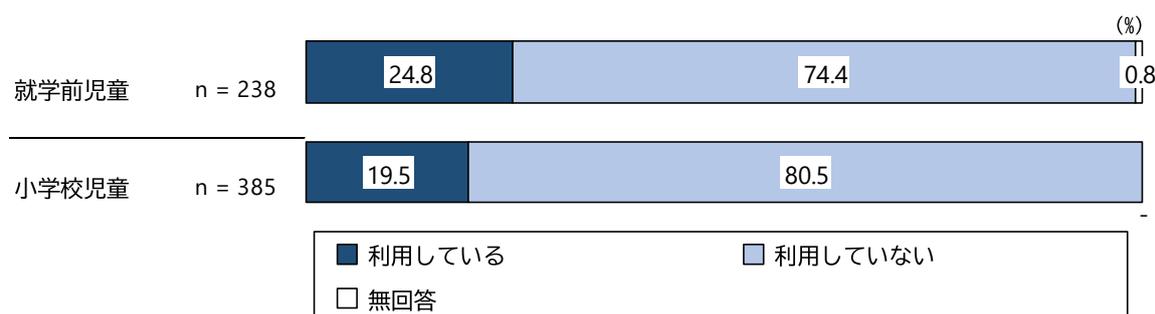


⑧児童館の利用について

【児童館の利用状況】

児童館の利用状況については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「利用していない」が7割以上を占めており、「利用している」と回答した割合は、就学前児童で24.8%、小学校児童で19.5%となっています。

また、児童館への要望については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」が最も高く、次いで「こどもの意見を反映させた遊びと行事を行う」となっています。



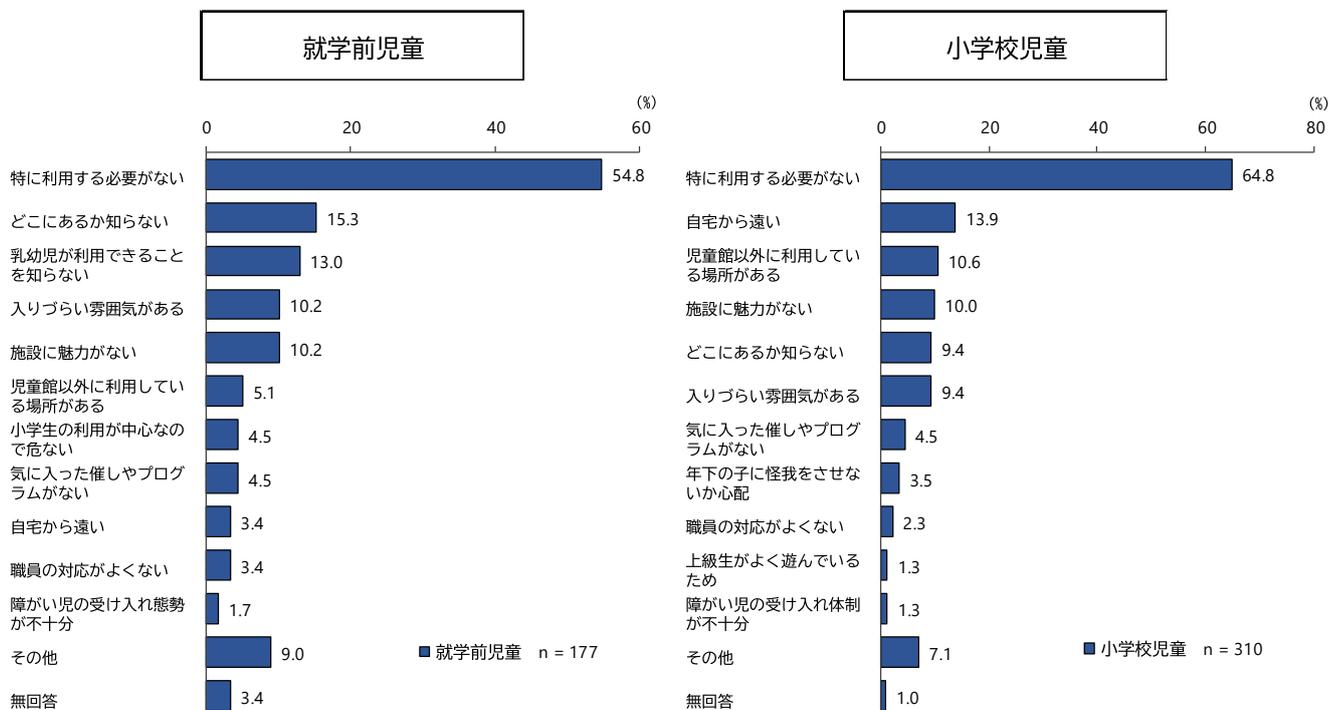
■児童館への要望上位5項目（複数回答可）

	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童	施設の拡大や魅力的な遊具の充実	こどもの意見を反映させた遊びと行事を行う	子育て相談や講座の充実	親同士の情報交換や交流の場を設ける	職員の専門性を高める
	74.6%	25.4%	18.6%	16.9%	16.9%
小学校児童	施設の拡大や魅力的な遊具の充実	こどもの意見を反映させた遊びと行事を行う	職員の専門性を高める	子育て相談や講座の充実	親同士の情報交換や交流の場を設ける
	61.3%	33.3%	26.7%	17.3%	16.0%



【児童館を利用していない理由】（複数回答可）

児童館を「利用していない」と回答した方の理由については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「特に利用する必要がない」が5割以上を占めており、次いで「どこにあるか知らない」（就学前児童保護者）、「自宅から遠い」（小学校児童保護者）と施設へのアクセスや認知度を理由とする回答が多くなっています。





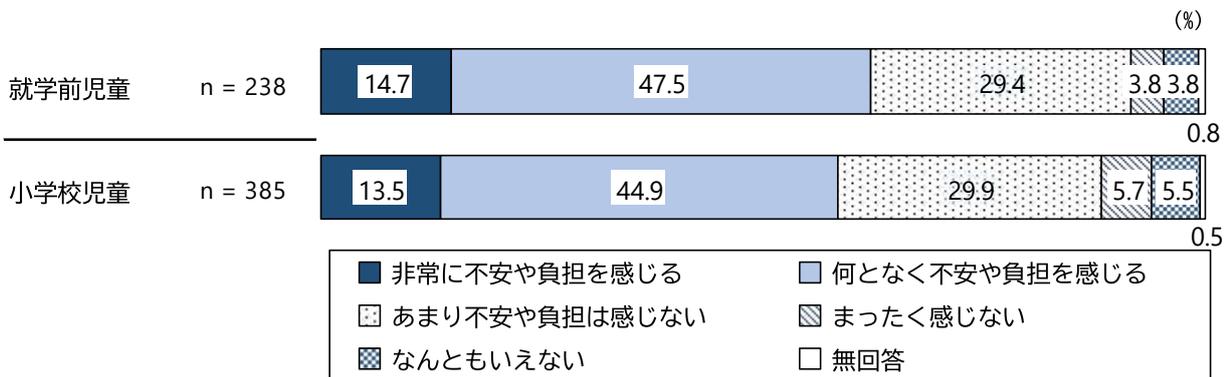
⑨子育て全般について

【子育ての感じ方】

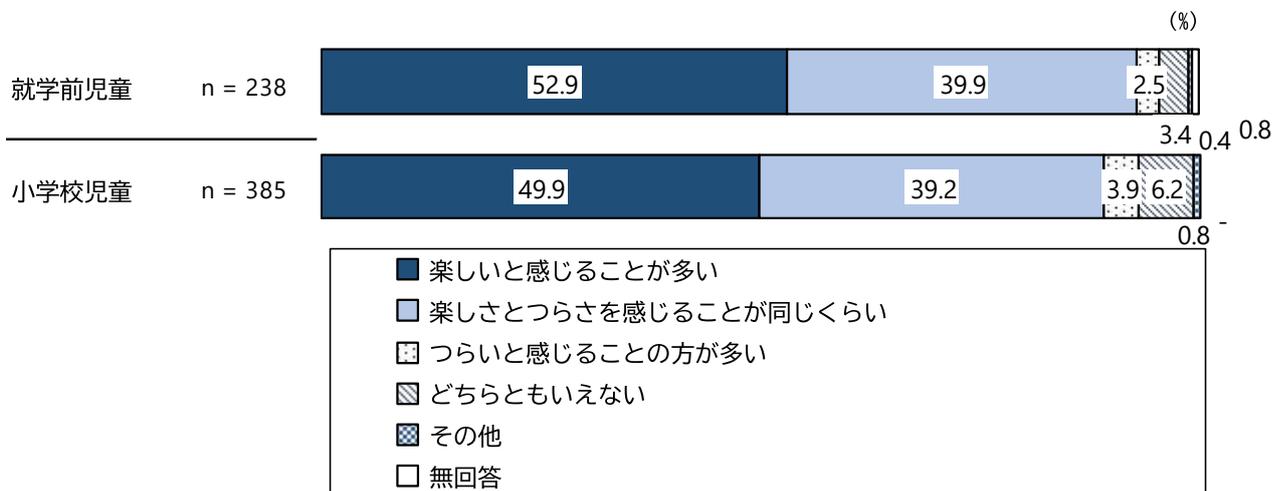
子育てへの不安や負担感については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「何となく不安や負担を感じる」が4割以上と最も高くなっており、「非常に不安や負担を感じる」と合わせると、約6割が不安や負担感を抱えながら子育てをしていると回答しています。

また、子育ての楽しさについては、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「楽しいと感じることが多い」が約5割と最も高くなっています。

■子育てへの不安・負担感

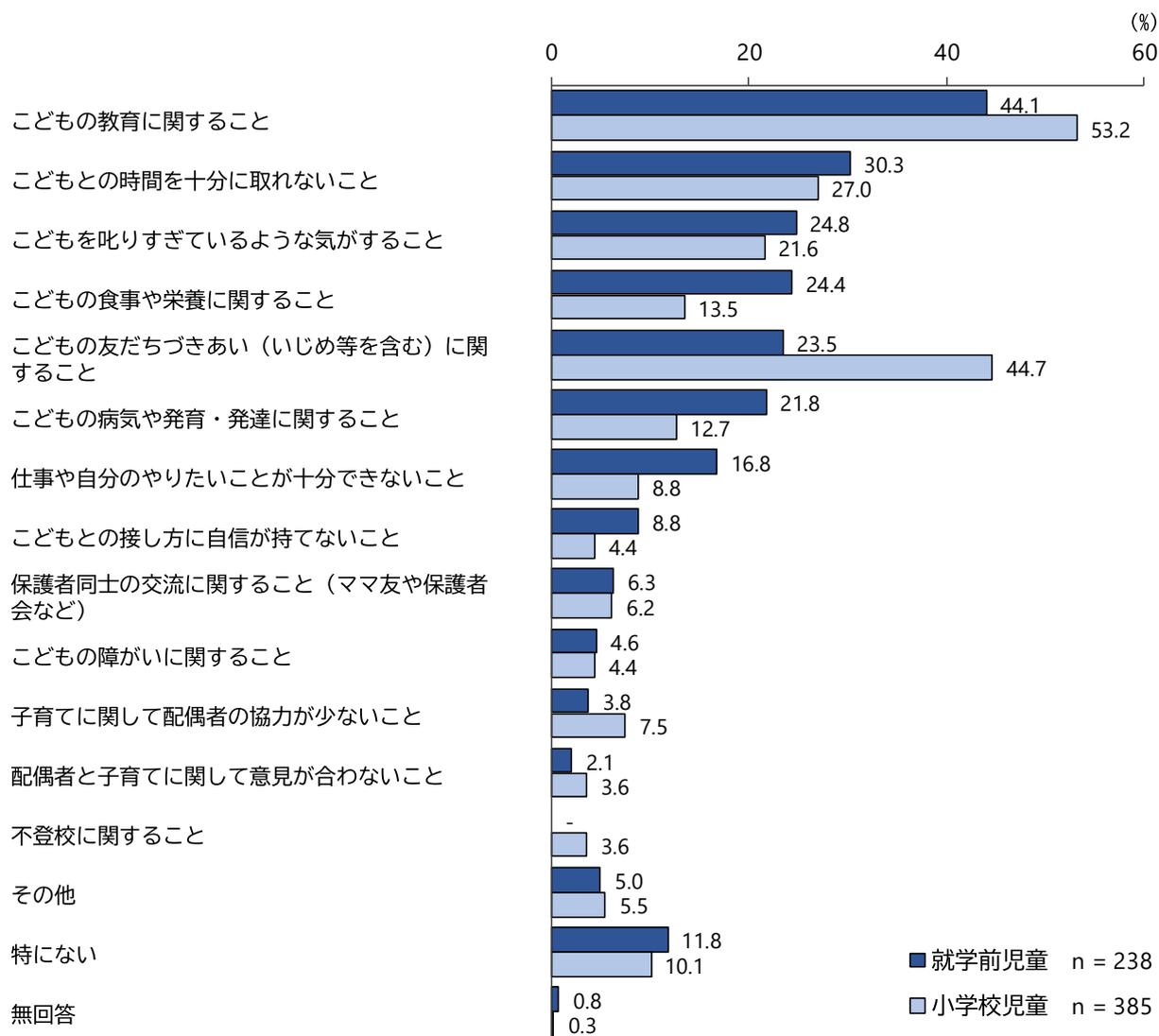


■子育ての楽しさ



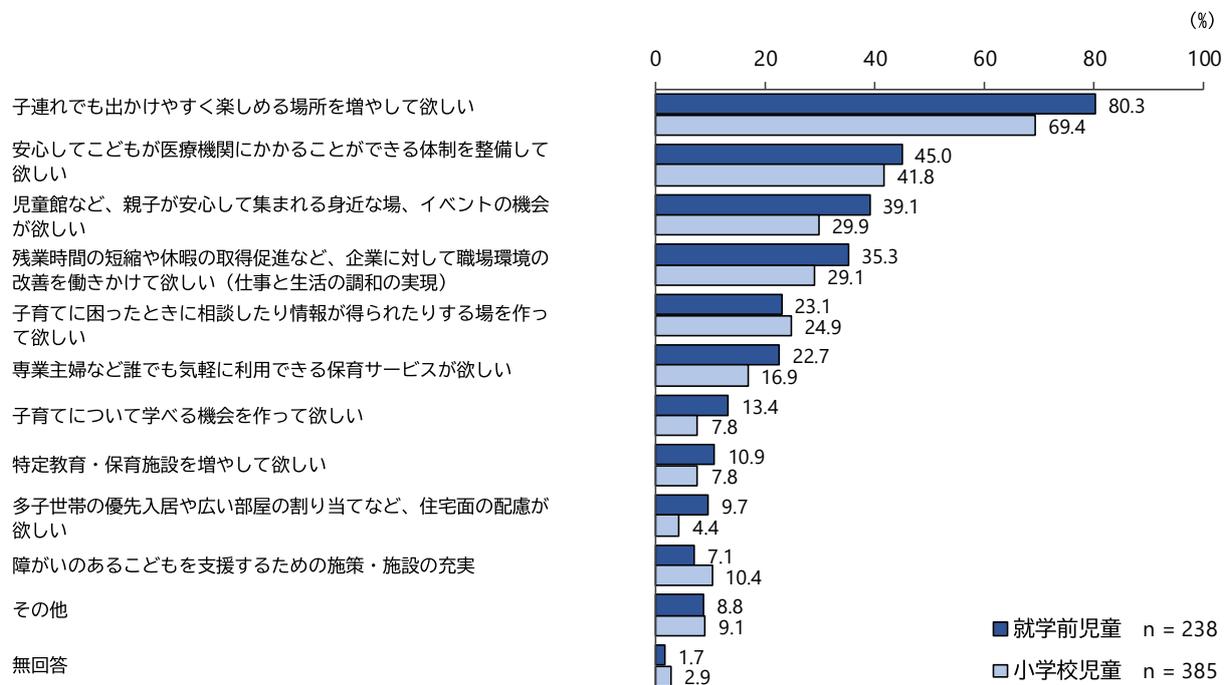
【子育てに関して、日頃悩んでいることや気になっていること】（複数回答可）

子育てに関して、日頃悩んでいることや気になっていることについては、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「こどもの教育に関すること」が最も高くなっています。次いで、就学前児童保護者では「こどもとの時間を十分に取れないこと」、小学校児童保護者では「こどもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が高くなっています。



【行政に対して今後期待する子育て支援】（複数回答可）

行政に対して今後期待する子育て支援については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が最も高く、次いで「安心してこどもが医療機関にかかることができる体制を整備して欲しい」となっています。





⑩自由記載における主な意見について

■子育て環境に関すること

- ・こどもたちが気軽に遊べる施設が欲しいです（ショッピングモールなど）。こどもに対する犯罪が増えてきていることもあり、多目的トイレを増やしたり、街灯を増やしてもらえると嬉しいです。【就学前児童保護者】
- ・こどもを遊ばせる環境もそうですが、矢板市に大人が息抜きに利用できる施設が少ないように思います。私は他府県から移住してきましたが、車生活等も初めてで、徒歩圏内や市内に行きやすいカフェや、本屋、雑貨屋、居酒屋など、大人が近くで気分転換できる場所がないため、気軽に息抜きできる場がないのが辛いです。こどもの環境を整えてもらうこともありがたいですが、今の親世代が生活の延長で身近に息抜きしたり、こどもと楽しめる場が増えたらいいなと思います。【就学前児童保護者】
- ・私有地から木の枝や草が道路に出ていて、こども達が避けて歩くため車道に出てしまい、とても危険な場所があります。通学路のチェック、アンケート等の対応などで地域のこども達の安全を確保していただきたいです。【小学校児童保護者】
- ・こどもの活動に保護者として参加したくても、平日昼間の集まりが多くてなかなか積極的に関わることができません。市がどれくらい子育て支援に力を入れているのか、いまいち分かりにくいです。紙媒体の発信よりも、ネット媒体の発信に力を入れて欲しいです。知りたいことは沢山あるのに、調べる方法が分かりません。または、情報更新がされていません。市のHPを見れば、子育ての悩み解決の糸口は必ずあるくらいの情報の充実が欲しいです。【小学校児童保護者】

■教育・保育事業、子育て支援サービスに関すること

- ・こどもの急な病気などで仕事を休むことが多々あり、そうすると現在の職場はシフトを優先して入れてもらえなくなるので、子育てしている母親でも職場に迷惑をかけない、不安なくできるお仕事を教えてください。【就学前児童保護者】
- ・外から来ると保育園や公的機関だけが子育ての頼みの綱です。産後、相談しても使いづらいファミサポと保育園しか頼れず、結局は自分で頑張るしかないと思ったことも多々ありました。公的機関はできることが限られると思いますが、「こどもまんなか」というのであれば、痒い所に手が届く、前例のない支援も行ってほしいです。病児保育を市内に誘致するのはぜひ早急をお願いしたいです。土日、夜間、家庭の中に入った保育や支援、特色のある教育、産前産後の給食、ペア制度による見守りなど。お年寄りへの対策に通じるところも多数あるので、高齢対策課とも連携するとよいのではないかと感じます。今後のさらなる子育て支援に期待しています。【就学前児童保護者】
- ・反抗期、中間反抗期などでこどもへの対応をどうしたらいいか悩み中です。専門家や経験者などに気軽に相談できる場所が乳幼児期のようにあるといいですが、どこに相談すればいいかわかりません。【小学校児童保護者】
- ・塾などに行かせてあげる余裕が無い家庭に、低額や無料で勉強を見ていただける施設や環境があれば、高校受験で悩んでいる家庭やこども達の力になると思います。【小学校児童保護者】

**■経済的負担の軽減に関すること**

- ・こどもにかかるお金や妊娠出産費用などで金銭的に不安を抱えると、こどもに我慢ばかりさせてのびのび育てあげられないので、金銭的負担を少なくしてほしいです。【就学前児童保護者】
- ・こどもを数人持ちたいと思っていますが、妊娠・出産にお金がかかります。妊娠中に入院した時はある程度助成されましたが、全額ではないので、色々買い揃えないといけない時には大変でした。次、産休育休を取ると無収入になるので不安があります。フルタイムで働いて保険料などを納めていれば育児休業給付金や傷病手当など貰えますが、それではこどもに関わる時間が足りません。そういった不安などを少しでも軽減してくれる支援があると矢板市で安心して子育てできると思います。【就学前児童保護者】
- ・こどもにかかる教育費がとても心配です。習い事や部活動も親の負担が大きく、こどもの格差に繋がります。【小学校保護者】

■健康・医療に関すること

- ・小児がかかれる病院が少ないです。夜間は全くありません。こどもは夜間に熱を出す方が多いので本当にどうかして欲しいです。【就学前児童保護者】
- ・医療機関の対応改善に努めて欲しいです。急な発熱等連絡しても診てもらえず、隣接の市町の医療機関に行っていました。【小学校児童保護者】

■支援を要するこどもに関すること

- ・世間的にも不登校が増えており、実際に自分の子にも起こりました。約1年、様々な方に相談しながら過ごしていますが、改善せず。リモート・短時間勤務をしながらどうにか仕事を続けています。不登校の子が過ごせる場所、夢を見つけられる場所、友だちと過ごせる場所など、家で過ごす以外の選択肢がもっと増えてくれると嬉しいなと感じています。【小学校児童保護者】
- ・こどもが支援学級に通っていますが、学校生活はサポートが手厚く満足しています。しかし、入学前の情報が少なく支援学級に入れるのが不安でした。支援学級の見学や教育委員会の先生からの情報はとてもありがたいですが、実際通わせている親からの情報が欲しかったです。できれば親御さんにアンケートなどを設け、通わせてどうだったかなど生の声が聞けると、1つの選択肢として支援学級を選ぶのに抵抗が薄まると思います。【小学校児童保護者】

2 こども・若者意識調査

(1) 調査の目的

中学生から 39 歳までを対象に、就学・就労状況、結婚の希望、必要な支援等を把握するため、「こども・若者意識調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者 : 矢板市在住のこども・若者 (中学生～39 歳) 1,600 人
 実施期間 : 18～39 歳 : 令和 6 年 6 月 10 日(月)～7 月 7 日(日)
 : 中学生～高校生相当の年齢の方 : 令和 6 年 7 月 10 日(水)～7 月 28 日(日)
 調査方法 : 調査依頼ハガキを郵送にて配布し、WEB での回答を依頼

■回収結果

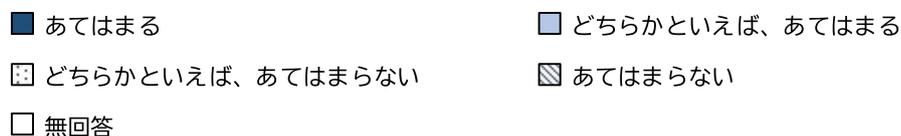
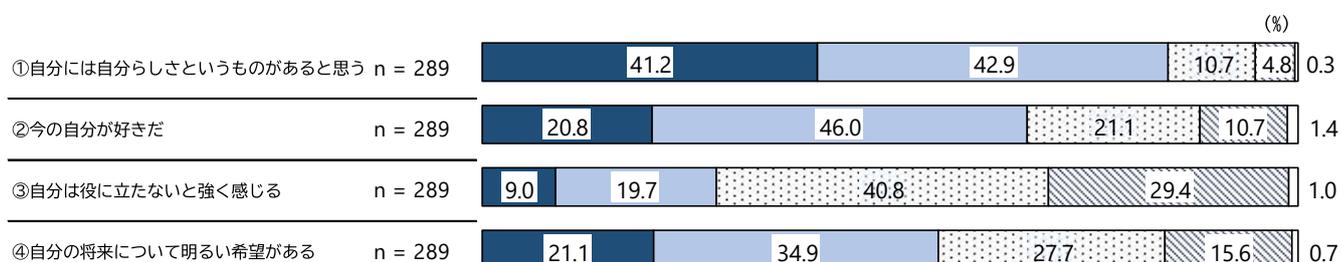
アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
こども・若者意識調査	1,600 票	289 票	18.1%

※グラフ中の比率は小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%とならない場合があります。

(3) 調査結果の概要

①自己肯定感について

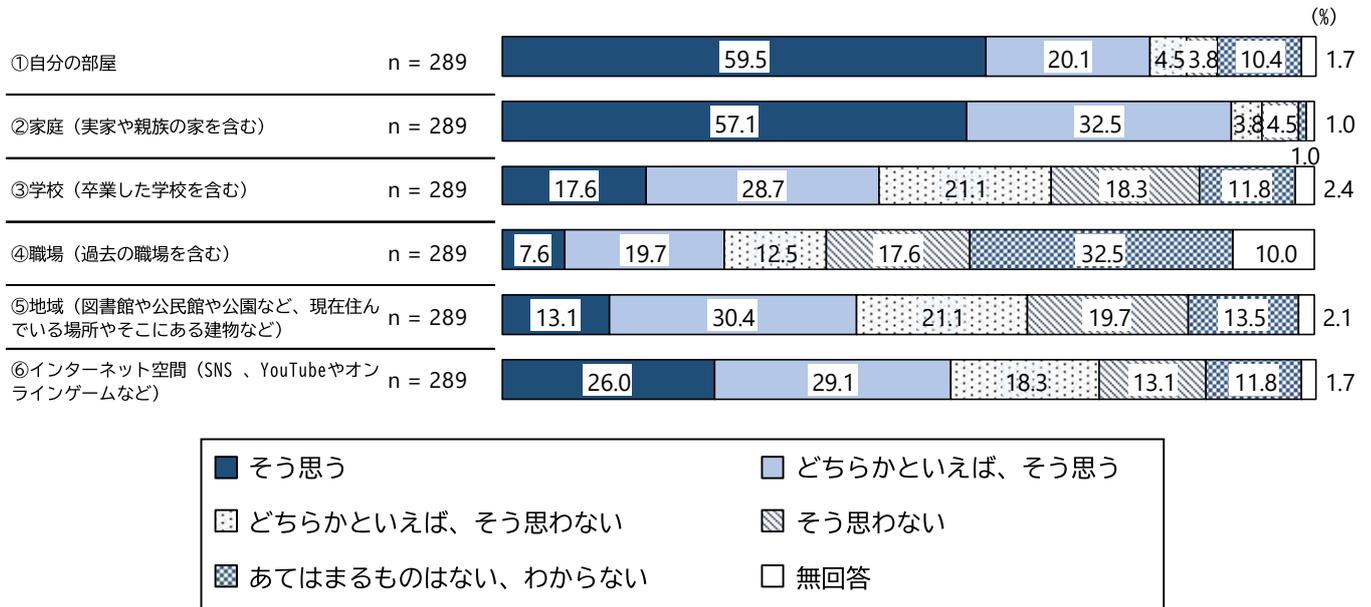
自己肯定感にまつわる設問について、項目①②④では、《あてはまる》(「あてはまる」+「どちらかといえば、あてはまる」)が 5 割を超えており、特に自己理解の項目である①は 84.1%と最も高くなっています。一方、項目③では《あてはまらない》(「あてあまらない」+「どちらかといえば、あてはまらない」)が 70.2%と自己有用感が高い回答が多数を占めていますが、《あてはまる》と回答した自己有用感が低い回答も 2 割を上回っています。



②こどもの居場所について

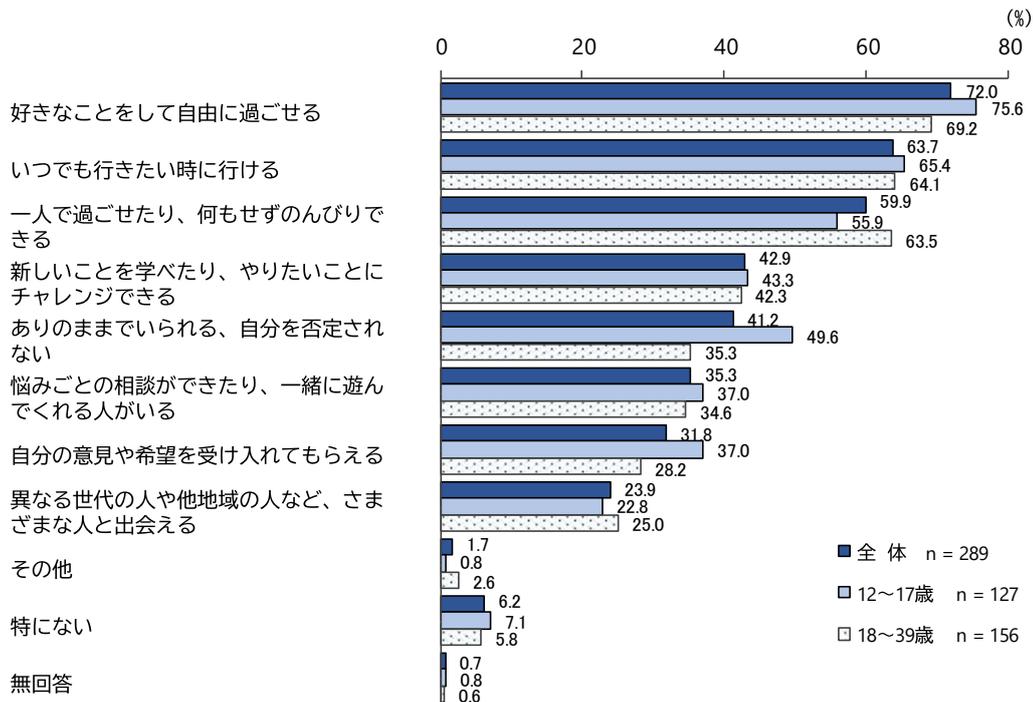
【ほっとできる場所・安心できる場所】

ほっとできる場所について、項目①②⑥では《そう思う》（「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」）が5割を超えており、特に項目②の「家庭」は89.6%と最も高くなっています。一方、項目③④⑤では5割を下回っています。



【家庭・学校・職場以外に行ってみたいと思う場所】（複数回答可）

家庭・学校・職場以外に行ってみたいと思う場所については、12～17歳、18～39歳ともに「好きなことをして自由に過ごせる」が約7割と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」となっています。

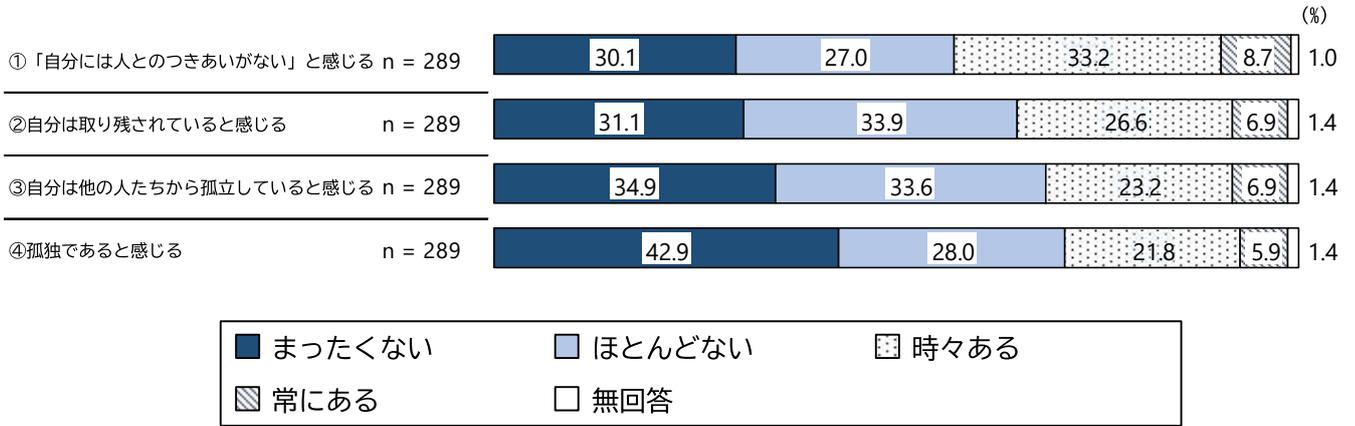


※年齢を回答する設問において無回答であった方がいるため、12～17歳と18～39歳のn数の合計と全体の数は一致していません。



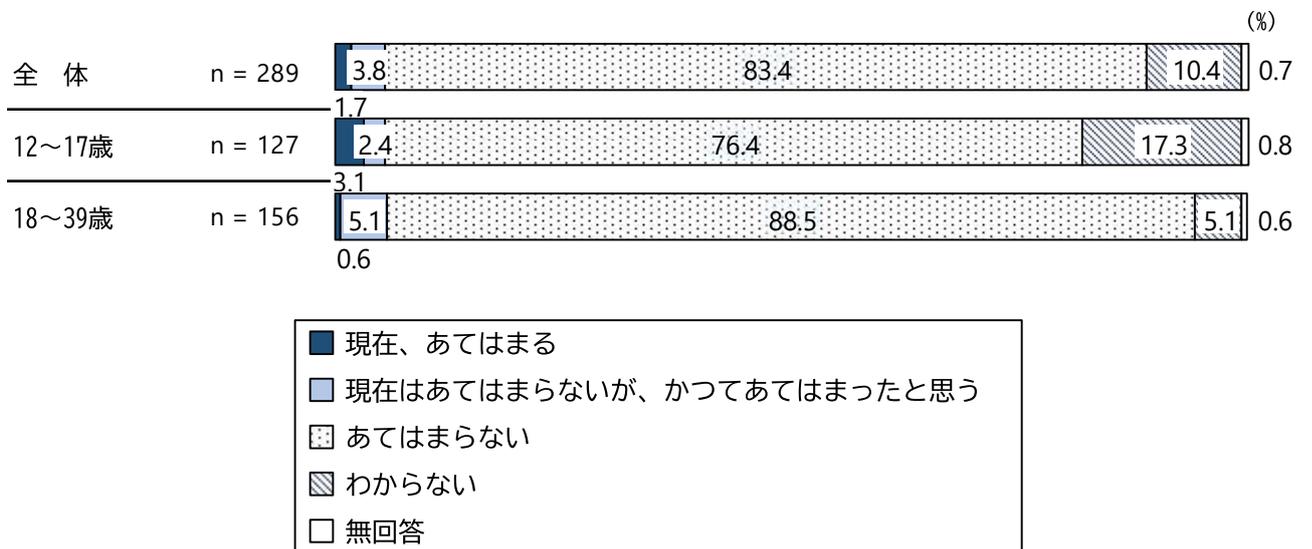
③孤独感について

孤独感にまつわる設問については、全ての項目で《ない》（「まったくない」 + 「ほとんどない」）が5割を超えており、特に項目④は70.9%と最も高くなっています。一方で、項目①では《ある》（「時々ある」 + 「常にある」）が4割を上回っています。



④ヤングケアラー（若者ケアラー）について

ヤングケアラー（若者ケアラー）に該当するかどうかについては、12～17歳、18～39歳ともに「あてはまらない」が7割以上となっています。





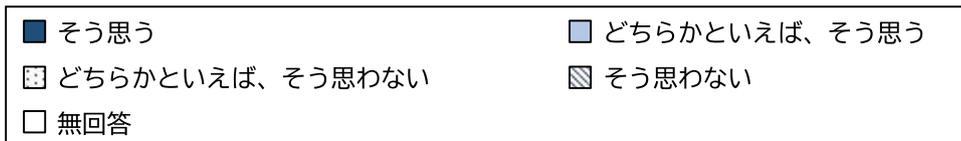
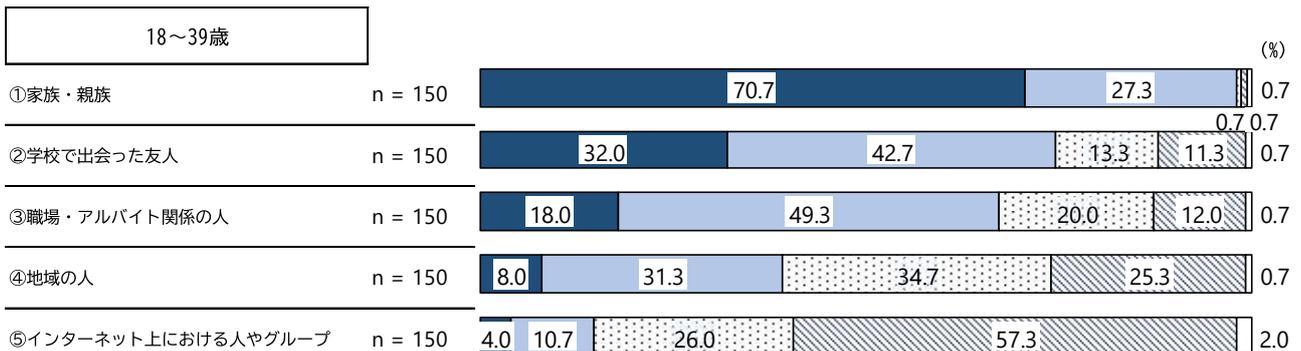
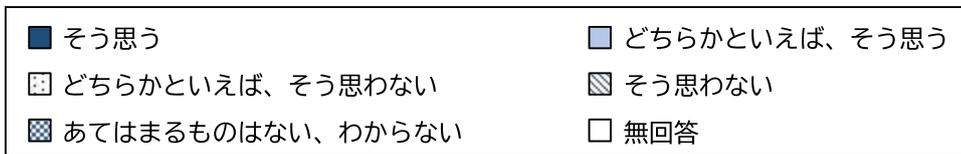
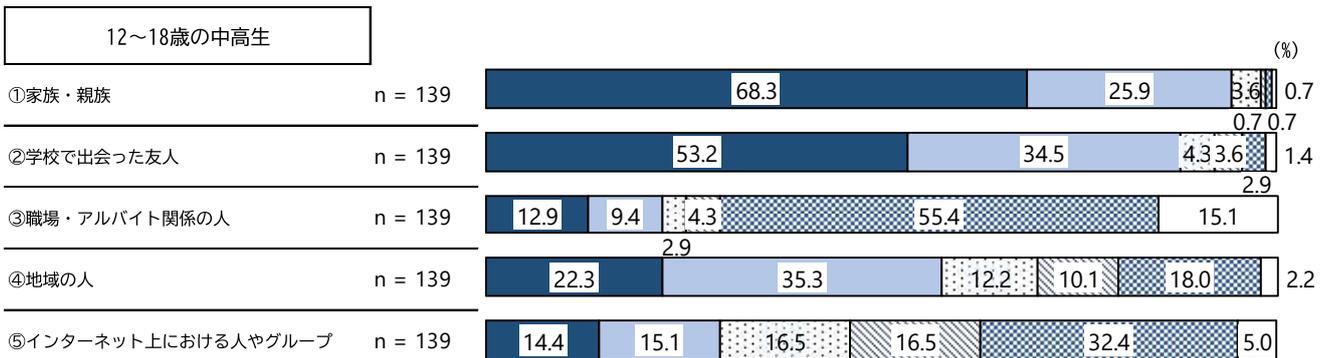
⑤困った時に助けてくれるか

困った時に助けてくれるかについて、12～18歳の中高生では項目①②④は《そう思う》(「そう思う」+「どちらかといえば、そう思う」)が5割を超えています。項目⑤は3割を下回っています。(項目③「職場」は就労年齢に達していない年齢も含むため記述除く。)

18～39歳もおおむね同様の傾向ですが、12～18歳の中高生に比べて《そう思う》の割合が項目②では13.0ポイント、項目④では18.3ポイント、項目⑤では14.8ポイント低くなっています。

※12～18歳の中高生用の調査票では選択肢「あてはまるものはない、わからない」が追加されており、18～39歳の調査票とは選択肢が異なるため、別で集計結果を掲載しています。

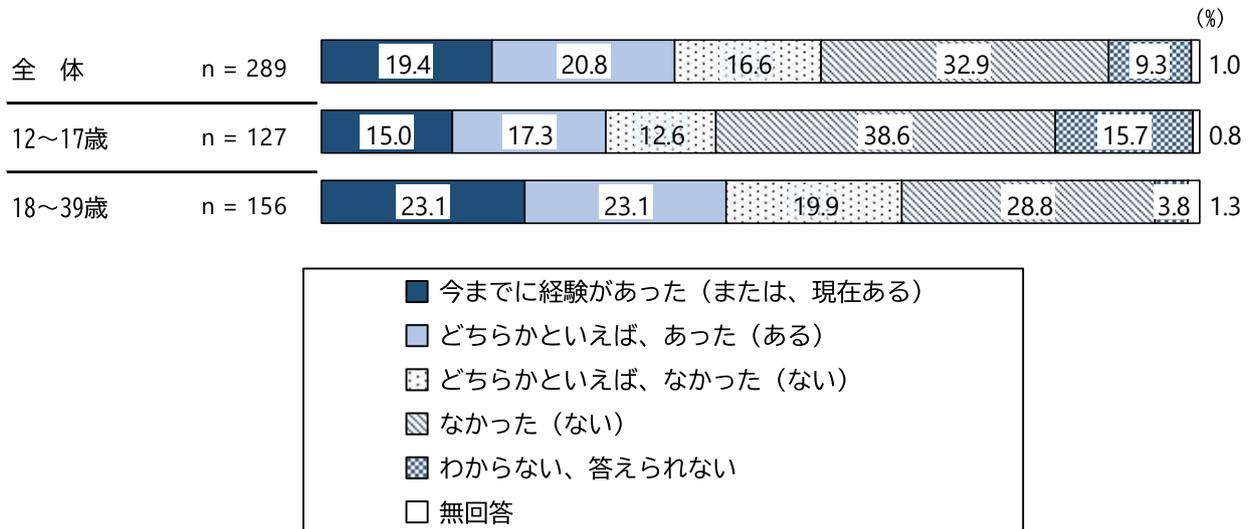
※「12～18歳の中高生」「18～39歳」はそれぞれ18歳が含まれますが、対象者の重複はありません。



⑥社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について

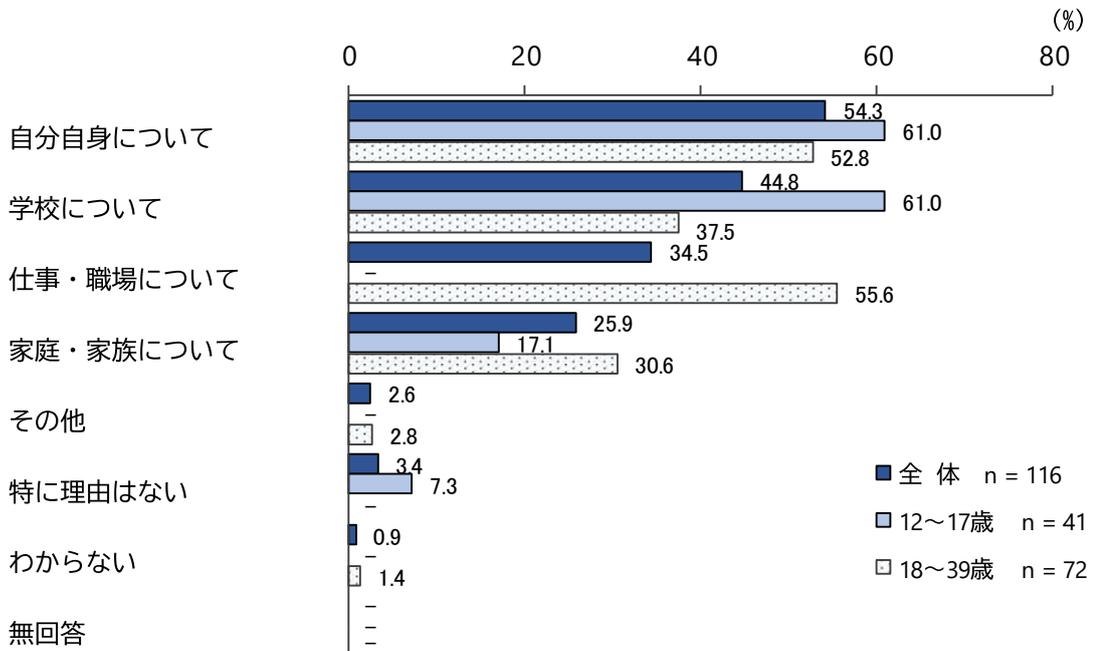
【経験の有無】

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無については、《あった(ある)》(「今までに経験があった(または、現在ある)」+「どちらかといえば、あった(ある)」)が12~17歳では32.3%であるのに対し、18~39歳では46.2%と13.9ポイント高くなっています。



【経験の主な原因】(複数回答可)

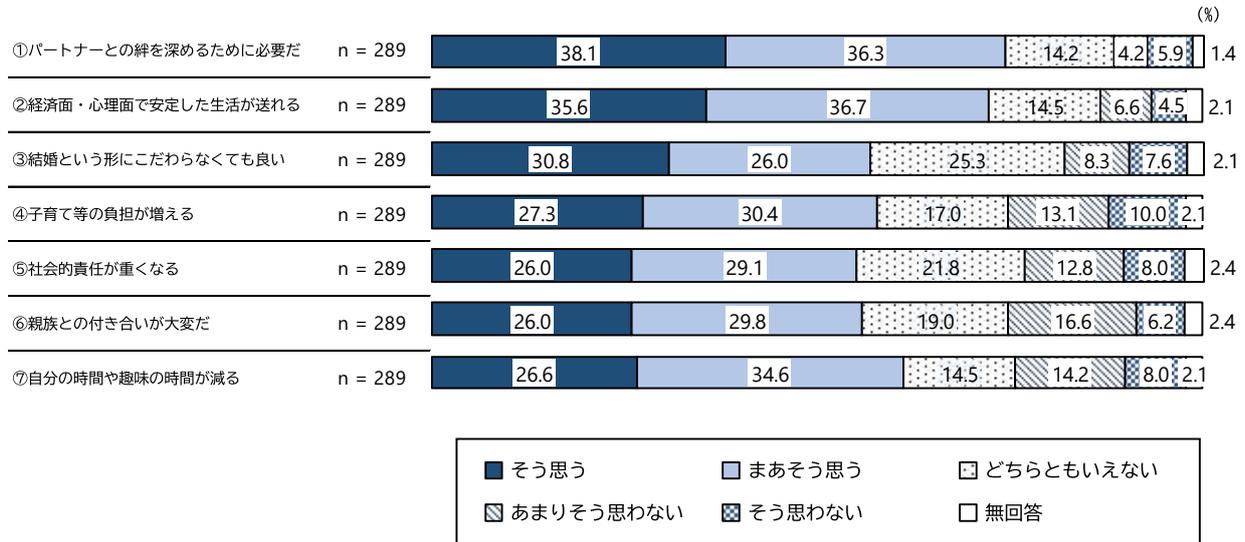
社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があると回答した方の主な原因については、12~17歳では「自分自身について」、「学校について」(ともに61.0%)、18~39歳では「仕事・職場について」(55.6%)が最も高くなっています。



⑦結婚に対するイメージや考えについて

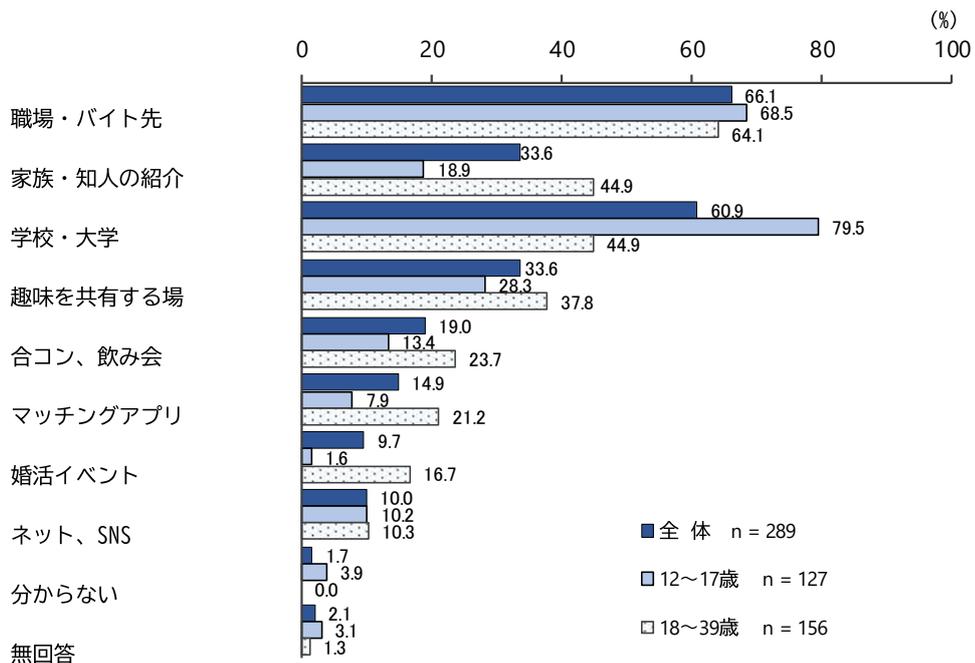
結婚に対するイメージや考えについては、すべての項目で《そう思う》（「そう思う」＋「まあそう思う」）が半数を上回っており、特に項目①②は6～7割と高くなっています。

一方、『④子育て等の負担が増える』、『⑤社会的責任が重くなる』、『⑥親族との付き合いが大変だ』、『⑦自分の時間や趣味の時間が減る』では《そう思わない》（「そう思わない」＋「あまりそう思わない」）が約2割と高くなっています。



⑧結婚につながると思う出会いのシーンについて（複数回答可）

結婚につながると思う出会いのシーンについては、全体では「職場・バイト先」が6割以上と最も高く、次いで「家族・知人の紹介」と続いています。12～17歳では「学校・大学」が約8割、18～39歳では「趣味を共有する場」「合コン、飲み会」「マッチングアプリ」「婚活イベント」が約2割以上と高くなっています。

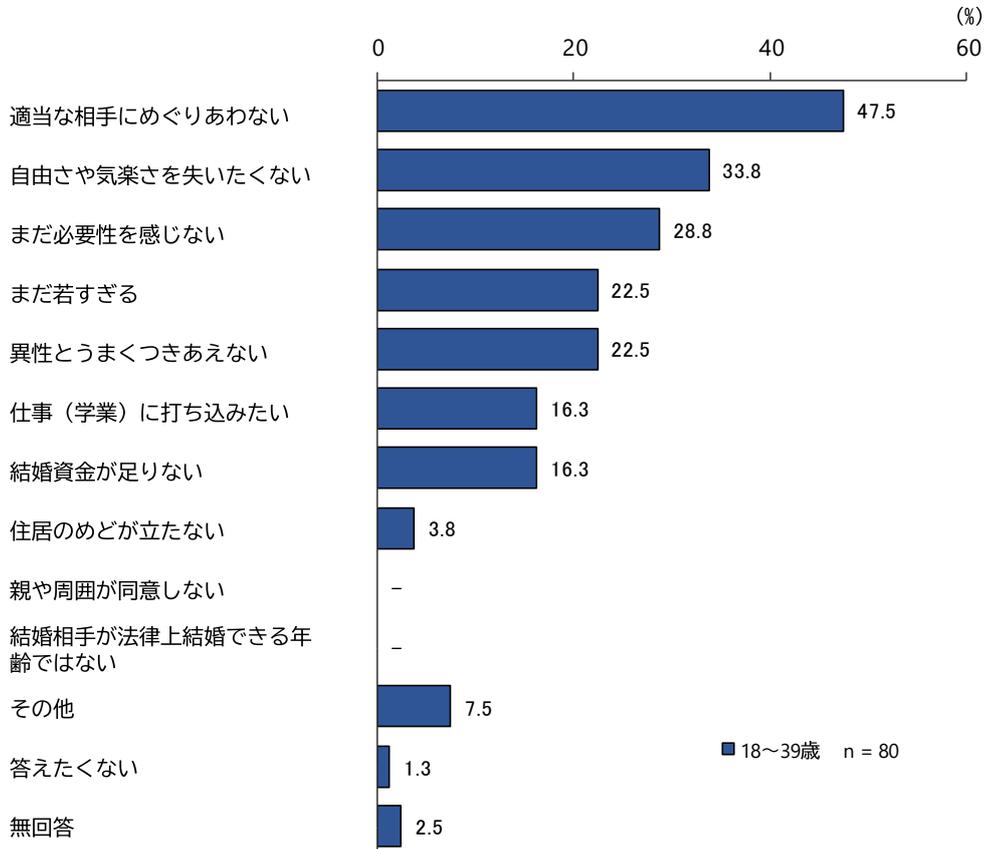




⑨結婚願望について

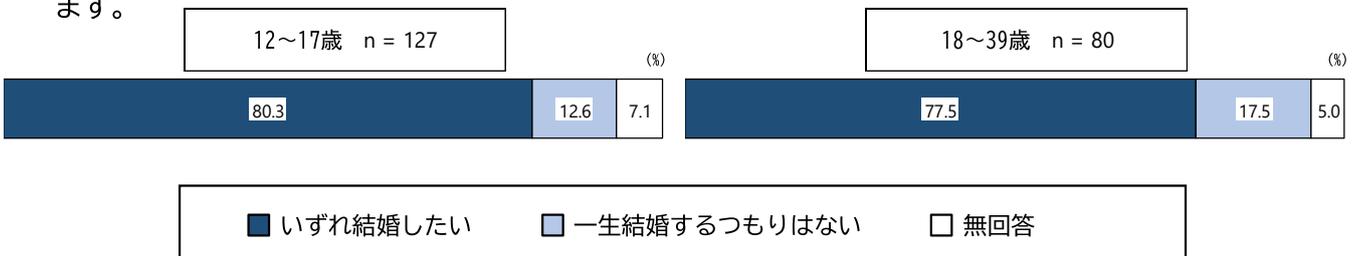
【結婚していない理由】（複数回答可）

結婚の有無については、回答者の約5割が結婚していないと回答しており、結婚していない方へ未婚理由を伺ったところ、「適当な相手にめぐりあわない」が約5割と最も高く、次いで「自由さや気楽さを失いたくない」となっています。



【結婚の希望】

結婚の希望については、12～17歳、18～39歳ともに「いずれ結婚したい」が約8割と高くなっている一方、12～17歳では12.6%、18～39歳では17.5%が「一生結婚するつもりはない」と回答しています。

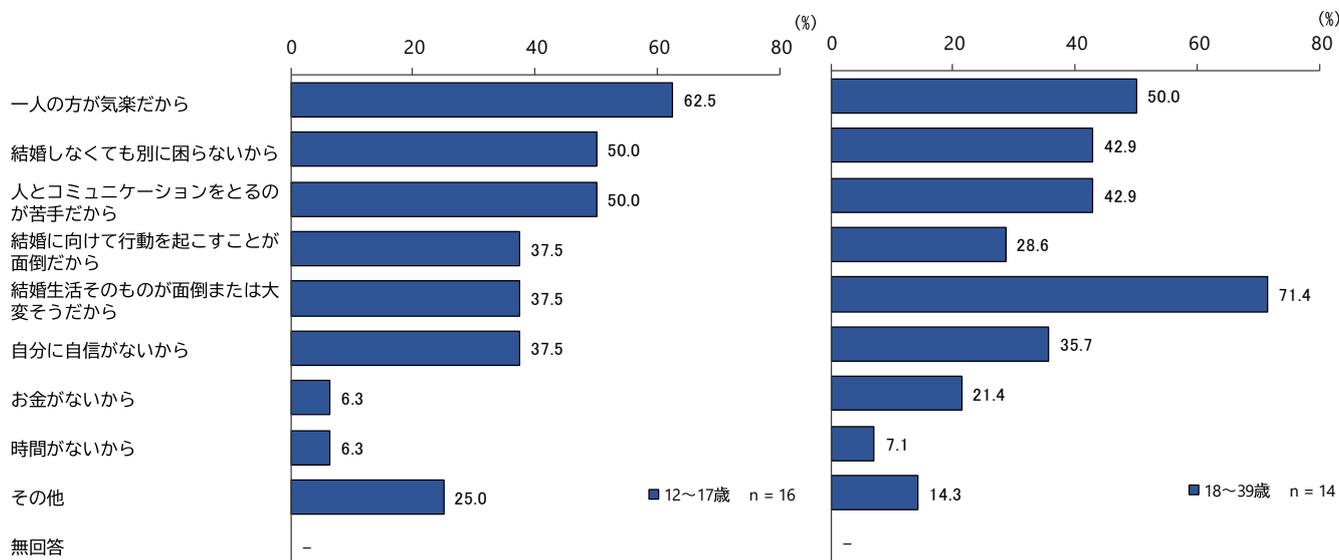


※18～39歳では、結婚（事実婚含む）有無で「結婚していない」と回答した方のみが、結婚の希望を回答しています。



【結婚を望まない理由】（複数回答可）

「一生結婚するつもりはない」と回答した方の結婚を望まない理由について、12～17歳では「一人の方が気楽だから」(62.5%)、18～39歳では「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」(71.4%)が最も高くなっています。

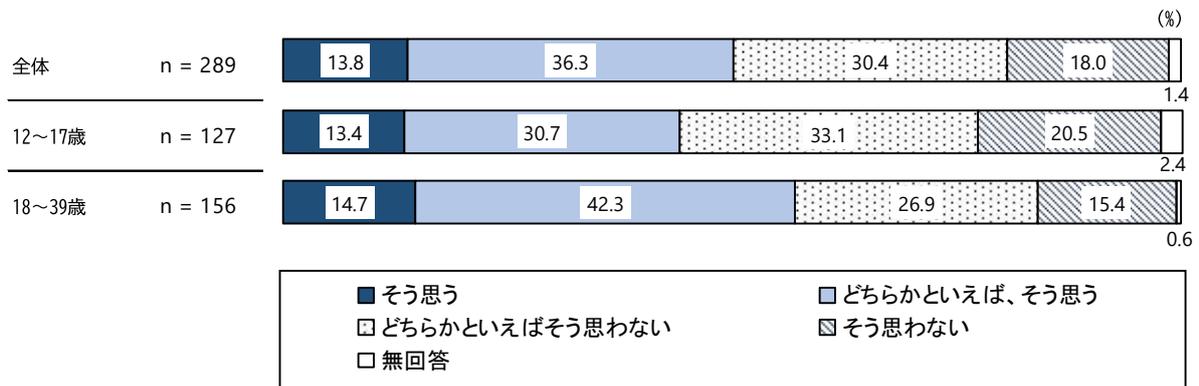




⑩将来矢板市に住み続けたいかについて

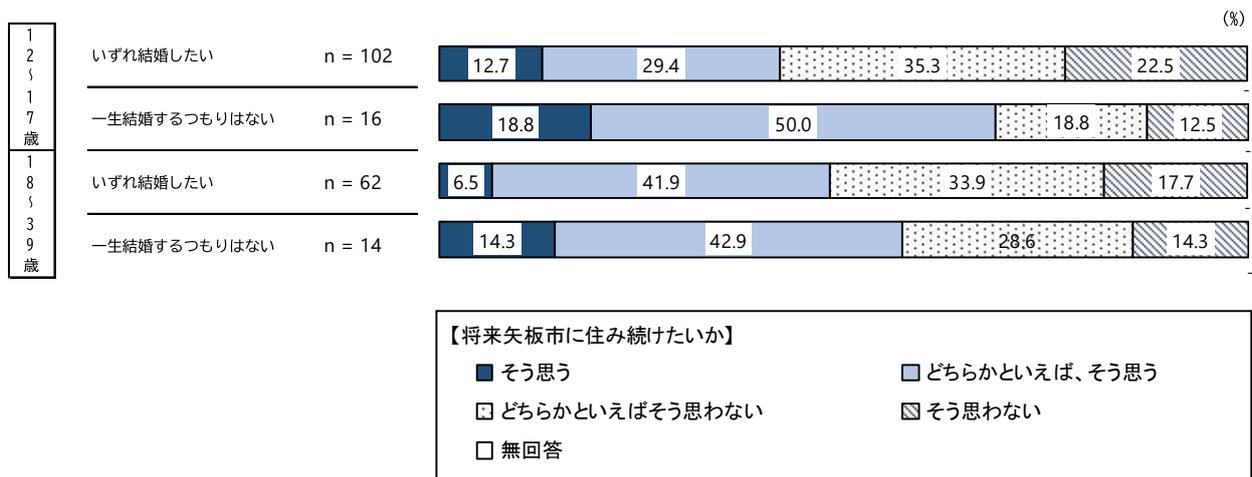
【将来の居留意向】

将来矢板市に住み続けたいかについては、12～17歳では《そう思う》（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）が44.1%、18～39歳では57.0%となっており、12～17歳では《そう思わない》（「どちらかといえば、そう思わない」＋「そう思わない」）が53.6%と、《そう思わない》の割合が高くなっています。



【将来の居留意向／結婚観別】

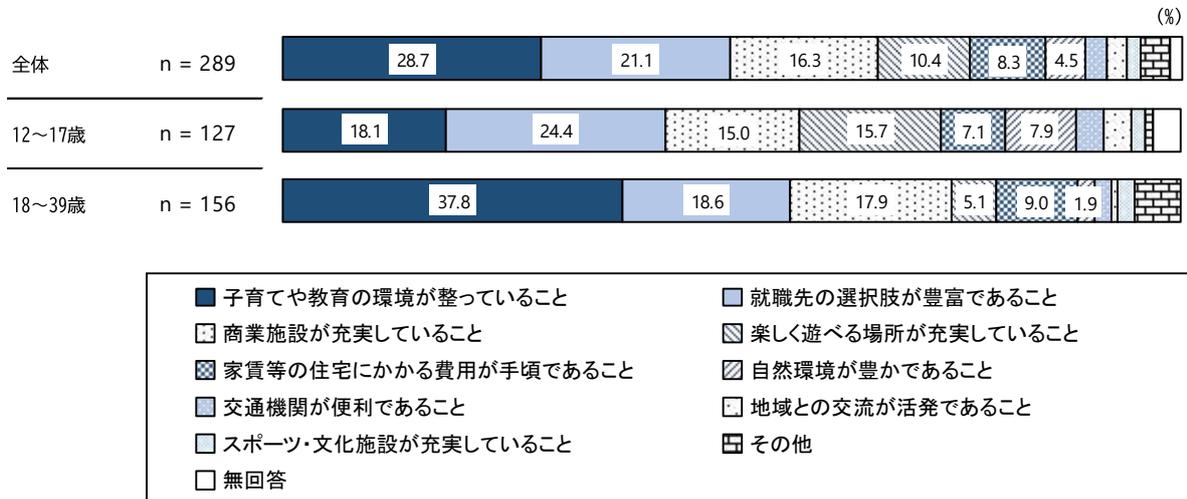
将来矢板市に住み続けたいかについて結婚観別にみると、12～17歳、18～39歳いずれも、『一生結婚するつもりはない』人は「将来矢板市に住み続けたいと思う」（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）割合が高く、『いずれ結婚したい』人は、「将来矢板市に住み続けたいと思わない」（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）割合が高くなっています。



⑪矢板市に住み続けるために重要なこと

【矢板市に住み続けるために重要なこと】

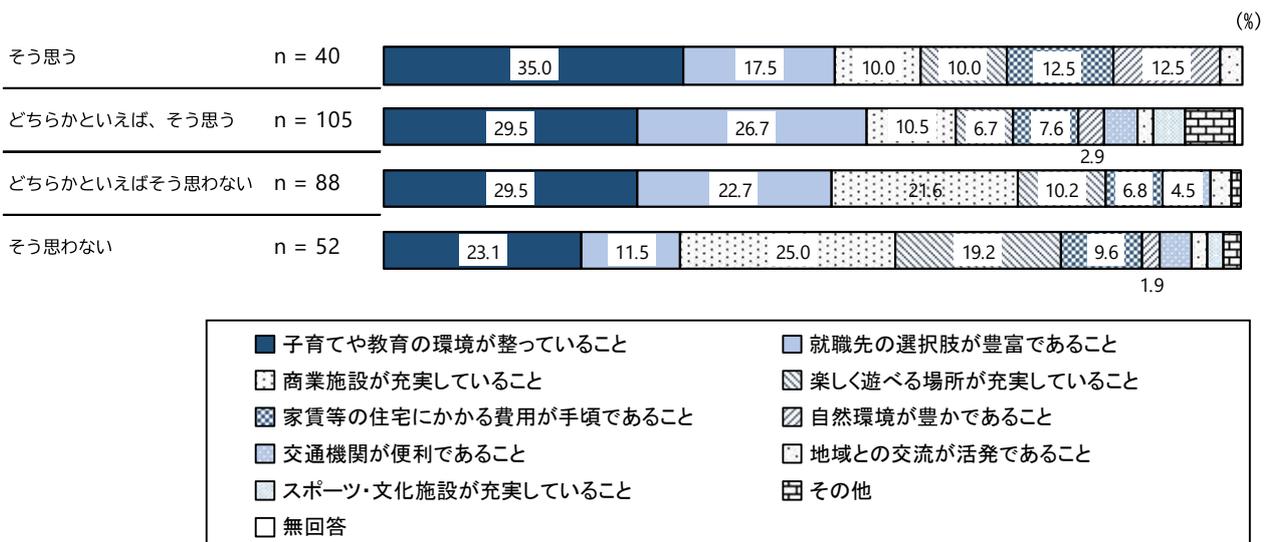
矢板市に住み続けるために重要なことについては、12～17歳では「就職先の選択肢が豊富であること」(24.4%)、18～39歳では「子育てや教育の環境が整っていること」(37.8%)が最も高くなっています。



※グラフ内の選択肢に対する割合の掲載について、全体の上位7位以降の記載を省略しています。

【矢板市に住み続けるために重要なこと／将来の居住意向別】

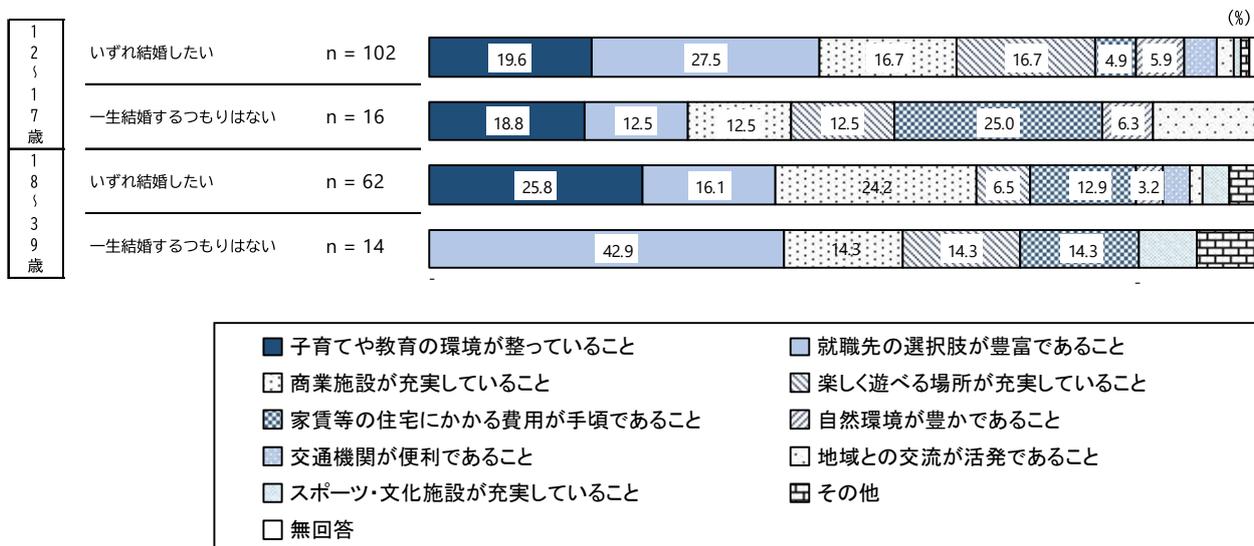
矢板市に住み続けるために重要なことについて将来の居住意向別にみると、将来矢板市に住み続けたいと思わない人(『どちらかといえばそう思わない』+『そう思わない』)は、住み続けたいと思う人(『そう思う』+『どちらかといえば、そう思う』)と比べて「商業施設が充実していること」を回答した割合が高くなっています。



【矢板市に住み続けるために一番重要なこと／結婚観別】

矢板市に住み続けるために重要なことについて結婚観別にみると、12～17歳で『いずれ結婚したい』人は「就職先の選択肢が豊富であること」と回答した割合が高くなっています。

また、18歳以上で『いずれ結婚したい』人は「子育てや教育の環境が整っていること」「商業施設が充実していること」と回答した割合が高くなっています。一方で、『一生結婚するつもりはない』人は「就職先の選択肢が豊富であること」と回答した割合が高くなっています。





⑫自由記載における主な意見について

<p>■公園・遊び場・商業施設に関すること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・学生が遊べる場所がほしいです。映画やボウリング場、カラオケなど色々な人が遊べて楽しめる場所がほしいです。高齢者が多いからこそ、こどもたちが楽しめて大人になっても住み続けたいと思えるような街にしてほしいです。【12～18 歳】 ・矢板市には昔は娯楽施設なども多かったのですが、今はカラオケやゲームセンターなど 1 つもないのがとても寂しいです。遊びに行くのにわざわざ市外に行かなくてはならないし、こども達だけで行く場合も電車を使わなければいけないので不安だと感じます。送迎される親御さんが多いと感じますが、市内にあればそれも軽減されるので安心できると思います。【18～39 歳】 ・未就学児が遊べる公園や屋内施設を充実させて欲しいです。矢板子ども未来館自体は良いと思いますが、予約が必要なためフラツと行きにくいです。また、公園は長峰公園くらいしか選択肢がないので、遊具が充実している公園がもうひとつくらいあると嬉しいですね。【18～39 歳】
<p>■生活環境に関すること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・人と人の交流が少ないように感じます。駅前にコンビニエンスストア等がないためとても不便です。空き家をもっと上手く活用すれば地域の活性化につながると思います。【12～18 歳】 ・矢板市に住んでいて、交通機関や商業施設が少し足りないと感じ、少々不便だと思っています。就職先などもあまり無く、必然的に出ていく方が多いと思うので、そこを改善すればさらに住みやすい市になると思います。【12～18 歳】 ・矢板市にはあまり若い世代が遊べるような場が無いと思うので、色々なお店ができて欲しいです(特に駅前が活性化してほしいと思います)。また、矢板市は全体的に高齢者が多い印象があり、特に車で危ない運転をする高齢者が多いなど日々感じているので、バスやタクシーなどの公共交通機関をもっと発達させて欲しいと思います。【18～39 歳】
<p>■子育て支援に関すること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持つこども達、特に情緒面で大変なこども達に対してもっとサポートを提供できる場があってもいいと思います。【12～18 歳】 ・結婚して矢板市に引っ越してきました。地域の方との交流はまだ少ないです。妊活をしているので不妊治療に対しての援助などがあると助かります。また、子育てしやすい環境を整備していただけたらと思います。【18～39 歳】
<p>■行政・施策に関すること</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に矢板市がどのような事業を行っているのかを知る機会がない(学生は特に)ので、知る機会があるといいなと思いました。【18～39 歳】 ・回答を作成するに当たり、参考として「やいた子ども未来プラン」を改めて確認させていただきました。人口減少の中でなかなか数値化することは難しいと思いますが、各種施策について、KPI の設定等があると、毎年の進捗管理が可能となり、より具体性が増す印象を受けました。アンケートにおいてヤングケアラーに関する質問がありましたが、本当のヤングケアラーは自分がヤングケアラーだと思っていないものと思うため、単に当事者からの相談窓口の設置に留まらず、民生委員等の外部からも相談を受け付け、対応するようなフローを構築し、周知していただければと思いました。【18～39 歳】



3 こどもの生活に関する実態調査

(1) 調査の目的

小学5年生・中学2年生本人とその保護者を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援等を把握するため、「こどもの生活に関する実態調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者 : 矢板市在住の小学校5年生とその保護者 216 世帯
 矢板市在住の中学校2年生とその保護者 232 世帯
 実施期間 : 令和6年6月10日(月)～7月7日(日)
 調査方法 : 学校にて調査依頼文を配布し、WEBでの回答を依頼

■回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	216 票	194 票	89.8%
小学5年生の保護者	216 票	110 票	50.9%
中学2年生	232 票	186 票	80.2%
中学2年生の保護者	232 票	74 票	31.9%

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%とならない場合があります。



(3) 収入階層の分類結果

① 収入階層の定義

・小学5年生、中学2年生保護者票の「世帯全体の所得総額」より把握した世帯収入により、世帯員単位の所得（世帯収入を世帯員数の平方根で除して得た値）を算出し、「中央値（2,750,000円）以上」、「中央値（2,750,000円）未満」及び「中央値の1/2（1,375,000円）未満」の3階層に分類しました。以降の調査結果における中央値とは、上記のことを指しています。

※「中央値（2,750,000円）未満」は、「中央値の1/2以上～中央値未満」の意味

・その際、世帯収入は、「50万円未満」から「1,000万円以上」までの16段階に区分して選択肢を設定していたため、便宜上、それぞれの段階の中間の額をその世帯の収入とみなし算定しています。

※「中央値」とは、調査対象世帯を等価世帯収入の少ない順に並べた際、中央に位置する世帯の等価世帯収入のことです。

※「等価世帯収入」とは、世帯の収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得として算出したものです。

② 収入階層の分類結果

・①の方法による分類結果は以下のとおり。以降の調査結果では、この分類結果を基数としてクロス集計を行っています。

収入階層別（単位：世帯（＝保護者数））				
収入階層	総世帯数	中央値以上	中央値未満	中央値の1/2 未満
小学5年生保護者 中学2年生保護者	170 世帯	87 世帯 (51.2%)	64 世帯 (37.6%)	19 世帯 (11.2%)

※小学5年生、中学2年生保護者については、児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯のみクロス集計の対象としています。

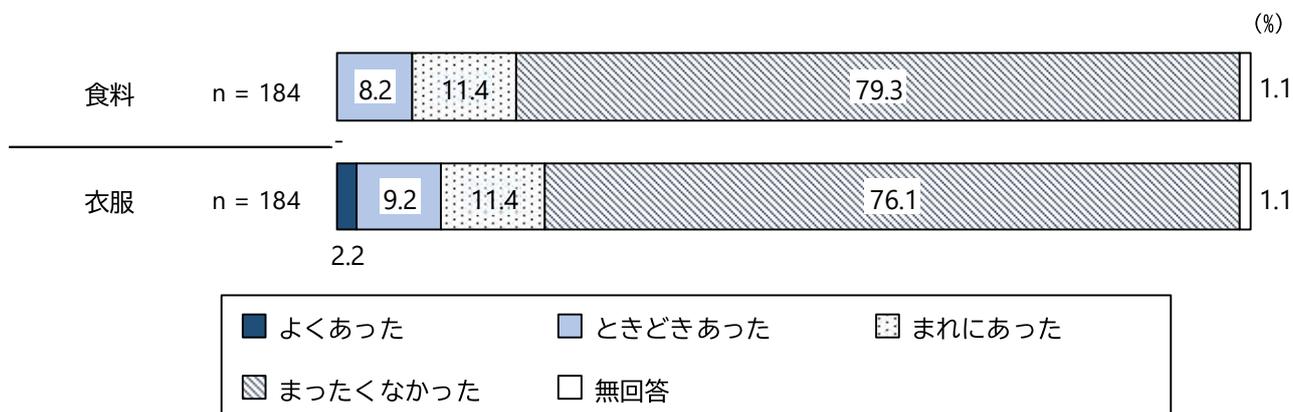
※世帯全体の収入が無回答のため収入階層の分類ができなかった世帯（7世帯）は上記に含めていません。

(4) 調査結果の概要

① 経済的な理由による経験について[保護者結果]

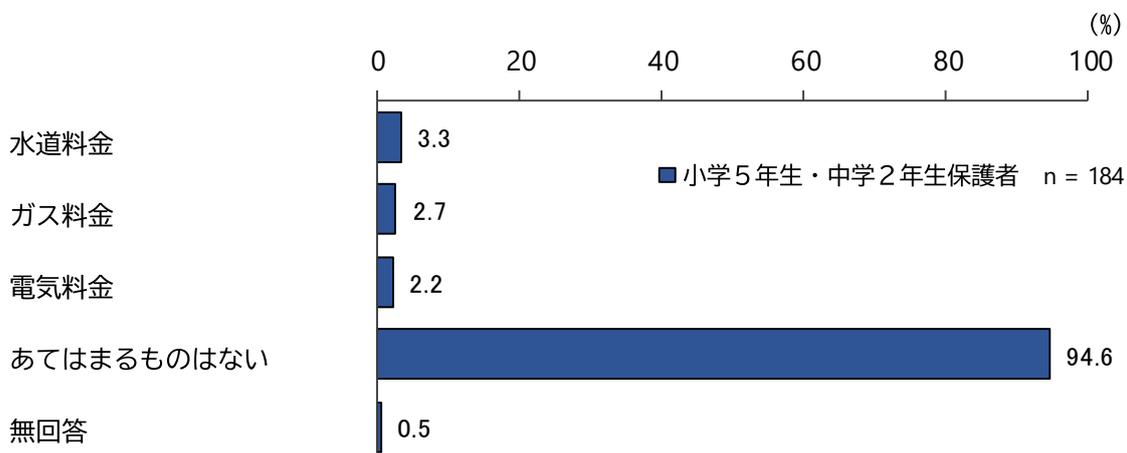
【食料・衣服の購入】

経済的な理由で購入できなかった経験については、食料、衣服ともに「まったくなかった」が7割以上を占めていますが、一方で食料は 19.6%、衣服は 22.8%の方が購入できなかった経験が《あった》（「よくあった」+「ときどきあった」+「まれにあった」）と回答しています。



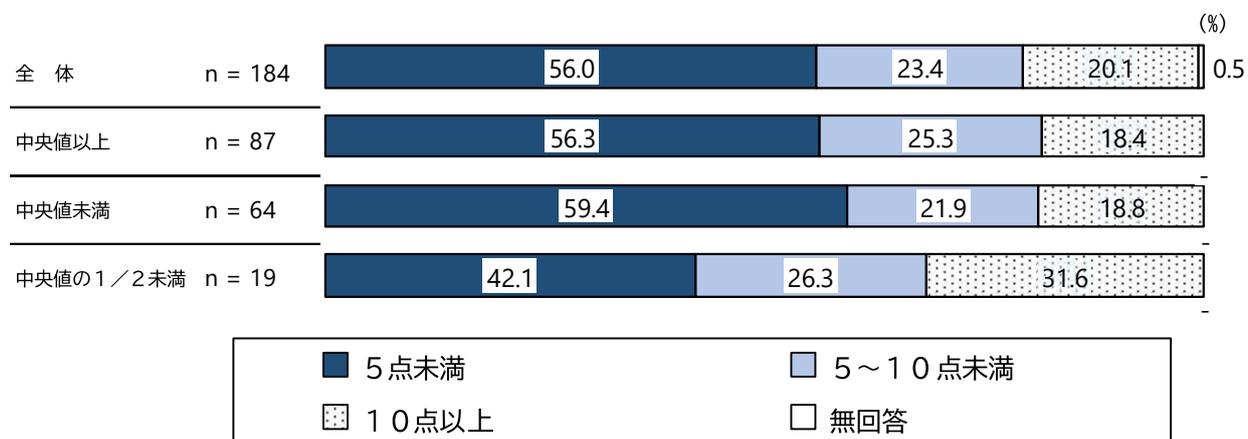
【公共料金の支払い】（複数回答可）

経済的な理由で支払えなかった公共料金については、「あてはまるものはない」が9割と大多数を占めているものの、「水道料金」では 3.3%、「ガス料金」では 2.7%、「電気料金」では 2.2%の方が支払えなかった経験があると回答しています。



②精神状況（精神的得点「K6」※）について[保護者結果]

保護者の精神状況については、全体では5点未満（異常なし）が56.0%と最も高くなっています。収入階層別にみると、中央値の1/2未満では5点未満が42.1%と他の階層に低くなっている一方、10点以上が31.6%と高くなっており、何らかの精神的不調を抱えている可能性がある人が多くなっています。



※精神的得点（K6）とは

抑うつや精神的不調をスクリーニングすることを目的とした尺度。点数が高いほど、何らかの精神的不調を抱えている可能性があります。

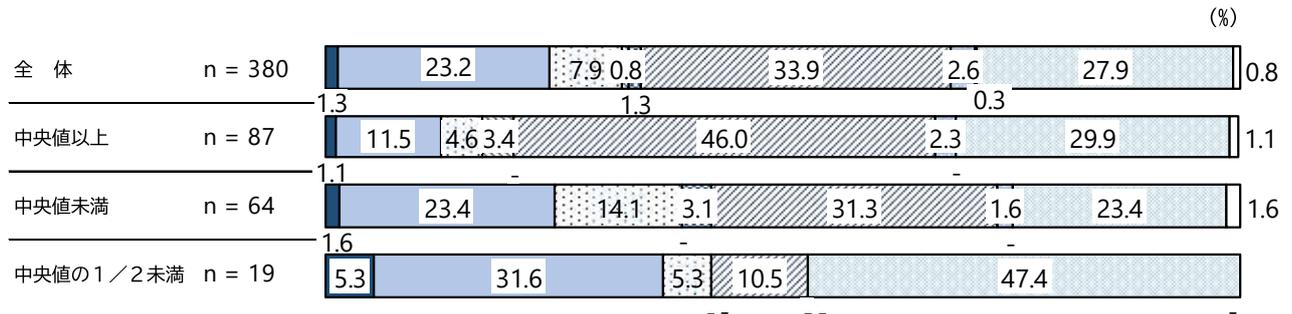
③進学希望について[こども・保護者結果]

【進学先】

進学先の希望について、収入階層別にみるとこども（小学5年生・中学2年生）では中央値以上は「大学まで」が46.0%と高くなっていますが、収入が低い階層ほど「高校まで」と回答した割合が高くなっています。

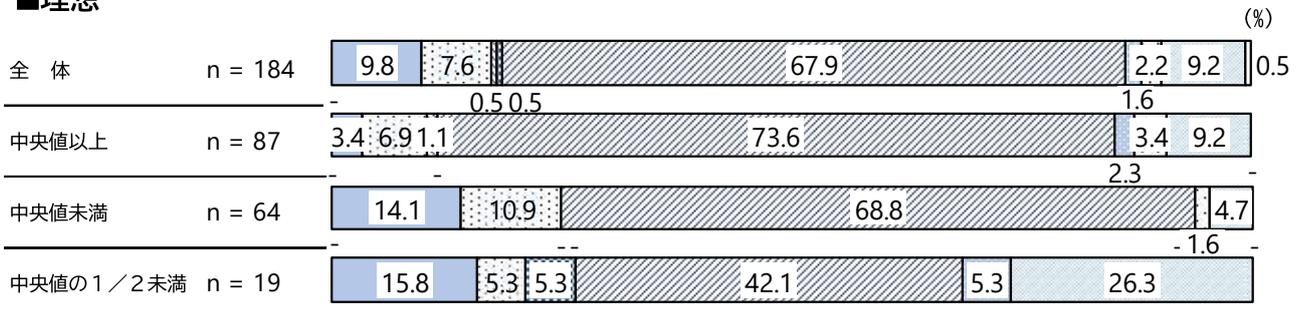
また、保護者の理想ではいずれの収入階層においても「大学まで」が最も高くなっていますが、現実的には中央値未満・中央値の1/2未満では「高校まで」と回答した割合が高くなっています。

小学5年生・中学2年生

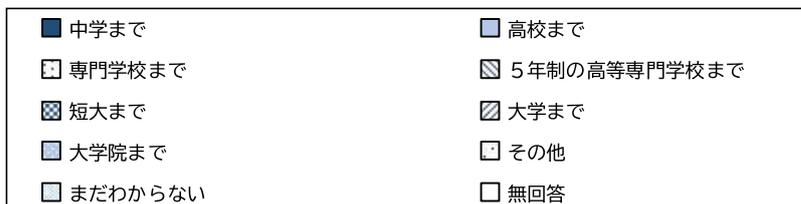
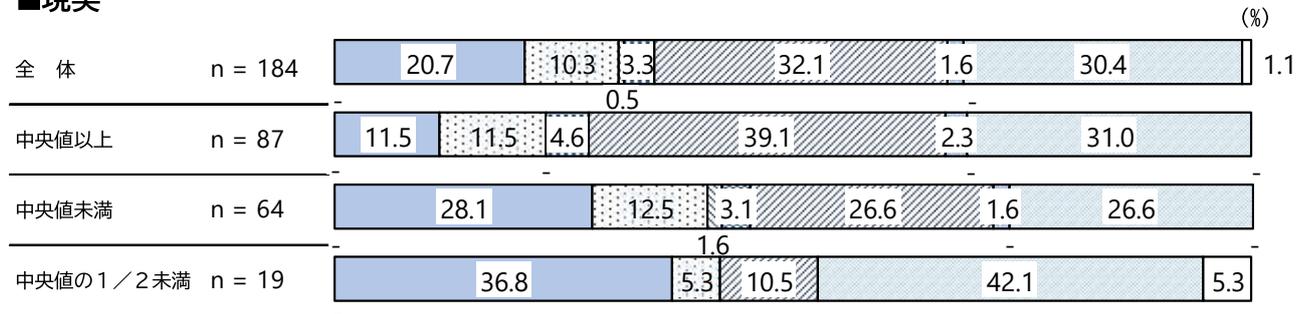


保護者

■理想



■現実

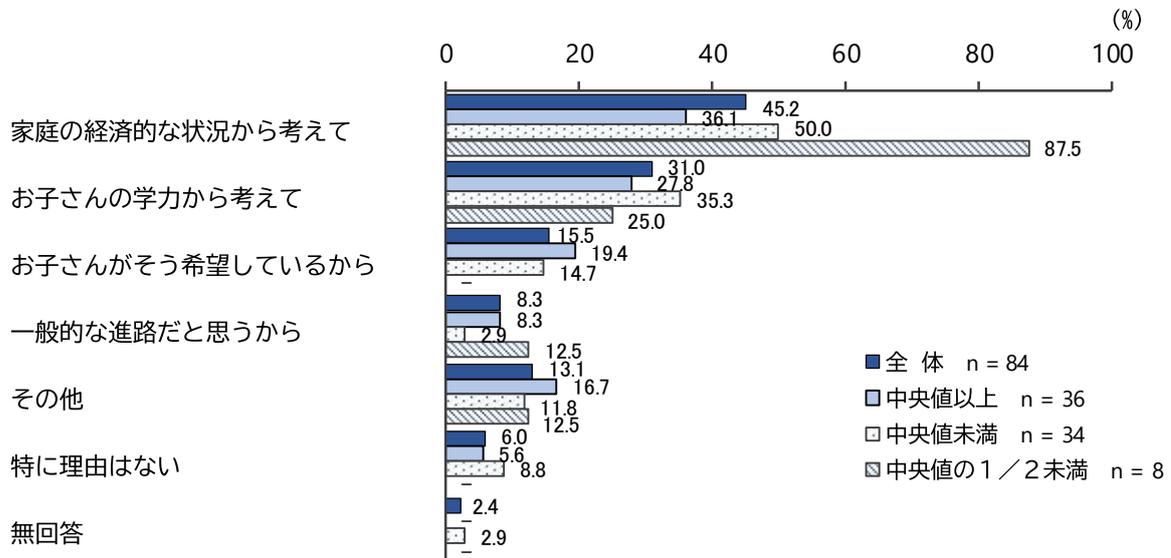




【進学について理想と現実が異なる理由】（複数回答可）

保護者の進学について理想と現実が異なる理由を収入階層別にみると、いずれの収入階層においても「家庭の経済的な状況から考えて」が最も高くなっており、収入が低い階層ほど割合は高く、中央値の1/2未満では約9割を占めています。

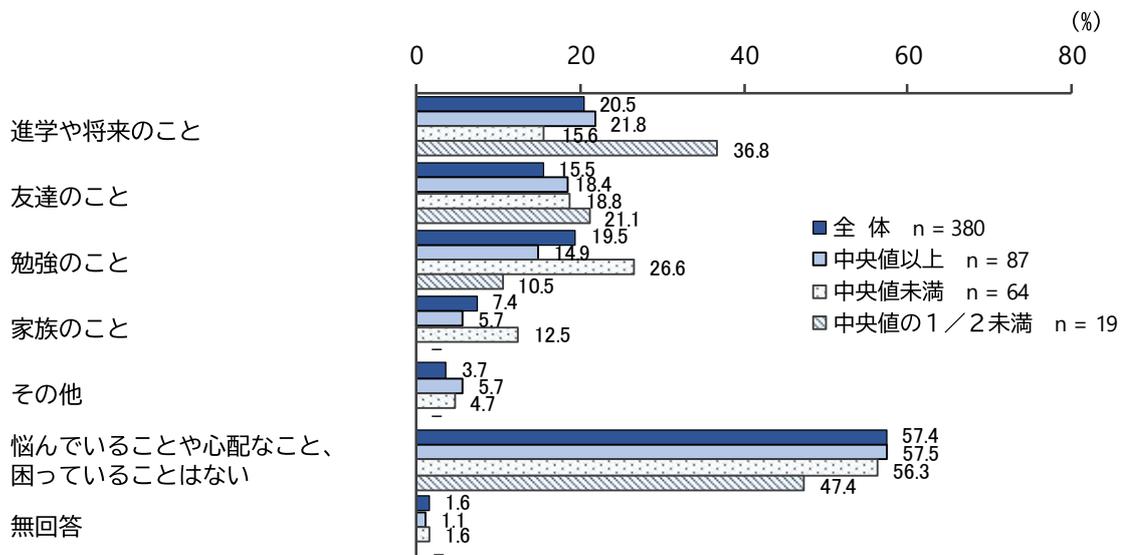
保護者



④悩みや困りごとについて[こども結果]

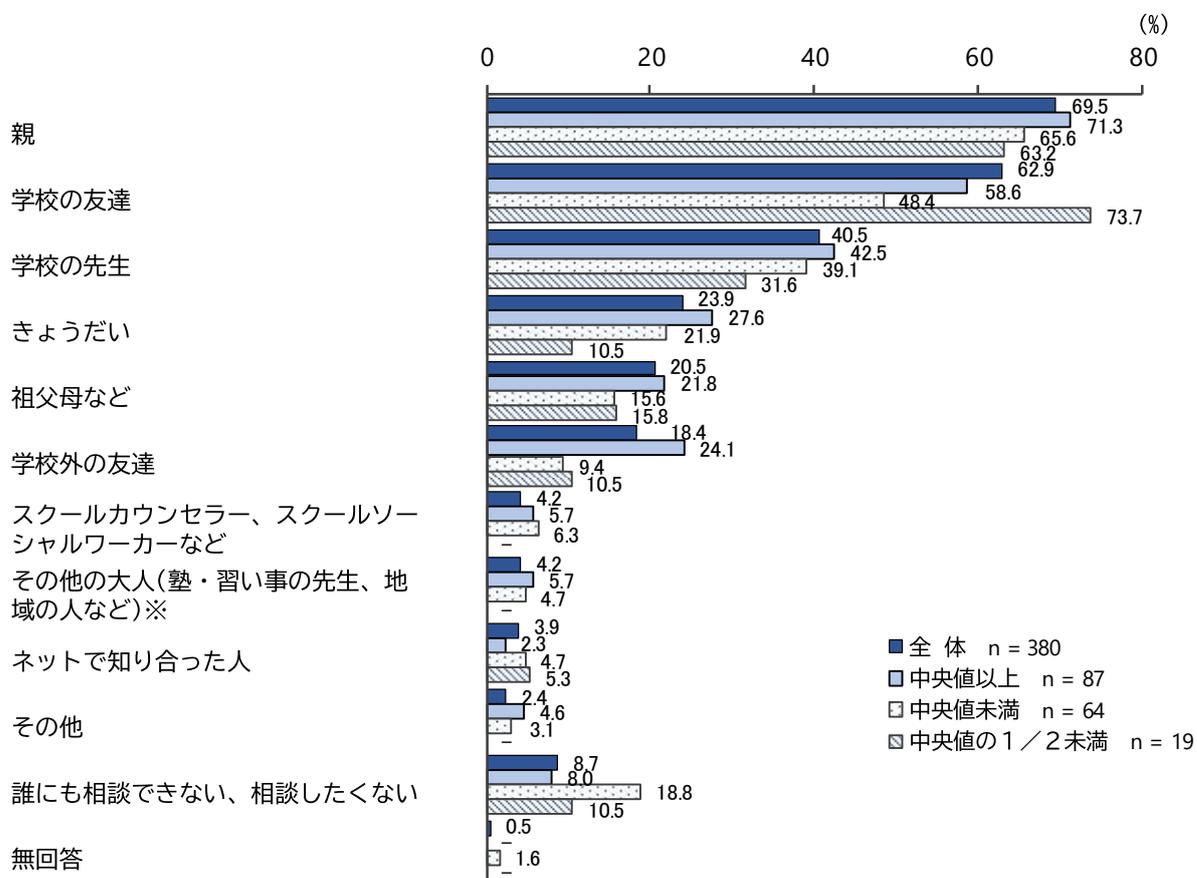
【悩みの内容】（複数回答可）

こどもの悩みや困りごとについて、収入階層別にみると、いずれの収入階層でも「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」が最も高くなっていますが、中央値の1/2未満では「進学や将来のこと」が36.8%と他の階層に比べて高くなっています。



【悩みの相談相手】（複数回答可）

悩みの相談相手について、収入階層別にみると、中央値以上、中央値未満では「親」が最も高くなっていますが、中央値の1/2未満では「学校の友達」が73.7%と最も高くなっています。



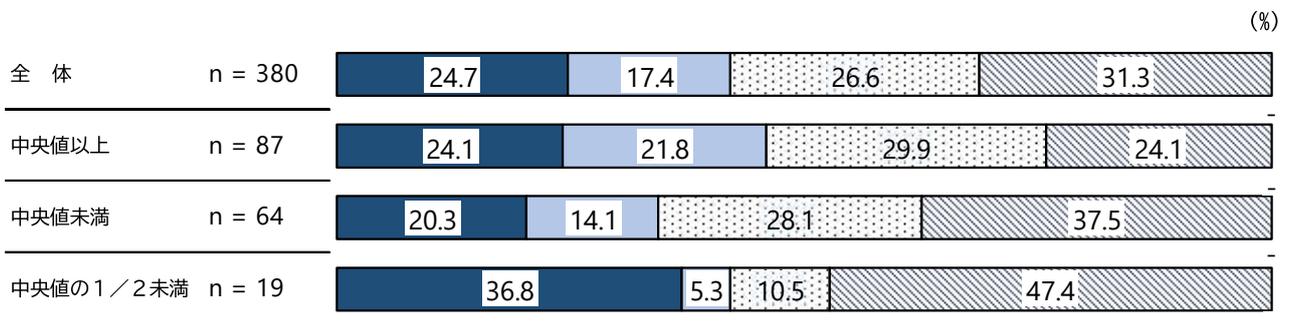
※小学5年生の調査票では、「その他の大人（学童保育所の人、塾・習い事の先生、地域の人など）」となっています。

⑤各種支援の利用経験について[こども結果]

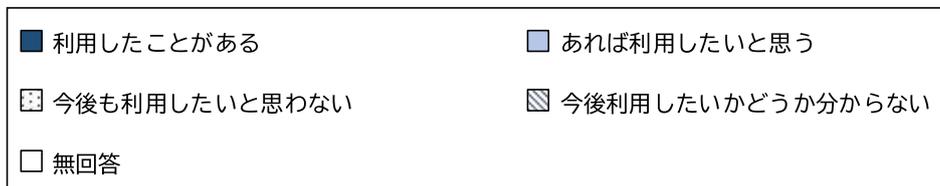
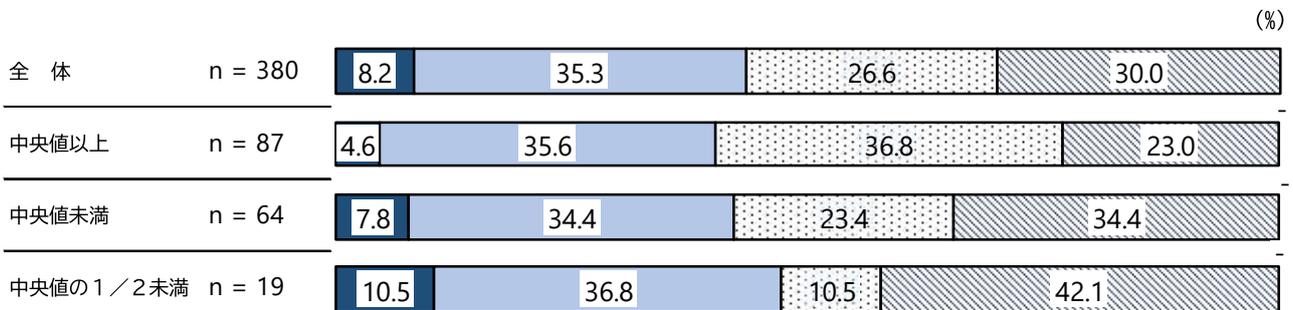
平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用経験について、収入階層別にみると、中央値の1/2未満では「利用したことがある」が36.8%と他の階層に比べて高く、「今後も利用したいと思わない」(10.5%)は中央値以上と比べて19.4ポイント低くなっています。

また、夕ごはんを無料か安く食べることができる場所の利用経験についても同様に、中央値の1/2未満では「利用したことがある」が10.5%と他の階層に比べて高く、「今後も利用したいと思わない」(10.5%)は中央値以上と比べて26.3ポイント低くなっており、収入が低い階層ほど学童保育や児童館、こども食堂に対してニーズが高いことがうかがえます。

■平日の夜や休日を過ごすことができる場所（学童保育・児童館などの家や学校以外の場所）

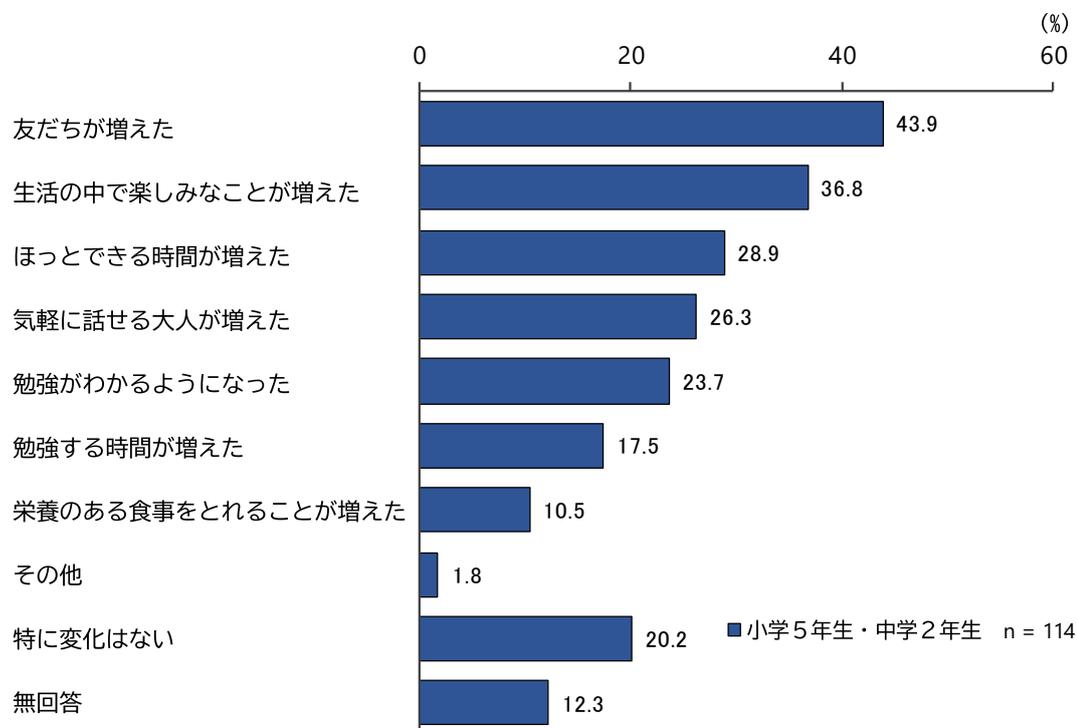


■夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）



【各種支援の利用による変化】（複数回答可）

各種支援の利用経験があると回答したこどもの利用後の変化については、「友だちが増えた」が4割を超えており、次いで「生活の中で楽しみなことが増えた」となっています。



※上記【各種支援の利用による変化】の結果は、前頁記載の支援に、「勉強を無料でみてくれる場所」、「(家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)」を加えた4種の支援の中で、1つでも「利用したことがある」と回答したこどもを対象としています。

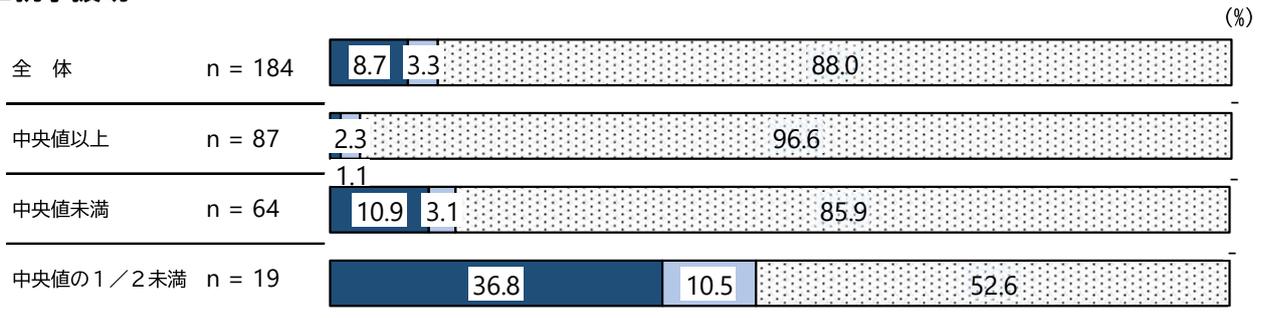


⑥支援制度の利用状況について[保護者結果]

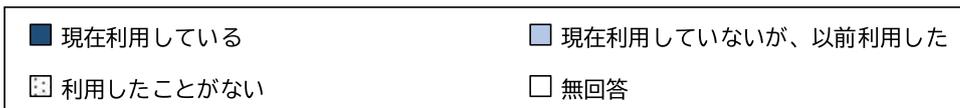
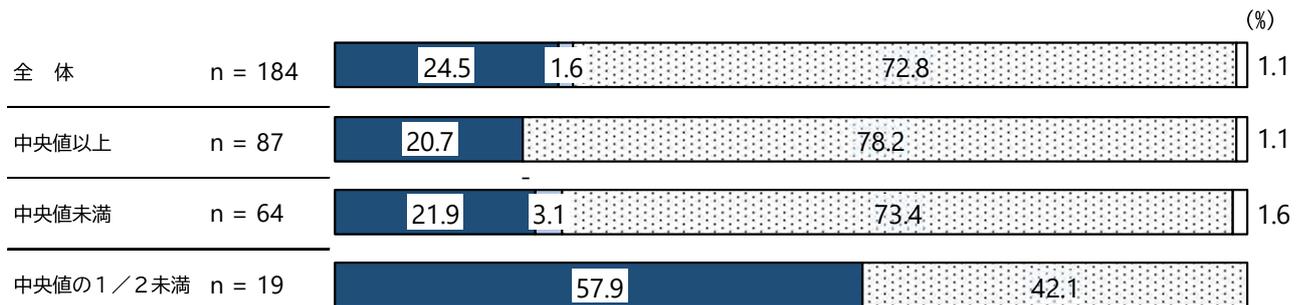
就学援助の利用状況について、収入階層別にみると、中央値の1/2未満では《利用した経験がある》（「現在利用している」+「現在利用していないが、以前利用した」）が47.3%と他の階層に比べて高くなっています。

児童扶養手当の利用状況についても同様に、中央値の1/2未満では《利用した経験がある》が57.9%と他の階層に比べて高くなっています。

■就学援助

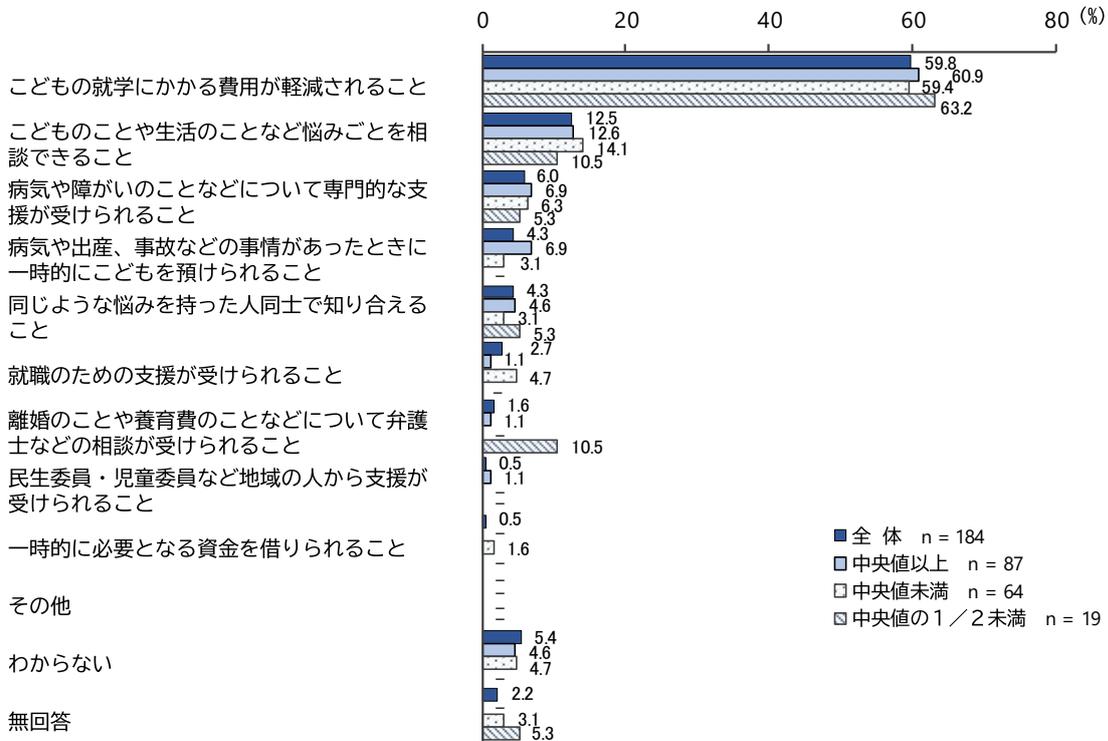


■児童扶養手当



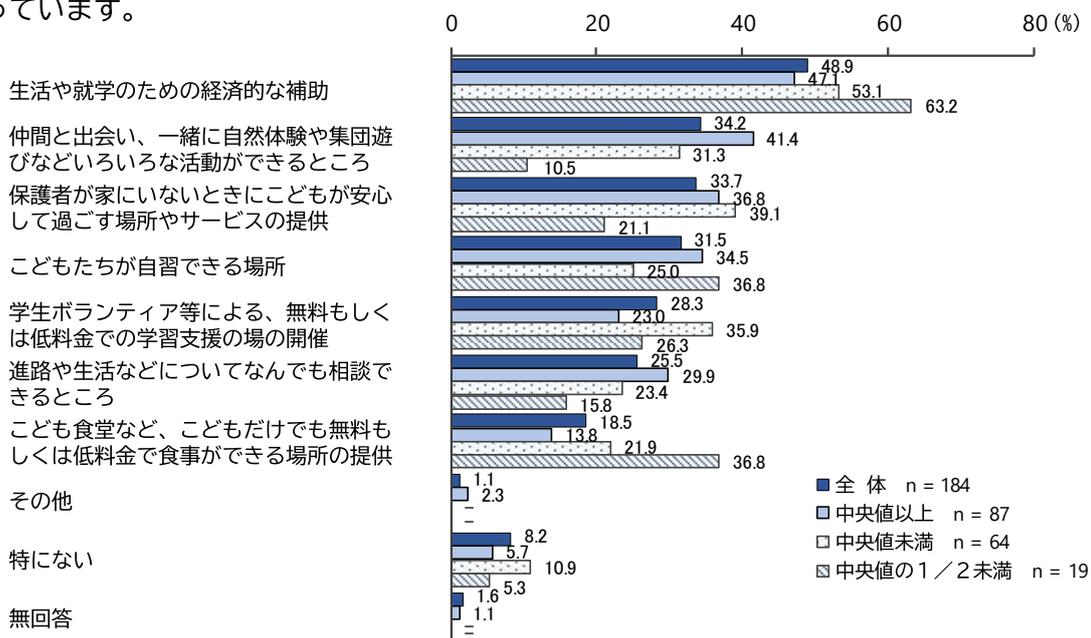
⑦現在必要としていること、重要だと思う支援等〔保護者結果〕（複数回答可）

現在必要としていること、重要だと思う支援等について、収入階層別にみると、いずれの収入階層においても「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高くなっています。また、中央値の1/2未満では、「離婚のことや養育費のことなどについて弁護士などの相談が受けられること」が10.5%と他の階層に比べて高くなっています。



⑧将来利用したい支援〔保護者結果〕（複数回答可）

将来利用したい支援について、収入階層別にみると、収入が低い階層ほど「生活や就学のための経済的な補助」、「こども食堂など、こどもだけでも無料もしくは低料金で食事ができる場所の提供」の割合が高くなっていますが、一方で「仲間と出会い、一緒に自然体験や集団遊びなどいろいろな活動ができる場所」、「進路や生活などについてなんでも相談できる場所」は収入が高いほど割合も高くなっています。





⑨自由記載における主な意見について

【保護者】

<p>■制度・手当・補助金に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習塾や習い事への助成金があると助かります。【小学5年生保護者】 ・生活困窮者にだけ優しい制度はやめてほしいです。子育てをしている人に対して、また、そうでない人にも平等に支援してほしいです。【小学5年生保護者】
<p>■学校生活・先生に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもが不登校です。学校からの情報をいただき、スクールカウンセラーや適応指導教室を利用しています。こどもも親も救われました。大変ありがたく思っています。ただ、スクールカウンセラーの人数や適応指導教室がもう少し多くなるといいと思いました。人員を確保していただきたいです。【小学5年生保護者】 ・通っている中学校で塾のような学習支援が受けられたらいいなと思います。【中学2年生保護者】
<p>■窓口・行政に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行っている事業は色々あると思いますが、常に全ての情報が必要なわけでもないので、必要に応じて情報が得られるようHPに掲載しておいていただけるとありがたいです。個人的には、こどもが体調を崩しやすいので、休日当番医や夜間の急病のときの相談ダイヤルなどの情報を探して、市のHPを見る人が多いです。【小学5年生保護者】
<p>■子育て環境、生活環境に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭面でも心配面でも宇都宮まで行かなくても中学生が地元で、もう少し楽しめる街になると嬉しいです。映画館やカラオケなど。地域住民も巻き込んで、元気な矢板市になるといいなと願っています。【中学2年生保護者】

【こども】

<p>■自分自身に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートで自分の生活を再確認することができました。なので、自分からやれることがあればやりたいと思います。【中学2年生】 ・自分はあまり生活に悩んでないなと感じました。なので今支えてくれている人たちなどに感謝の気持ちを持って生活したいなと思いました。【中学2年生】
<p>■学校生活に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強が分からなくなってきた嫌いな科目が増えたので、もっと丁寧に全ての教科を教えてほしいです。【小学5年生】
<p>■友だちに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なんでも言い合える友だちのおかげで学校が楽しめるようになりました。【中学2年生】
<p>■将来に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路について不安なことが多いので相談できる人がほしいです。【中学2年生】



第4節 こどもまんなかミーティングの概要と結果

1 開催概要

(1) 開催目的

「こどもまんなか応援サポーター」宣言を受け、近い将来、社会の一翼を担う高校生から、市長との意見交換を通して、これからの矢板市政に対して意見をもらい、地域社会の活性化につなげることを目的に実施しました。

(2) 開催日時・参加者

開催日時 : 令和6年1月30日(火) 17時30分～19時

開催場所 : 矢板市子ども未来館2階

参加者 : 市内高校生(矢板東高等学校、矢板高等学校、矢板中央高等学校)48人、矢板市長

(3) 開催内容

下記テーマに基づき、市内3校の高校生と市長が意見交換を行い、併せて同生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

テーマ詳細:「高校生が考える未来の矢板市とは」

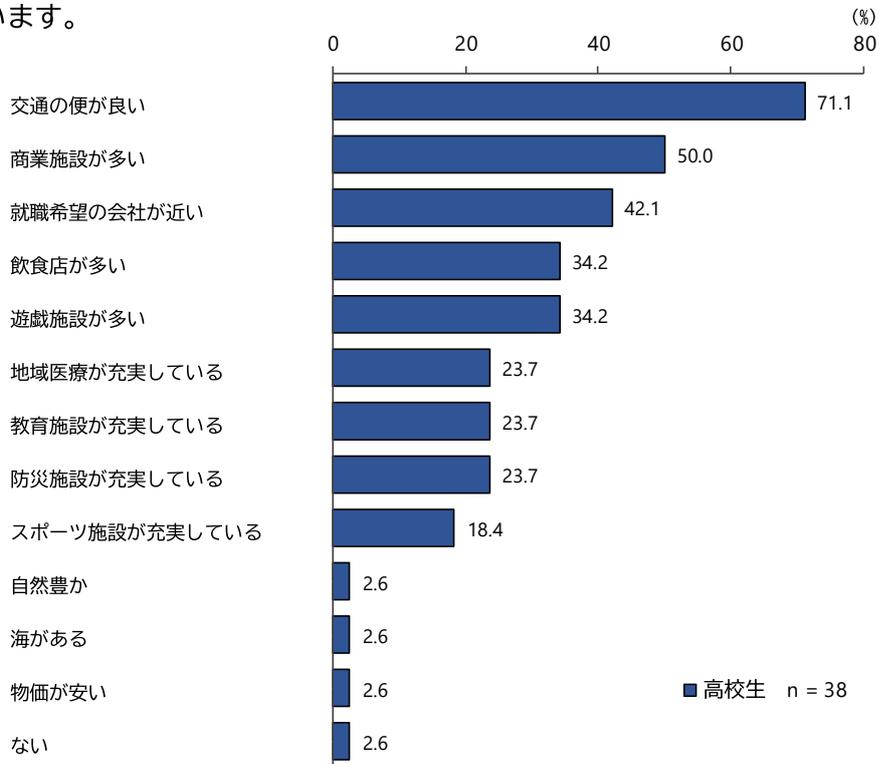
・住んでみたい場所とは ・働きたい場所とは ・矢板市の良さとは

2 アンケート結果の概要

(1) 住んでみたい場所について

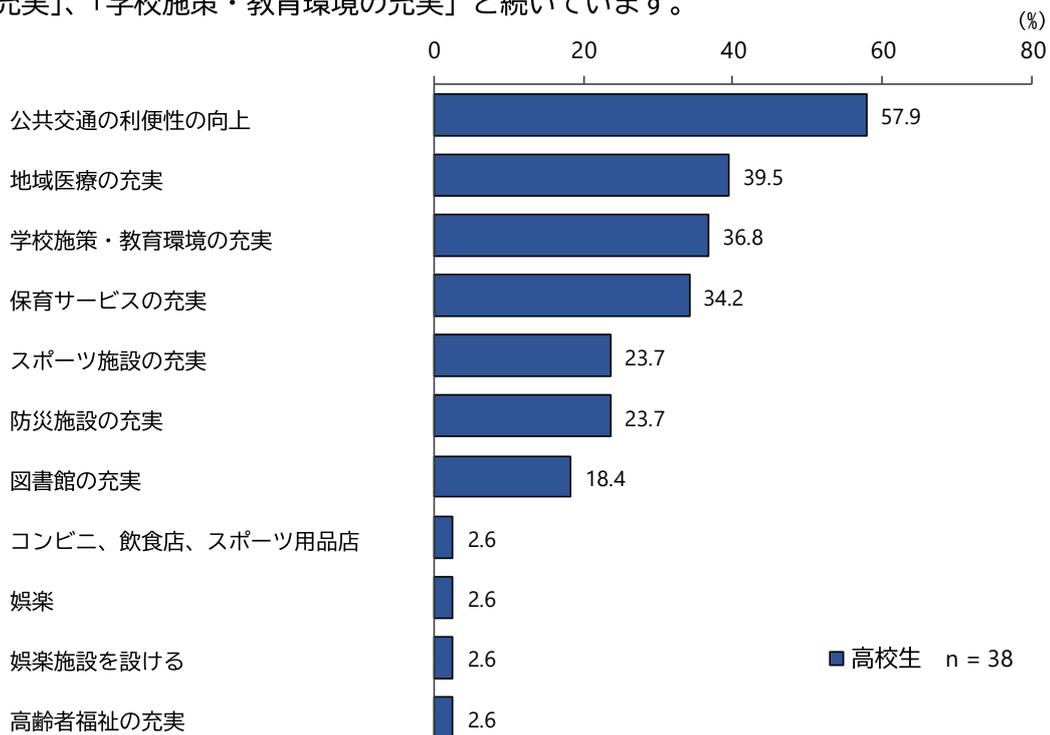
①住みたい場所の理由

住みたい場所の理由については、「交通の便が良い」が7割以上を占め、次いで「商業施設が多い」が5割となっています。



②矢板市に住むために重要な施策

矢板市に住むために重要な施策については、「公共交通の利便性の向上」が約6割と最も高く、「地域医療の充実」、「学校施策・教育環境の充実」と続いています。



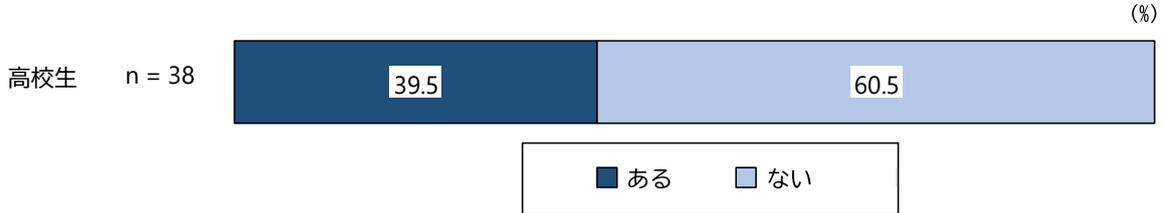


(2) 働きたい場所について

① 働きたい場所の状況

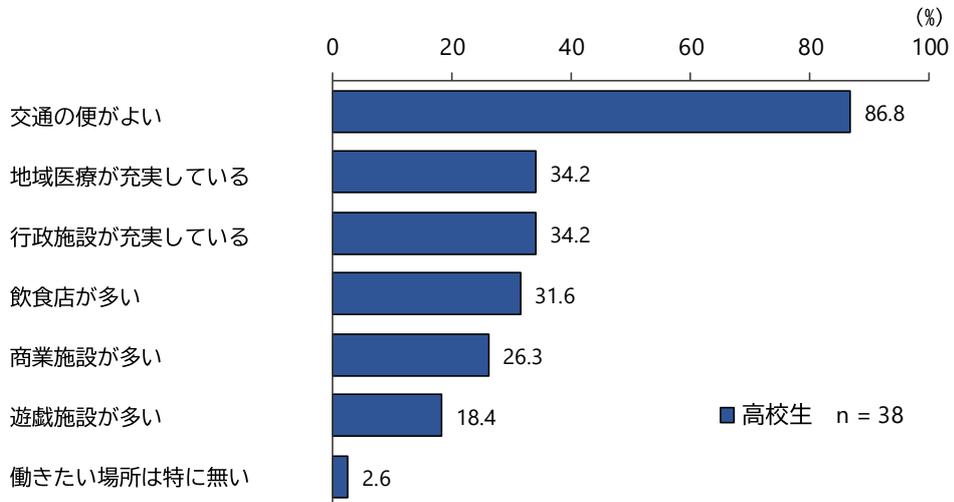
【働きたい場所の有無】

働きたい場所の有無については、「ない」が6割を占める一方で、約4割が「ある」と回答しています。



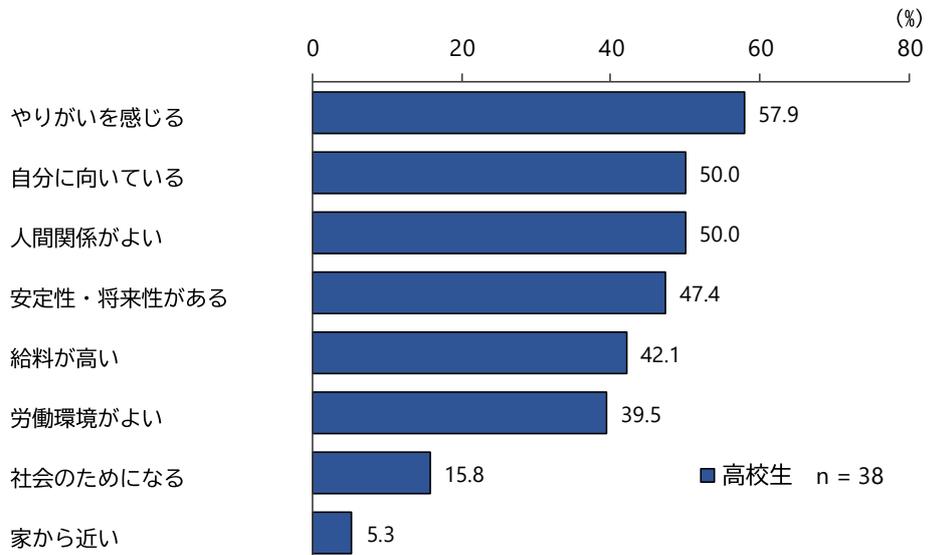
【働きたい場所の理由】

働きたい場所の理由については、「交通の便がよい」が約9割と高くなっています。



② 魅力的と考える企業・将来就職したいと思う企業

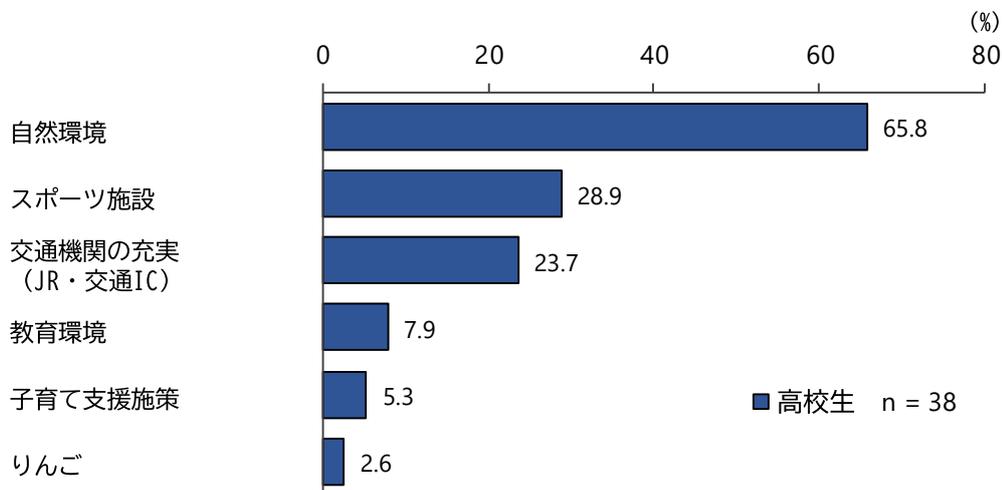
魅力的と考える企業・将来就職したいと思う企業については、「やりがいを感じる」が約6割と最も高く、次いで「自分に向いている」、「人間関係がよい」と続いています。



(3) 矢板市の良さについて

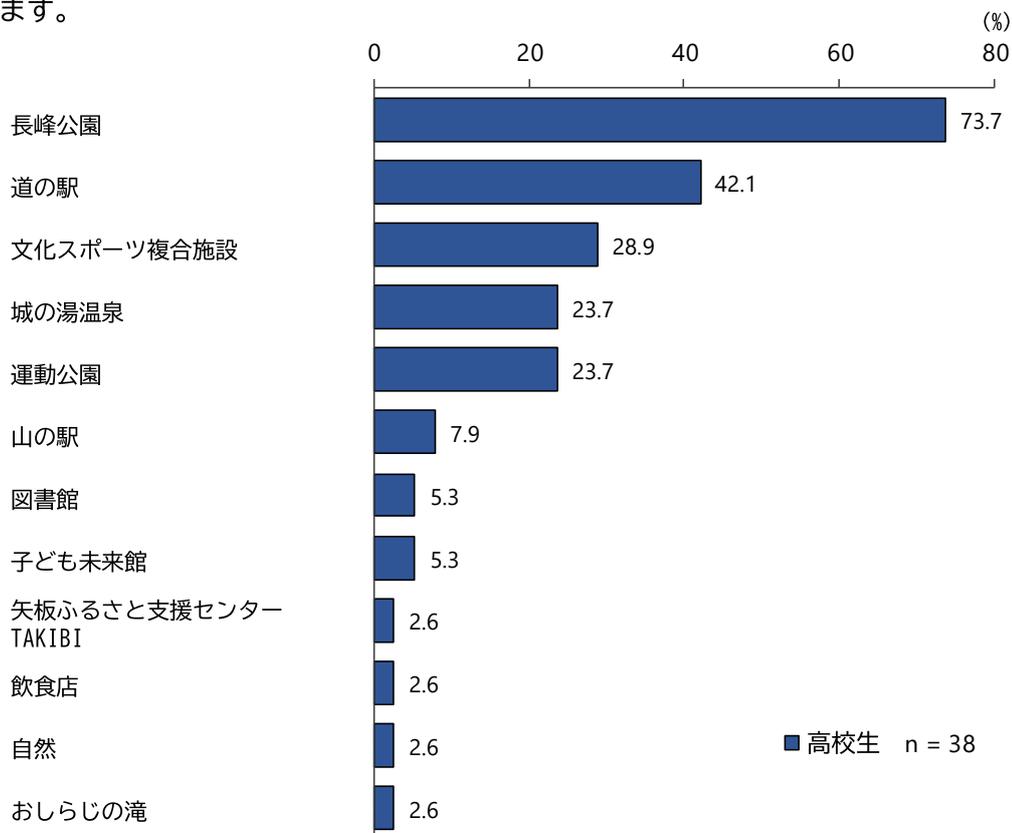
① 矢板市が他市町に誇れるもの

矢板市が他市町に誇れるものについては、「自然環境」が6割以上と最も高く、次いで「スポーツ施設」が約3割となっています。



② 矢板市の魅力的な場所

矢板市の魅力的な場所については、「長峰公園」が7割以上となっており、次いで「道の駅」が4割となっています。





3 参加した高校生からの意見の概要

(1) 交通について

①交通の利便性向上

- ・レンタサイクル ・電車本数の増便 ・バスの運行本数増加 ・ライドシェア



利便性向上による多方面での好影響への期待

- ・スポーツツーリズムの発展 ・観光客の増加
- ・ライドシェア運用によるデマンド交通の利用拡大

②環境問題への配慮

- ・EVバス、水素バスの導入



SDGsの推進、環境面の向上

③道路整備による住みやすい街づくり

- ・優先整備範囲の拡張



高齢者の安全通行の確保

(2) シティプロモーションについて

①魅力の再認識

- ・歴史的な街並み ・自然豊かな環境 ・良質な温泉（日帰り温泉） ・豊富なイベント（サイクル等）

②情報発信の強化

- ・SNSやWEBサイトの活用 ・高校生やYouTuberによるPR

③魅力向上のための施策

- ・商業施設の誘致 ・プロスポーツの誘致やイベント開催 ・スポーツ施設の充実

4 聴取した意見の活用

計画の検討にあたっては、子育て世帯、小中学生、高校生相当の年齢の方、若者を対象としたアンケート調査と、高校生を対象としたワークショップを行いました。子育て世帯に関しては、アンケート調査によって得た、教育・保育事業の利用状況や利用希望等を踏まえた上で、提供体制の確保方策を検討するための資料等として活用しています。また、小中学生、高校生相当の年齢の方、若者に関しては、アンケート調査結果及びミーティングによって得た意見を踏まえたうえで、施策等を検討しました。

意見聴取した内容については、今後も矢板市子ども・子育て会議や庁内検討委員会等を通じてこども・若者施策を検討するために活用するとともに、引き続き施策に反映することができるよう取り組みます。



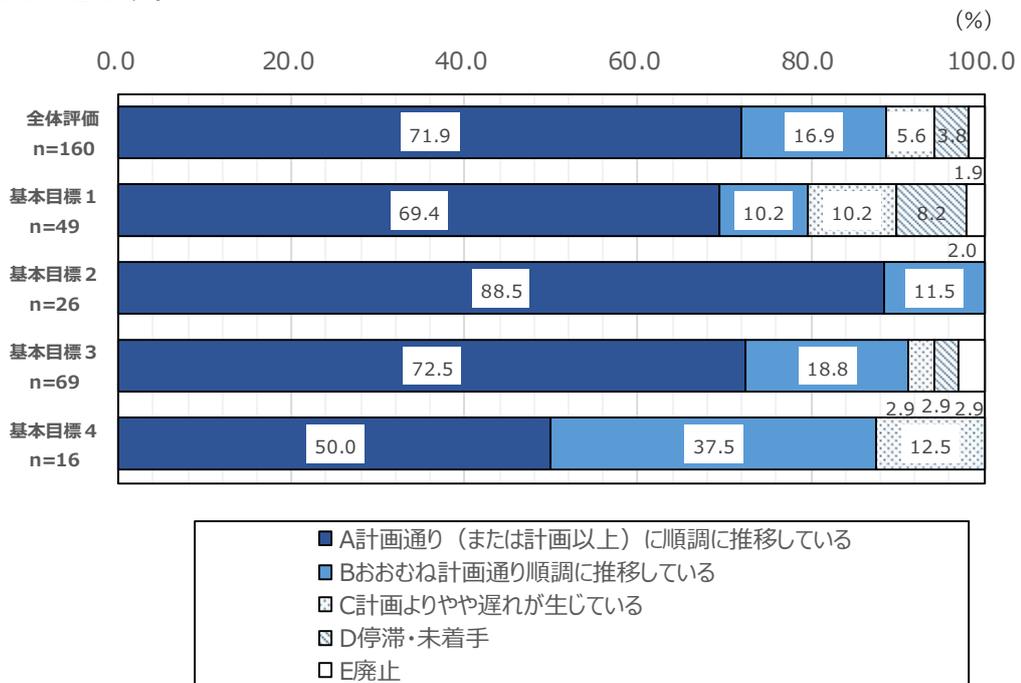
第5節 第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

1 基本目標ごとの進捗状況

第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。全体評価としては、「A 計画通り（または計画以上）に順調に推移している」が71.9%、「B おおむね計画通り順調に推移している」が16.9%となっており、「A 計画通り（または計画以上）に順調に推移している」と「B おおむね計画通り順調に推移している」を合わせた【順調に推移している】は約9割と、全体的に概ね達成できている状況です。

基本目標ごとに【順調に推移している】割合をみると、基本目標1『一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進』では約8割、基本目標2『安心してこどもを健やかに産み、育てられる環境づくり』では全ての事業、基本目標3『地域における子育て家庭への支援』と基本目標4『安心して子育てできるまちづくり』は約9割が、【順調に推移している】となっています。

今後は現状と課題を踏まえ、事業の追加・内容等の見直しを行い、施策効果の最大化と効率的な事業運営に取り組んでいきます。





■ 基本施策ごとの進捗評価一覧

基本目標	基本施策	事業数	進捗評価（令和6年度）				
			A	B	C	D	E
1 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取組の推進	1. 子どもの人権尊重	4	3	1			
	2. 障がいのある子どもへの支援	22	20		2		
	3. 生きる力の育成に向けた年代を通じた取組の充実	23	11	4	3	4	1
小計		49	34	5	5	4	1
2 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり	1. 母子保健サービスの充実	11	10	1			
	2. 子どもや親の健康確保	10	8	2			
	3. 育児不安の軽減と虐待防止への支援	5	5				
小計		26	23	3	0	0	0
3 地域における子育て家庭への支援	1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実	19	16	2	1		
	2. 子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実	19	12	5		2	
	3. 仕事と子育ての両立支援	9	6	1	1		1
	4. ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする家庭への支援	22	16	5			1
小計		69	50	13	2	2	2
4 安心して子育てできるまちづくり	1. 経済的負担の軽減	2	1	1			
	2. 有害環境対策の推進	3		2	1		
	3. 安心・安全の確保	11	7	3	1		
小計		16	8	6	2	0	0
合計		160	115	27	9	6	3

■ 「C：計画よりやや遅れが生じている」「D：停滞・未着手」「E：廃止」に該当する事業

	C：計画よりやや遅れが生じている	D：停滞・未着手	E：廃止
1 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の推進 障がい者フリースペース 子ども会育成会スポーツ大会 総合型地域スポーツクラブの育成 矢板市子ども会連合会の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども地域活動促進事業（子ども会まつり） 子ども地域活動促進事業（ちびっこ広場） リーダー研修会 幼児生徒芸術鑑賞会 	<ul style="list-style-type: none"> 中学生海外派遣
3 地域における子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンター事業【地域子ども・子育て支援事業】 広報紙「女と男ラ・ポール」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育講演会 家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> やいたみんなのつどい（市民のつどい） 生活困窮者支援事業（学習・生活支援）
4 安心して子育てできるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 環境浄化運動の推進 緊急連絡体制の充実 		

〈進捗評価〉

A：計画通り（または計画以上）に順調に推移している B：おおむね計画通り順調に推移している
 C：計画よりやや遅れが生じている D：停滞・未着手 E：廃止

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の進捗評価

第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画では、以下の事業に関する量の見込みを設定し、基盤整備を進めてきました。計画期間中の利用実績と量の見込みに対する利用割合は以下の通りです。

教育・保育事業については、直近の令和4～5年度実績で見ると、2号認定（教育）の量の見込みに対する割合が100%を大きく上回っています。これは、幼稚園が認定こども園に移行したことにより移行前の想定よりも1号認定の利用定員が減少したこと及び新たに2号認定（教育）の利用が増加したことが考えられますが、現在は待機児童が発生していないことから、必要量の確保はできていると考えられます。今後も、必要に応じた整備・調整を図っていくことが必要となります。

地域子ども・子育て支援事業については、直近の令和4～5年度実績で見ると、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）で利用実績が量の見込みを大きく上回っています。また、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（幼稚園）では、利用実績が量の見込みを大きく下回っており、算出方法の妥当性の問題や利用者への周知不足などが原因と考えられます。本計画では、各事業のニーズにあった利用量を見込むとともに、必要に応じた提供体制を整えていきます。

事業名	単位	各年の利用実績と各年の量の見込みに対する利用割合								R6 量の見込み		
		R2 実績	利用割合 (%)	R3 実績	利用割合 (%)	R4 実績	利用割合 (%)	R5 実績	利用割合 (%)			
教育・保育事業	1号認定	131	95.6	132	110.0	101	100.0	90	103.4	75		
	2号認定	教育	131	122.4	148	135.8	157	146.7	143	133.6	107	
		保育	358	84.8	319	79.2	308	82.8	278	79.7	327	
	3号認定	0歳	27	112.5	41	170.8	19	79.2	22	95.7	24	
		1・2歳	249	97.3	225	93.0	234	90.7	210	82.7	252	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1		
	延長保育事業	人	168	63.9	133	49.1	165	60.9	166	60.1	280	
		か所	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	
	放課後児童健全育成事業	人	380	96.2	368	91.3	367	89.1	376	89.5	266	
		か所	9	100.0	9	100.0	9	100.0	8	88.9	9	
	子育て短期支援事業	人日	3	25.0	7	58.3	22	183.3	11	91.7	12	
		か所	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	100.0	4	
	乳児家庭全戸訪問事業	人	143	83.6	129	78.7	120	75.9	133	29.4	149	
	養育支援訪問事業	人	204	63.8	384	120.0	311	97.2	267	83.4	320	
	地域子育て支援拠点事業	人日	816	23.6	1,160	32.3	1,246	33.3	1,394	35.9	4,039	
		か所	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	
	一時預かり事業	幼稚園	人日	1,664	86.2	1,537	78.9	1,891	96.0	900	45.2	2,008
			か所	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3
		保育園 ファミリーサポートセンター	人日	101	39.9	109	43.1	80	31.6	293	115.8	253
			か所	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0	5
	病児・病後児保育事業	人日	48	29.6	108	63.5	111	62.4	142	75.9	196	
		か所	2	100.0	2	100.0	3	150.0	3	150.0	2	
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	人日	101	177.2	25	43.9	51	89.5	185	324.6	57		
	か所	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1		
妊婦健康診査事業	人	1,761	87.2	1,675	82.9	1,413	70.0	1,608	79.6	1,785		

※教育・保育事業については、広域入所児童分を含んでいます。

※教育・保育事業の各認定については、以下のとおりです。

- ・1号認定：保育を必要としない満3歳以上児
- ・2号認定：保育を必要とする満3歳以上児
- ・3号認定：保育を必要とする満3歳未満児
- ・2号認定（教育）は認定こども園に入園する児童数、2号認定（保育）は保育園に入園している児童数を掲載しています。

※令和6年度については、量の見込みのみを掲載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指していくほか、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援するとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、進学や就職、結婚などの自己実現が旨せるとともに、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人がかどもと一緒に元気に過ごせるまち、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、下記の通り基本理念を定めます。



第2節 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。

① 子ども・若者を権利の主体として尊重し、「こどもまんなか社会」を目指します

全ての子ども・若者は、未来を担う存在であり、多様な人格を持った個として、いかなる差別的な扱いを受けることなく、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうした子ども・若者の人権を尊重しつつ、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、子ども・若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。そして、こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設け、子ども・若者を全ての施策の中心に捉える「こどもまんなか社会」を推進していきます。

② 子ども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を推進します

乳幼児期から学童期・思春期・青年期・成人期へと続くライフステージに応じて、子ども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、社会全体で切れ目なく支援します。こどもの育ちは乳幼児期から連続性を持つものであることを理解し、一人ひとりの発達に応じた教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、若者が進学や就職、結婚などの希望する自己実現ができるよう支援することや、共働き世帯が8割以上となる中で、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、仕事との両立に悩むことなく社会全体で切れ目なく支えていくことは、同時に若い世代にとっても子育てへの安心感や将来への明るい見通しを持つことにつながるため、子ども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します。

③ 全ての子ども・若者や家庭を対象とした良好な成育環境を確保します

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子ども・若者やその家庭を含め、全ての子ども・若者や世帯を対象とし、社会的・経済的状況などの子ども・若者や家庭を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なく子ども・若者の成長を支える環境づくりを進めます。また、良好な成育環境を確保するため、貧困と格差の解消を図ります。

④ 地域全体で子ども・若者や子育てを支援します

地域社会が持つ機能の一つに、子どもが生まれ育つ場としての機能があります。しかし、近年は少子化や価値観、生活スタイルの多様化等の影響により、そうした地域社会の機能が弱まってきており、次世代育成の場としての地域社会の再生が今求められています。そのため、行政や企業、住民など地域社会を構成する全ての人々が、子ども・若者の健やかな成長の実現という目的を共有し、こどもの育ちや子育て支援の重要性に対する理解と関心を深め、それぞれの役割を果たすことで、地域全体で連携・協力して取り組む体制を整えます。

第3節 施策の体系

基本理念

やっぱり矢板がいちばん！ いつも安心・幸せ子育て♪ たくさん笑顔のまちづくり

基本的視点

- ①子ども・若者を権利の主体として尊重し、「子どもまんなか社会」を目指します
- ②子ども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を推進します
- ③全ての子ども・若者や家庭を対象とした良好な育成環境を確保します
- ④地域全体で子ども・若者や子育てを支援します

子ども・若者

基本目標1
子ども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

- (1) 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
- (2) 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進
- (3) 学校等における教育環境の整備
- (4) 子ども・若者の人格等の尊重と権利保障
- (5) 子ども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

基本目標2
若者の将来の希望を叶える取組

- (1) 就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援

基本目標3
困難を抱える子ども・若者への支援

- (1) 困難を抱える子ども・若者への支援
- (2) 障がいのある子ども・若者への支援
- (3) こどもの貧困対策の推進
- (4) 児童虐待防止対策の推進
- (5) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

子育て当事者・家庭

基本目標4
喜びのある子育てにつながる支援

- (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
- (2) ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上

基本目標5
困難を抱える家庭への支援

- (1) ひとり親家庭等の自立支援
- (2) 困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

地域社会

基本目標6
結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成

- (1) 地域社会全体で取り組む気運の醸成

基本目標7
安全・安心な生活環境の整備

- (1) こどもの安全対策の推進
- (2) 子育て等を支援する生活環境の整備

基本目標8
地域全体でのこどもの成長、子育ての支援の促進

- (1) 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援
- (2) 仕事と家庭の両立を支える環境整備

第4章 基本的施策の展開

基本目標1 こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

【現状と課題】

○アンケート調査結果では、行政に対して今後期待する子育て支援について、就学前児童や小学校児童の保護者が今後行政に対して期待する子育て支援として、こどもを安心して産み、育てるための基盤でもある「医療体制の整備」を上位に挙げています。また、回答者の自由意見の中でも、夜間の急病への対応を求める声など環境づくりへの要望が高まっています。今後は家庭の状況やこどもの年齢に応じた医療体制の整備・推進などを通じて、保護者のニーズに応えながら、こどもが健やかに成長できる環境づくりが必要です。

○多くの人と関わりながら体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があることから、様々な体験の機会が求められています。

また、アンケート調査では、安心して過ごせる居場所について、「学校」や「地域」と回答したこどもの割合は5割を下回っています。加えて、「自分には人との付き合いがないと感じる」こども・若者の割合は4割を超えており、孤独感を感じるこども・若者の存在も確認できました。

核家族化等により地域とのつながりが希薄になっている現在、家以外でこどもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所づくりが必要です。居場所は、孤独感の解消にもつながると考えられます。

さらに、放課後児童健全育成事業や児童館活動等の実施によるこどもの居場所づくりに関して、児童館利用者からは「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」、「こどもの意見を反映させた遊びと行事」を求める声がみられました。現状の事業の環境整備の強化や施設・設備の拡充に加えて、変化する保護者のニーズを捉えた多様な居場所づくりが必要です。

今後は居場所の提供の充実や体験活動の機会を回り、その成長を見守り支えるため、地域全体でこどもを見守るとともに、対象となる家庭への支援制度の情報提供や周知を行うことが求められます。

○全てのこどもの健やかな育ちを支援するために、幼稚園、保育園、小学校との連携を保ちながらこどもの将来を見据えた教育環境の整備を行っていくとともに、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められています。

○いじめや児童虐待の増加など、こどもの権利の侵害が大きな課題となっており、こどもの多様な人格・個性を尊重し、こどもの権利や人権尊重の意識をこども・若者のみならず社会全体で共有することが求められています。

こども・若者が安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てるとともに、生活の場や政策決定の場などにおける意見表明・参画の機会が与えられながら自らの意志が尊重され、保障される社会をつかっていくことが重要です。一人ひとりのこども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立することができる社会の構築が求められています。

(1) 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長していくことが必要です。生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、各種検(健)診の実施や関係機関との連携のもと医療体制の充実に努めます。また、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであることから、食育の推進にも努めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への育児支援を行うため、各健康診査を実施します。また、健診の機会を利用し、乳幼児の食生活を豊かにするため、離乳食や幼児食の知識を普及します。	子ども課
各種健康相談事業	医療機関や健康福祉センター、認定子ども園・保育所(園)等関係機関との連携を図り、発達段階や心身の状況に応じた適切な相談支援を行います。	子ども課
5歳児健康診査	3歳6か月児健康診査までに発見されにくい高機能自閉症等の発達障害について、就学までの期間のできるだけ早い時期に発見するとともに、適切な療育の提供や保護者の障がい受容のための支援を行います。	子ども課
予防接種事業	こどもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童生徒の予防接種を実施します。	子ども課
児童生徒の健康管理の充実	定期的に内科検診や歯科検診を行うほか、心臓検診、腎臓検診、血液検査を実施することにより健康管理を推進します。	教育総務課
保育所(園)・認定子ども園、学校との連携による食育の推進	給食や日常の保育・教育を通して、発育段階に応じた食に関する知識を学ぶとともに、食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育を推進します。	子ども課 教育総務課
休日・夜間診療の充実	休日・夜間の急病などに対応するため、医師団の協力を得ながら、休日、夜間診療の実施を検討します。	健康増進課
こども医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育してる家庭に対して医療機関で支払った医療費(保険診療分)を助成します。	子ども課
成人の健康診査事業	生活習慣病の予防やがんの早期発見のため特定健診、特定保健指導、がん検診などの実施及び精密検査の受診勧奨などを行います。	健康増進課

(2) 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

全ての子ども・若者が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り支えるため、地域における環境づくりを進めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
こどもの居場所づくり事業（ぼけっとサロン事業）	主に食事、学習、交流等の提供または支援を通じ、こどもの居場所づくりの推進を目的として、団体等が行う取組を支援します。	子ども課
高校生まちづくり活動事業	高校生を中心とした若者が行う、地域活性化や自分たちの居場所づくりのための活動を支援します。	商工観光課
親子の体験活動機会の創出	家族で様々な体験活動に取り組む機会を創出し、ふれあいを通して家庭教育を充実します。また家族以外の地域の様々な人たちと関わり、見守られていることでこどものより良い成長を促します。	生涯学習課
文化・芸術に親しむ活動	こどもの豊かな心の育成を図るため、芸術文化の鑑賞や文化財の見学、子ども向け講座の開設等の機会をつくれます。	生涯学習課 (各公民館)
各種スポーツ教室等の充実	幼児から一般成人と幅広い世代の市民を対象に、市民がスポーツに親しむ環境づくりのため、スケート教室など多種にわたるスポーツ教室を開設します。	生涯学習課 (各公民館)
スポーツ少年団の育成	こどもの心身の健全な育成を図るため、スポーツ少年団の普及と育成を推進します。	生涯学習課
子ども会育成会スポーツ大会	子どもたちの心身の成長を支援するとともに、子どもたち同士が交流する機会として、各地区の公民館が主体となり、バレーボールや球技大会などの子ども会育成会スポーツ大会を開催します。	生涯学習課 (各公民館)
総合型地域スポーツクラブの育成	あらゆる世代の人がスポーツを楽しめる環境をつくるため、様々な教室を開設しています。	生涯学習課

(3) 学校等における教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、豊かな人間性や思いやりの心を身につけ、心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育環境を整備します。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
幼・保・小の連携	幼稚園、認定こども園、保育所（園）、小学校との連絡や情報交換等を深め、学校生活になめらかにつながるように支援します。	教育総務課
学校の適正配置及び改修	小中学校適正規模・適正配置計画等に基づき、子どもたちにとって、より効果的な教育を展開するため、小中学校の適正配置や施設の老朽化に対し計画的に取り組みます。	教育総務課
思春期学校保健事業	小中学校において、思春期における心と体について、児童生徒の発達段階に応じた知識を学ぶとともに、各家庭に対し情報提供を行います。また、専門医を招いて講演会を行います。	教育総務課
情報機器整備事業	全ての児童・生徒に1人1台の端末と高速ネットワークを提供します。また、ICTを活用した教育を推進し、個別最適化された学びの実現、学習意欲の向上、情報活用能力の育成を行います。	教育総務課
外国語指導助手（ALT）の配置	外国語指導助手7名を配置し、市内の小学校6校と中学校3校において英語担当教諭とチームティーチングによる授業を行います。	教育総務課
キャリア・スタート・ウィーク事業	キャリア教育の視点で職業観や勤労観を培うため、中学2年生を対象に、3日間の職場体験を実施します。	教育総務課
小中連携推進事業	児童生徒の9年間の系統的・連続的な学びを大切にし、小中学校間の発達段階を踏まえた教育における連携を行います。児童生徒についての情報共有、教育課程の調整等を行うことで、児童生徒指導の充実、中1ギャップの解消、学力向上を図ります。	教育総務課

(4) こども・若者の人格等の尊重と権利保障

大人だけでなく、こども・若者自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体であると認識し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
こども・若者の人権尊重	児童の権利条約の周知・啓発	総務課 子ども課 教育総務課

(5) こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
こどもの意見聴取に関する取組	こども・若者たちから意見や考えを聴き、こども施策に反映することを目的として、計画策定や事業検討に際してアンケート等の実施を推進します。	子ども課
中高生団体への支援	市内の中高生によるジュニアリーダースクラブや高校生が立ち上げた高校生団体等の運営やイベント等の開催を支援し、こども・若者の主体的な社会参画と意見の形成を推進します。	生涯学習課 商工観光課

基本目標2 若者の将来の希望を叶える取組

【現状と課題】

○アンケート調査結果では、こども・若者の56.0%が「自分の将来について明るい希望がある」と回答しているものの、国の調査では66.4%が明るいと回答しており、本市は10.4%も低くなっています。また、こども・若者の約2割が「一生結婚するつもりはない」と回答しており、その理由として、「適当な相手にめぐりあわない」という出会いの機会の損失や、「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」などの回答が見られました。

行政では、結婚やその先にある子育てに対する喜びや感動を発信し、若者が家庭を築くことに希望を持つことができるような取組を行うことが重要です。また、若者が経済的な不安なく、社会の一員として役割を果たせるよう、小中学生の時期からの学習支援に加え、就業支援等の自立支援を行うことにより、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援することが必要です。

(1) 就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援

若者が経済的な不安なく、社会の一員として役割を果たせるよう、小中学生の時期からの学習支援に加え、就業支援等の自立支援を行うことにより、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
若者への就業支援事業	学生を中心とした若者に向けて、就職を支援する事業を実施します。	商工観光課
出会いの創出と結婚への支援	若者の新しい出会いの場を提供し、結婚や子育てを見据えた未来への取組の支援体制を整備します。	子ども課
若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進	若者が希望する未来を想像し実現できるよう、ライフデザインを考える機会を提供します。	子ども課
思春期教室	正しい知識の普及・啓発をすることにより、児童・生徒が心身ともに、より健やかに成長でき、性情報への対処や互いに尊重しあう人間関係を構築し、自分自身も他人も大切にすることを育みます。	子ども課
小中学生への学習支援	小中学校では個別の支援教室や学習生活支援員による学習支援を行います。中学生に対しては中学生放課後学習塾を開設し、生徒の自ら学ぶ力を育みます。	教育総務課

基本目標3 困難を抱えるこども・若者への支援

【現状と課題】

○アンケート調査結果では、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験のあるこども・若者の存在が確認できました。貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、医療的ケア、外国籍等のこども、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。こどもたちを取り巻く社会問題は複雑化し、解決することが難しい問題が増えていることから、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制の構築とともに、相談機関や窓口の周知・啓発のための活動が求められています。

上記に関連して、アンケート調査結果より、ヤングケアラーの存在が確認されました。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、周囲の気づきと相談しやすい環境づくりが求められています。

○全てのこどもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。障がいのあるこども一人ひとりが、身近な地域で安心した生活を送れるよう、障がい者施策と緊密に連携しながら、希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実も重要となります。

○貧困によって、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、権利利益が損なわれ、社会的にも孤立するこども・若者が存在しています。どのような状況にあるこどもであっても、地域や社会全体の支援により、心身ともに穏やかで安定した生活を送ることができ、未来の自分に希望を持つことができるよう支援が必要です。

加えて、貧困による経済的制約は、生活の選択肢を狭めるだけではなく、保護者の精神状況にも関連しています。精神的不調を抱えている保護者に対しては、心理面でのフォローを行うとともに、生活を安定させるための経済的支援や就労支援、育児の負担を軽減するための支援も必要と考えられます。

○こども児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の更なる連携と機能の強化が必要です。また、こども虐待の早期発見、早期対応のために、こどもに関わる様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行っていくことが求められます。

○本市に住む全てのこども・若者が、生まれ育った環境や障がいの有無などにかかわらず、自らを尊重されるべき主体であると認識し、生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使するとともに、地域や社会と積極的に関わり合いながら、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、ライフステージや発達段階に応じた環境づくりを進めることが大切です。

(1) 困難を抱える子ども・若者への支援

ひきこもり、不登校、非行、貧困、ヤングケアラー、犯罪被害等、子ども・若者が抱える困難は相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっています。これらに対応する機関が連携し、重層的で切れ目のない支援を行います。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
スクールカウンセラーの活用	不登校やいじめ等、児童生徒や保護者の悩み等の相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置して、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図ります。	教育総務課
適応指導教室の充実	適応指導教室「チャレンジハウス」において、不登校児童生徒の自立を促すとともに、学校生活への適応を図るための援助指導を行います。	教育総務課
外国籍の子どもへの学習支援	母国語が話せる支援員を一定期間配置し、外国籍のこどもの学習支援を行います。	教育総務課
ヤングケアラー把握と支援	ヤングケアラーに係る周知・啓発を図ります。また、家庭相談員が定期的に学校を訪問し、児童生徒の様子を確認するとともに支援が必要な児童の情報に関係機関と共有し、適切な支援に繋がります。	子ども課
社会的自立に関する相談支援	ひきこもりサポーター派遣事業の実施、関係機関との連携を図り、個人の状況に応じた継続的な支援を行います。また、矢板健康福祉センターと連携し、精神科医等による専門相談につなげるなど、自立、回復を促進します。	社会福祉課
子ども・若者の自殺対策	自殺は多様かつ複合的な要因を有することから、矢板市自殺対策計画に基づき、子ども・若者の自殺対策を総合的に推進します。	健康増進課

(2) 障がいのあるこども・若者への支援

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、障がい者施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
個への対応	特別支援教育も含めて、児童生徒一人ひとりに応じた指導や学力の向上に努めます。	教育総務課
障がい児保育の実施	障がい児と健常児が日常の保育を通して互いに理解を深め、協力しながら育ていけるよう、障がい児保育を実施します。	子ども課
障がい児のための学童保育の充実	学童保育館の設備を充実し、人的配置を考慮するなど障がい児の受け入れをさらに進めます。	子ども課
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりの個性や能力が最大限に伸ばせるよう、各小中学校での支援の充実に努めます。	教育総務課
特別な支援が必要な児童生徒及び保護者への支援（こどもみらいそらだんしつ）	特別な支援が必要なお子さんがいる保護者は、お子さんの発達や日常生活、学校生活、進学・就職先等様々な悩みを抱えていることが多いため、ニーズに合った相談窓口を矢板市子ども未来館に設置し、支援します。	子ども課 社会福祉課 教育総務課
障がい者フリースペース	障がい児者及びその家族等が気軽に集まり交流を図る場所を提供し、当事者やその家族の交流や不安・孤立の解消、当事者の自主性・自発性の促進を図ります。	社会福祉課
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を行います。	社会福祉課
教育支援委員会の充実	特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、より適切な就学先について審議するため、医師や心理の専門家を含め、教育支援委員会を開催します。 また、就学にあたっての相談機能の充実に努めます。	教育総務課
児童発達支援センターの整備の推進	児童発達支援センターの整備を推進し、発達が気になる児童に関する相談体制の強化、市内の障がい児通所支援事業所への助言及び援助の実施、保育所等のインクルージョン推進に係る一般施策との連携及び後方支援の強化を図ります。	社会福祉課

(3) こどもの貧困対策の推進

生活に困難を抱えていると考えられているこどもや家庭の実態把握に努めるとともに、教育支援、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援など、多様な支援を推進します。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
児童手当支給事業 【子ども・子育て支援給付】	家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、18歳までの児童を養育している方に対して手当を支給します。	子ども課
やいたみらいっ子誕生祝金	一定の条件のもと、第2子以降出生の際、祝い金を支給し、経済的支援を図ります。	子ども課
労働情報の提供の推進	就業機会の拡大や女性の再就職を支援するため、公共職業安定所等の関係機関と連携を取りながら、情報の提供に努めます。	商工観光課

(4) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、市と児童相談所をはじめとした関係諸機関との役割分担・連携の充実に努めるとともに、児童虐待等の被害を受けたこどもへの支援を行います。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の充実	深刻な社会問題となっている児童虐待に対応するため、児童相談所、教育委員会、民生委員児童委員協議会、医療機関、警察署、小中学校、保育所(園)、認定こども園など関係機関による協議会を設置し、児童虐待の予防や早期発見とすみやかな対応等に努めます。	子ども課
児童虐待防止啓発事業	11月の児童虐待防止月間による啓発活動のほか、市内各所にポスター及びチラシ等を配布し、市民の意識向上を図ります。	子ども課

(5) 社会的養護を必要とするこどもへの支援

家族状況など様々な要因から、社会的な養護を必要とするこどもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取組を進めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対応研修会の受講の推進	県や児童相談所で実施している各種相談業務研修会に参加し、児童問題に関する情報交換や具体的問題対応の手法を学び、より専門性の高い知識・実務を身に付けます。	子ども課
就学援助事業	小中学校に在学している要保護及び準要保護児童生徒に対して、学用品費、給食費等の費用を援助します。	教育総務課
奨学金貸与・給付事業	(公財) 矢板市育英会が、選考した高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に在学する奨学生に対し、奨学金を貸与します。また、高等専門学校第4・5学年、専修学校(専門課程)、短期大学、大学及び大学院に在学する奨学生に対し、一時金を給付します。	教育総務課
里親制度の周知	保護者がいなかったり、保護者がいても児童を養育できないなど、家庭環境に恵まれない児童を他の家庭に引き取って養育する里親制度の周知を図ります。	子ども課

基本目標4 喜びのある子育てにつながる支援

【現状と課題】

○核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、妊娠、出産、子育てに不安や悩み、孤立感を感じる妊産婦や子育て当事者が増えています。

アンケート調査結果からも、共働き世帯が8割を超え、母親のフルタイム就労も増加しており、また周囲に子育ての協力者がいない保護者の存在も確認できたことから、周囲から支援を受けにくい家庭に対しては、個々の状況に応じた保育サービスや公的な相談機関を活用してもらえよう教育施設と連携し、情報の提供・普及を図り、全ての保護者を支える仕組みづくりが求められます。

また、子育てに関する悩みとしては「こどもの教育」という回答結果が最も多いほか、「こどもとの時間を十分にとれない」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）」などが挙げられており、多くの保護者がこどもの教育やこどもとの関わり方などの悩みを抱えていることがわかりました。

妊娠・出産・子育てに負担感や不安・悩みを抱えている保護者が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援・相談体制の充実やそうした市の支援や取組などの情報発信の強化を推進していく必要があります。

○本市では公立保育所が1か所、私立保育園が7園、私立認定こども園が3園で、各園において多様な教育・保育事業を展開しています。また、子育ての支援をしてほしい人（依頼会員）と、手助けしたい人（提供会員）がそれぞれ会員登録し、互いに助け合いながら子育てを支援していくファミリーサポートセンター事業を実施しているほか、家庭における教育力向上を図るための家庭教育学級の開催や、地域子育て支援体制の整備などを進めており、地域で子育て家庭を支えるための基盤をハード面だけでなくソフトの面においても充実が図られるよう、取り組んでいます。

共働き家庭の増加などにより、保育需要が拡大する中で、利用者の視点に立った教育・保育及び子育て支援サービスの量的かつ質的な充実を図るとともに、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的に関わっていける環境づくりを推進することが重要です。また、ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする子育て家庭への相談・支援体制の整備を図っていくことも必要となっています。

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実

妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実に努めるとともに、そうした支援や取組の情報発信を強化します。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
妊産婦健康診査事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊産婦の健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行います。	子ども課
妊産婦及び乳幼児の訪問指導	妊産婦の心身の健康維持を図るため、必要に応じ保健師が妊産婦に対して訪問での相談を行います。また、新生児、乳幼児の心身の健康維持や保護者の育児不安の軽減を図るため、栄養・環境・疾病予防について、必要に応じて保健師が保健指導を行い、育児支援を行います。	子ども課
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業】	母親の疲労回復や、育児に関する不安や悩みの解消のため、産後ケア費用の助成を行います。	子ども課
こんにちは赤ちゃん事業 【地域子ども・子育て支援事業】	生後4か月までの乳児のいる全家庭に保健師が訪問し、育児相談を実施し、必要に応じて育児支援員の支援につなげます。	子ども課
各種教室	産前産後の体操教室、育児教室、親子ふれあい遊び教室等、妊娠期から子育て期まで各種教室を行います。	子ども課
子育て支援アプリ	子育て支援の情報を、「タイムリー」で「きめ細やか」に発信し、妊産婦を含む子育て世代が必要な最新情報を手軽に入手できる環境を整え、妊娠期から出産・子育て期までの期間を切れ目なく支援します。	子ども課
妊娠中の方へのアンケート	妊娠8か月頃の妊婦の方全員にアンケートを実施し、安心して出産、子育てができるよう、身近に相談に応じ、必要な支援につなげます。	子ども課
出産・子育て応援ギフト	妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的支援(妊娠届出後に5万円、出生届出後に5万円を支給)を実施します。	子ども課
幼児教育学級	未就学児をもつ保護者を対象に、こどもたちの基本的な生活習慣の習得のための学習や保護者同士の交流を目的に年10回ほど開催し、専門講師による子育てに必要な情報や学習機会の提供を行います。	生涯学習課 (矢板公民館)
家庭教育学級	家庭における教育力の向上を図るため、小学生の児童と保護者を対象に、家庭教育に関する学習会や交流活動を実施します。	生涯学習課 (各公民館)
子育て講座	就学を控えた子を持つ保護者に、「親としてこどもにどのように関わっていけばよいか」、「親としての責任や安らぎと潤いある家庭環境について」など、考える機会を提供します。	生涯学習課 (各公民館)
家庭児童相談の実施	家庭相談員が電話・面接・訪問により、家庭における子育てや家庭の人間関係、児童福祉等の問題について相談・助言を行います。	子ども課

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊婦・産婦や配偶者、特に0歳～2歳の低年齢期子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施する事業です。	子ども課
子育て世帯訪問支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。	子ども課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師や育児支援家庭訪問支援員が連携し、継続して家庭訪問し、保護者の育児・家事等の養育支援や相談支援を行います。	子ども課
利用者支援事業（こども家庭センター） 【地域子ども・子育て支援事業】	こども及びその保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育所等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう利用者支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子ども課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育所（園）での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。	子ども課
妊婦健康診査事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊婦の健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療や相談を行います。	子ども課
育児支援家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	養育支援が必要な家庭を育児支援員が訪問し、子育てについての相談・助言を行い、育児支援を行います。	子ども課
施設型給付費の支給 【子ども・子育て支援給付】	保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対し、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。	子ども課
地域型保育給付費の支給 【子ども・子育て支援給付】	地域型保育事業を実施する施設に対し、保育が適切に実施されるよう地域型保育給付費を支給します。	子ども課

(2) ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上

保護者が安心して子育てができると同時に、こどもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った教育・保育及び子育て支援サービスの量的かつ質的な充実に努めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
学童保育館の整備・充実 【地域子ども・子育て支援事業】	学童保育館を利用する児童が安心して過ごすことができるような体制を整備するとともに、放課後児童の活動内容の充実や指導員の資質の向上を図るため、指導員や管理者が積極的に研修するように努めます。	子ども課
ファミリーサポートセンター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	「子育ての支援をしてほしい人」(依頼会員)と「子育ての手助けをしたい人」(提供会員)がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域全体で子育て家庭を支援します。	子ども課
休日保育の実施	就労形態の多様化により、日曜・祝日勤務の保護者の保育ニーズに対応するための休日保育を実施します。	子ども課
セカンドブック事業	2歳児に絵本を配布し、家庭における子ども読書活動を充実させ、子どもの健やかな成長を支援します。	生涯学習課 (図書館)
託児ボランティアの育成	矢板市男女共同参画啓発活動団体“グループあい”と連携し、託児ボランティアの育成を図ります。	生涯学習課
保育士の資質の向上	保育業務に直接携わる保育士の資質の向上を図り、子育ての手法や情報の提供などを支援するため、各種研修会や勉強会等に積極的に参加するよう奨励します。	子ども課
児童館活動支援事業	三世代交流事業を推進し、児童と高齢者の交流を図ります。また、母親がお互いの交流を深めながら安心して子育てができるよう、母親クラブなどの活動を支援します。	子ども課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労状況に関係なく、保育所等にお子さんを預けることや保育士等に育児相談ができる子育て支援制度です。	子ども課
病児・病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	病気の児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えない場合や、保護者による保育ができない場合に、保育所(園)等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。	子ども課
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者が仕事、疾病、急な用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育所(園)等において一時的な預かりを行う事業です。	子ども課



◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、お子さんをお預かりする事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。	子ども課
地域子育て支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援事業】	地域子育て支援拠点（センター）において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援します。	子ども課
こども・子育て支援機能強化に係る施設整備	こども・子育て支援にかかる公共施設・公用施設の機能強化に係る施設整備について検討し、必要なものについては別冊に記載していきます。	子ども課
子育て関連施設的环境改善	矢板市子ども未来館など子育て関連施設の環境改善に向けた取組について検討し、必要なものについては別冊に記載していきます。	子ども課

基本目標5 困難を抱える家庭への支援

【現状と課題】

○統計データをみると、本市の一般世帯数に対する母子世帯数・父子世帯数は栃木県を上回っている状況です。ひとり親家庭等は仕事と子育ての両立など経済的な自立の問題をはじめ様々な課題を抱える傾向にあり、両親がいる家庭に比べ心身ともに子育ての負担が大きい傾向にあるため、総合的な支援の充実が重要となっています。

困難を抱える家庭の児童の健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスを展開するとともに、自立支援に向けた対策を実施していくことが必要です。

○困難を抱えている家庭の中には、必要な支援制度の具体的な内容を知らずに利用していないケースもあります。困難を抱えているこどもに対して、必要なサービスの利用に繋げていく必要があります。

(1) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援を行うとともに、多様な保育サービスの利用促進等子育て支援サービスの充実を推進しながら、生活の安定と自立を支援します。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業の利用促進	ひとり親家庭が子育てをする上では、地域の理解や協力が必要であるため、ファミリーサポートセンター事業の事業周知を図り、母子・父子を支援できる体制を整えます。	子ども課
多様な保育サービスの利用促進	社会状況の変化や就労形態の多様化に伴って、ひとり親家庭の職業先選択においては、子育て支援サービスの充実が必要であり、保護者の個々の要求にきめ細かに対応するため、延長保育、休日保育、一時保育など多様な保育サービスの利用促進を図ります。	子ども課
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療機関で支払った医療費（保険診療分）を助成します。	子ども課
児童扶養手当支給事業 【子ども・子育て支援給付】	18歳の年度末までの児童（障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭に対し、家庭の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給します。	子ども課

(2) 困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員兼女性相談員による就業相談	就職、転職、技能習得等就業に関わる様々な相談に応じ、就職活動の援助等、自立に向けた継続的・計画的な支援が行われるよう相談体制の整備を図ります。	子ども課
遺児手当支給事業	父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している方に対して、手当を支給します。	子ども課

基本目標6 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成

【現状と課題】

- アンケート調査結果をみると、18歳～39歳の若者の77.5%が「いずれ結婚したい」と回答しているものの、国立社会保障・人口問題研究所の調査（2021年）における18歳～34歳では82.8%となっており、本市の割合は低い状態となっています。結婚を希望する若者の希望を実現するため、経済的な支援をはじめとする安定した生活基盤の構築に向けたサポート体制を構築するとともに、出会いから結婚につながる支援も必要です。
- 育児休業の取得率は依然として父親では8割以上が育児休業を取得できていない状況であるため、父親の育児休業取得率向上を目指し、子育てにかかる負担が、どちらか一方の性に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的に関わっていただけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行う必要があります。

（1）地域社会全体で取り組む気運の醸成

こどもは保護者のみならず地域にとってもかけがえのない大切な存在であることを考えれば、今日の少子化の現状やこどもを取り巻く状況などについて、市民の認識・理解を深めてもらい、こどもの成長と子育てを社会全体で支える意識を形成することが必要です。

子育てや少子化に関する意識啓発のほか、地域の各事業を通じたこども・若者の交流を促進するとともに、世代間交流や就労状況改善の取組等により、地域社会全体で取り組む気運の醸成に努めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
子育て支援や少子化に関する意識啓発	子育て家庭のみならず、全ての市民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するための広報・啓発を推進します。	子ども課
地域子育て推進（子育てランド）事業	認定こども園で行われる高齢者等との交流事業、世代間交流事業、親子共有体験事業などの様々な活動に対して補助することにより、幼児教育の充実を図るとともに、地域の事業参加の機運を醸成します。	子ども課
結婚を希望する人の希望が実現するための取組の推進	経済的な不安を軽減できるよう、結婚に際しての補助や支援制度を整備し、安定した生活基盤をサポートする環境を整えます。	子ども課
就労環境改善のための要請活動の充実	職場優先の企業意識など就労環境の改善を図り、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業の取得率の向上、それに伴う円滑な職場復帰などについて、国や県との連携を図りながら、地元企業へのPR等を行います。	商工観光課
交流イベント事業の充実	ふるさとまつりなどの地域を盛り上げるイベントの充実を図り、若者間の交流機会を増やし、出会いから結婚へつながる機会創出を推進します。	商工観光課

基本目標7 安全・安心な生活環境の整備

【現状・課題】

○近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。アンケート調査結果の自由意見の中でも、歩道や通学路の安全性の確保による地域の子ども達の安全の確保についての要望が挙げられています。

○本市では、地域の子どもたちの安全と安心を守る、スクールガード・リーダーを各中学校区に設置し、パトロールや巡回指導を行っているほか、様々な学習機会の提供や教室の開催、各種関係機関の連携や情報共有等により、子どもの安全確保の取組を進めています。また、子どもや子育て家庭が安全かつ快適に過ごせる道路環境や公共施設、公園等の充実についても、継続して行っています。

子どもたちは、これからの矢板市を支える宝です。そのため、子どもたちが故郷に愛着を持ち、いずれ矢板市で家庭を築きたいと思えるように、子ども・若者や子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できる持続可能なまちづくりを行っていくことが求められます。

(1) 子どもの安全対策の推進

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感、故郷への愛着をもって生活できる環境の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
公園の安全確保・魅力化	遊具の安全点検や樹木の管理等を行い、子ども・若者・子育て家庭が安心して利用できるよう公園の安全確保と魅力化を図ります。	都市整備課
歩道の整備	歩道の新設又は拡幅などの整備に努めます。	建設課
交通安全教室	未就学児童及び小・中学校児童生徒を対象に、交通事故防止を目的として、交通安全についての正しい知識を提供するため、交通安全指導員が、交通安全講話や実技訓練等を実施します。	生活環境課
防犯パトロール隊の設置	ボランティアによる防犯パトロール隊を結成し、登下校時にパトロールを行うなど、社会全体で子どもを犯罪から守ります。	生活環境課

(2) 子育て等を支援する生活環境の整備

家庭、学校、地域社会はもとより、警察等の関係機関や行政が更に緊密な連携を図りながら、子どもたちが犯罪等に巻き込まれたり、加害者にならないよう、健全に育まれる環境づくりを進めます。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
環境浄化運動の推進	青少年健全育成のために、学校・家庭・地域をはじめ、青少年との関わりを持つ関係機関団体等との連携を強めながら、青少年育成活動と非行防止活動を進めます。街頭指導を毎月実施します。	生涯学習課 (少年指導センター)
喫煙・飲酒防止についての啓発	青少年はもとより、地域住民を対象に、青少年の喫煙・飲酒の健康に及ぼす影響等正しい知識について啓発を行います。	健康増進課 子ども課
薬物乱用問題についての啓発	青少年はもとより、全ての市民に薬物に近づかないよう啓発を図り、薬物乱用を許さない社会をつくれます。	健康増進課
情報モラル教育の実践	携帯電話やスマートフォンのモラルやマナーをまとめた「矢板市民の約束」を周知します。	生涯学習課

基本目標8 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援の促進

【現状・課題】

- 核家族化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。このような状況の中で、こども達が地域社会とつながりを持ち、様々な体験を通じて自分らしさを持ちながら健やかに成長できるよう、様々な機会の提供をするなどの取組が求められています。
- アンケート結果より、育児休業の取得状況を見ると、母親は6割以上が取得したと回答していますが、父親では約1割と低い水準となっています。働きながら安心してこどもを生み育てることができるよう、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立していくことが重要です。

(1) 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

こどもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域社会と積極的に関わり合うための機会や場を提供するなどの取組を推進します。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
地域学校協働本部事業	親子で参加できる講座や体験活動など、学校外で学校・家庭・地域が交流できる機会を増やし、学校を核とした地域づくりを推進します。	生涯学習課
矢板市子ども会連合会の支援	こどもの健全育成に寄与するために、市民主体で、単位組織ごとに地域活動の促進を図ります。	生涯学習課
地域行事への参加促進	「ふれあいカード」を配布しこどもたちが各地の行事等に参加するきっかけをつくります。	生涯学習課

(2) 仕事と家庭の両立を支える環境整備

子育てにかかる負担が、どちらか一方の性に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的に関わっていけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。

◆主な事業

事業名	事業内容	担当課
低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けをはじめ、必要なときに保育所（園）に入所（園）できるよう、低年齢児（0～2歳）の受入れ環境を整えます。	子ども課
男女共同参画計画「あいプラン」の推進	全ての個人が、互いにその人権を尊重し性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女共同参画計画の推進を図ります。	生涯学習課
矢板市が目指す男女共同参画社会	男女が性別に関わりなく、あらゆる分野で個性と能力を発揮して、一人ひとりがいきいきと暮らせるよりよい地域を目指すための学習の機会を提供します。	生涯学習課
就労環境の改善のための広報・啓発活動	男性も家庭でしっかりと子どもと向き合う時間が持てるよう、働き方の見直し等の啓発を行うとともに、育児期にある男女の長時間労働を見直したり、労働条件の向上等について、国や県との連携を図りながら、地元企業への働きかけを行います。	商工観光課



第5章 量の見込みと確保方策一覧

第1節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、国の指針に沿って5年の計画期間（令和7年度から令和11年度まで）における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また、提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況などの条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、サービス見込み量に関わる児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全域を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、本市では、市全域を1つの提供区域として設定することとします。なお、市全域を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

第2節 教育・保育事業

■認定こども園、保育所等の利用見込みと定員

単位：人

幼児期の学校教育・保育		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育	保育	0歳	1歳	2歳		教育	保育	0歳	1歳	2歳
量の見込み（必要利用定員総数）（A）		65	137	265	21	92	93	60	135	243	22	89	86
広域	受託（B）	0	23	22	4	10	9		26	21	4	9	10
	委託（C）	4	5	7	1	2	2	4	5	7	1	2	2
①必要利用定員総数（A+B+C）		61	155	280	24	100	100	56	156	257	25	96	94
②確保の内容	特定教育・保育施設（認定こども園、保育所）	95	165	290	54	130	130	95	166	267	55	126	124
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
②-①		34	10	10	30	30	30	39	10	10	30	30	30
教育・保育の別													
幼児期の学校教育・保育		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育	保育	0歳	1歳	2歳		教育	保育	0歳	1歳	2歳
量の見込み（必要利用定員総数）（A）		58	134	238	22	87	78	58	132	237	23	84	71
広域	受託（B）	0	29	20	4	9	10		31	19	4	9	10
	委託（C）	5	5	7	1	2	2	5	5	7	1	2	2
①必要利用定員総数（A+B+C）		53	158	251	25	94	86	53	158	249	26	91	79
②確保の内容	特定教育・保育施設（認定こども園、保育所）	95	168	261	55	124	116	95	168	259	56	121	109
	特定地域型保育事業				0	0	0				0	0	0
②-①		42	10	10	30	30	30	42	10	10	30	30	30
教育・保育の別													
幼児期の学校教育・保育		令和11年度						【凡例】 1号：保育を必要としない満3歳以上児 2号：保育を必要とする満3歳以上児 3号：保育を必要とする満3歳未満児 量の見込み：利用実績をもとに算出したコース量 確保の内容：利用定員					
		1号	2号		3号								
			教育	保育	0歳	1歳	2歳						
量の見込み（必要利用定員総数）（A）		58	131	235	23	82	63						
広域	受託（B）	0	34	18	4	9	10						
	委託（C）	5	5	7	1	2	2						
①必要利用定員総数（A+B+C）		53	160	246	26	89	71						
②確保の内容	特定教育・保育施設（認定こども園、保育所）	95	170	256	56	119	101						
	特定地域型保育事業				0	0	0						
②-①		42	10	10	30	30	30						
教育・保育の別													
提供体制、確保策の考え方		今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、提供体制は確保されています。 計画期間中に需要の高まりが見られた場合には、弾力的な運用を図るなど、適切な提供体制の確保を図ります。											
教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容		<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育を適切に提供するため、保育所（園）、認定こども園等を適正に配置します。 ●質の高い幼児期の学校教育・保育を推進し、きめ細かい子育て支援施策として地域子ども・子育て支援事業を実施します。 ●幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な連携の取り組みを推進します。 ●0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携を推進します。 											

第3節 地域子ども・子育て支援事業

単位 人：年間の実利用人数、人日（回）；年間の延べ利用人数（回）数

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援 事業 単位：か所	①量の見込み	基本型	0	0	0	0	0
		特定型	0	0	0	0	0
		こども家庭センター型	1	1	1	1	1
		子育て支援相談機関	0	0	0	0	0
	②確保の内容	基本型	0	0	0	0	0
		特定型	0	0	0	0	0
		こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0	
提供体制、確保策の考え方		こども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう市子ども課内矢板市子育て世代包括支援センターで実施します。					
(2) 延長保育事業 単位：人	①量の見込み		180	186	191	197	203
	②確保の内容		250	250	250	250	250
	②-①		70	64	59	53	47
	実施か所数		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	提供体制、確保策の考え方		延長保育を実施しているのは保育所（園）7か所で、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。				
(3) 放課後児童健全育成事業 単位：人	①量の見込み	1年生	75	86	87	82	89
		2年生	92	82	95	94	91
		3年生	97	101	92	103	104
		4年生	43	47	47	41	46
		5年生	48	43	49	50	45
		6年生	46	49	46	53	55
	②確保の内容		480	480	480	480	480
	②-①		79	72	64	57	50
実施か所数		10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	
提供体制、確保策の考え方		放課後児童健全育成事業を実施しているのは8か所で、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。					
(4) 子育て短期支援事業 単位：人日	①量の見込み		28	28	28	28	28
	②確保の内容		106	106	106	106	106
	②-①		78	78	78	78	78
	実施か所数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	提供体制、確保策の考え方		現在、保護者の疾病、育児不安や出産に伴い一時的に児童の養育が困難となった家庭に対して、児童養護施設や乳児院において、宿泊を伴う預かりを実施しています。今後、利用者のニーズに応えられるよう提供体制を確保します。				
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 単位：人	①量の見込み		122	117	114	108	105
	②確保の内容		122	117	114	108	105
	②-①		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		実施要領に基づき、対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問します。訪問できない場合には、電話連絡等による確認を行います。				
	実施体制		保健師	保健師	保健師	保健師	保健師
実施機関		矢板市	矢板市	矢板市	矢板市	矢板市	
(6) 養育支援訪問事業 単位：人	①量の見込み		291	291	291	291	291
	②確保の内容		376	376	376	376	376
	②-①		85	85	85	85	85
	提供体制、確保策の考え方		支援が必要と判断された家庭に対して、育児支援員が訪問し、相談・指導等の支援を実施します。				
	実施体制		育児支援員	育児支援員	育児支援員	育児支援員	育児支援員
実施機関		矢板市	矢板市	矢板市	矢板市	矢板市	



		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
(7) 地域子育て 支援拠点事業 単位：人日	①量の見込み	1,618	1,735	1,852	1,969	2,086	
	②確保の内容	3,618	3,735	3,852	3,969	4,086	
	②-①	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	実施か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	
	提供体制、確保 策の考え方	地域子育て支援拠点事業は市内6か所の保育所（園）で実施しており、子育て中の親子の交流や育児相談などを行っています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。					
(8) 一時預かり 事業 【幼稚園型】 単位：人日	①量の見込み	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	
	②確保の内容	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	
	②-①	17,502	17,502	17,502	17,502	17,502	
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
【一時預かり事業 （幼稚園型 以外、ファミ ーサポート センター、ト ワライトス テイ）】 単位：人日	①量の見込み	337	392	447	501	556	
	②確保の内容	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化 事業を除く）	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
		子育て短期支援事業 （トワライトステイ）	24	24	24	24	24
	②-①	2,837	2,782	2,727	2,673	2,618	
	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	提供体制、確保 策の考え方	一時預かり事業は認定こども園2か所、保育園等5か所で実施しており、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。					
(9) 病児・病後 児保育事業 単位：人日	①量の見込み	275	292	309	326	343	
	②確保の内容	2,922	2,922	2,922	2,922	2,922	
	②-①	2,647	2,630	2,613	2,596	2,579	
	実施か 所数	病児・病後児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		体調不良児対応型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		非施設型（訪問型）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
提供体制、確保 策の考え方	病後児保育事業は現在市内1か所で実施しておりますが、今後計画期間内に病児保育事業を新たに1か所整備予定です。今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。						
(10) 子育て援助 活動支援事 業（ファミ ーサポート センター事 業） 単位：人日	①量の見込み	185	185	185	185	185	
	②確保の内容	185	185	185	185	185	
	②-①	0	0	0	0	0	
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	提供体制、確保 策の考え方	支援を受けたい会員と支援を行いたい会員に対し、委託先の社会福祉協議会を通して連絡・調整を行っています。今後も、地域全体で子育て家庭を支援していくための仲介として、提供体制を確保します。					
(11) 妊婦健康診 査事業 単位：人回	①量の見込み	1,465	1,431	1,398	1,364	1,331	
	②確保の内容	1,465	1,431	1,398	1,364	1,331	
	②-①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保 策の考え方	国が示す妊婦健康診査の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。					
	実施場所	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託		
検査項目	問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検診（細胞診）、血液検査（血液型（A B O血液型・R h血液型・不規則抗体）、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗原検査、グルコース、貧血）						



		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
(12) 子育て世帯訪問支援事業 単位：人	①量の見込み	12	12	12	12	12	
	②確保の内容	24	24	24	24	24	
	②-①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	家事・育児に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。					
(13) 妊婦等包括相談支援事業：回	①量の見込み	348	345	339	333	330	
	②確保の内容	こども家庭センター	348	345	339	333	330
		上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。					
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）：人日	①量の見込み	0歳児	3	3	3	3	3
		1歳児	2	2	2	2	2
		2歳児	2	2	2	2	2
	②確保の内容	0歳児	4	4	4	4	4
		1歳児	4	4	4	4	4
		2歳児	4	4	4	4	4
	②-①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	こどもの良質な育成環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる体制の確保を図ります。					
(15) 産後ケア事業：人日	①量の見込み	171	179	189	196	201	
	②確保の内容	171	179	189	196	201	
	②-①	0	0	0	0	0	
	提供体制、確保策の考え方	病院や対象者の居宅等において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的安定の促進、セルフケア能力の育成及び母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行います。引き続き、利用者のニーズに応えながら適切な支援体制の確保を図ります。					

第6章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の整備

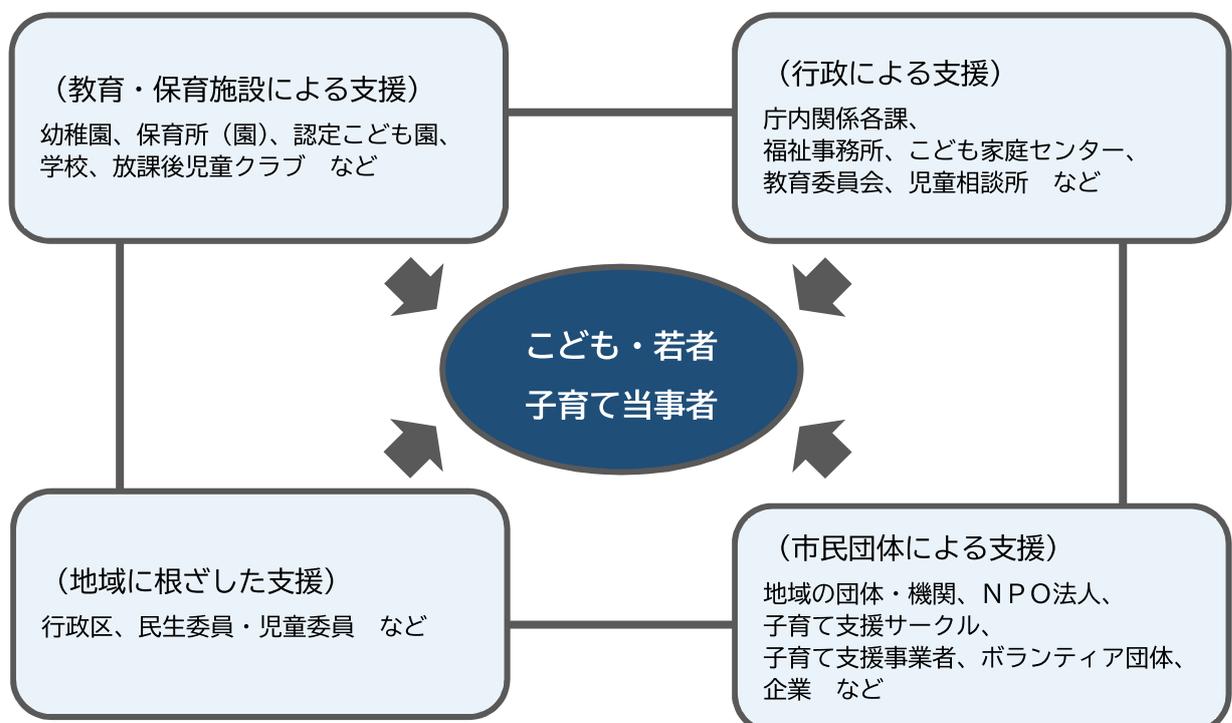
本市では、本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。また、職員一人ひとりがこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象としたこどもの権利に関する研修を実施するなど、市全体でこどもの権利を基盤にした取組を推進します。

(2) こども・若者の市政参画の促進計画の推進

本市では幅広く、多様な背景を持つこども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施にあたり、可能な限りこども・若者が参加する機会を設け、市政運営へのこども・若者の参加促進を図ります。

(3) 地域や関係機関等との連携・協働

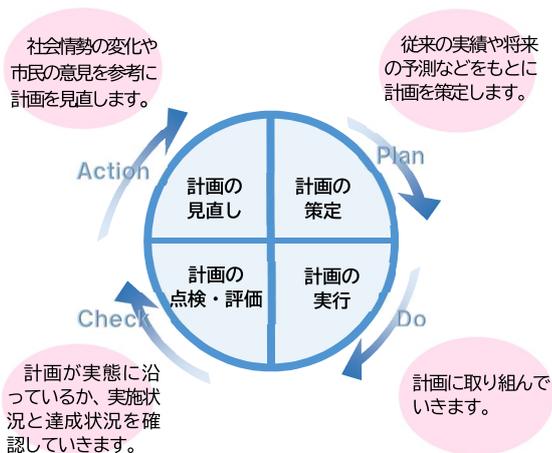
こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係施設・機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。また、「子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となってこどもまんなか社会を推進していきます。



第2節 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、矢板市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを行う上での評価・参考指標として以下の「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を設定し、評価・検証を行います。

※なお、目標値の設定にあたっては、本市の現状値がこども大綱にて示されている現状値と大きな乖離がないことから、こども大綱と同様の目標値を設定しました。



■「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

項目	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこどもの割合	59.8% (注1)	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	66.8% (注2)	70%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	84.1% (注3)	90%
「どこかに助けってくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	98.3% (注4)	現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	49.5% (注5)	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	56.0% (注6)	70%
「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいる」と思う子育て当事者の割合	87.4% (注7)	90%

注1：こども・若者意識調査結果（12～39歳）。満足度7以上と回答した割合。

注2：こども・若者意識調査結果（12～39歳）。「あてはまる」（20.8%）、「どちらかといえば、あてはまる」（46.0%）と回答した割合。

注3：こども・若者意識調査結果（12～39歳）。「あてはまる」（41.2%）、「どちらかといえば、あてはまる」（42.9%）と回答した割合。

注4：こども・若者意識調査結果（12～39歳）。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けしてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

注5：こども・若者意識調査結果（12～39歳）。社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験の有無に対して、「なかつた（ない）」（32.9%）、「どちらかといえば、なかつた（ない）」（16.6%）と回答した割合。

注6：こども・若者意識調査結果（12～39歳）。「あてはまる」（21.1%）、「どちらかといえば、あてはまる」（34.9%）と回答した割合。

注7：こども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童保護者）の結果。日常的もしくは緊急時において「いずれもない」（12.6%）と回答した者を全体から減じた割合。

資料編

1 事業一覧

担当課	事業名	掲載頁
子ども課	乳幼児健康診査事業	71 頁
子ども課	各種健康相談事業	71 頁
子ども課	5 歳児健康診査	71 頁
子ども課	予防接種事業	71 頁
子ども課 教育総務課	保育所（園）・認定こども園、学校との連携による食育の推進	71 頁
子ども課	こども医療費助成事業	71 頁
子ども課	こどもの居場所づくり事業（ぼけっとサロン事業）	72 頁
子ども課	こどもの意見聴取に関する取組	74 頁
子ども課	出会いの創出と結婚への支援	75 頁
子ども課	若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進	75 頁
子ども課	思春期教室	75 頁
子ども課	ヤングケアラー把握と支援	77 頁
子ども課	障がい児保育の実施	78 頁
子ども課	障がい児のための学童保育の充実	78 頁
子ども課 社会福祉課 教育総務課	特別な支援が必要な児童生徒及び保護者への支援（こどもみらいそうだんしつ）	78 頁
子ども課	児童手当支給事業【子ども・子育て支援給付】	79 頁
子ども課	やいたみらいっ子誕生祝金	79 頁
子ども課	要保護児童対策地域協議会の充実	79 頁
子ども課	児童虐待防止啓発事業	79 頁
子ども課	要保護児童対応研修会の受講の推進	80 頁
子ども課	里親制度の周知	80 頁
子ども課	妊産婦健康診査事業【地域子ども・子育て支援事業】	82 頁
子ども課	妊産婦及び乳幼児の訪問指導	82 頁
子ども課	産後ケア事業【地域子ども・子育て支援事業】	82 頁
子ども課	こんにちは赤ちゃん事業【地域子ども・子育て支援事業】	82 頁

担当課	事業名	掲載頁
子ども課	各種教室	82 頁
子ども課	子育て支援アプリ	82 頁
子ども課	妊娠中の方へのアンケート	82 頁
子ども課	出産・子育て応援ギフト	82 頁
子ども課	家庭児童相談の実施	82 頁
子ども課	妊婦等包括相談支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	子育て世帯訪問支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	利用者支援事業（こども家庭センター）【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	妊婦健康診査事業【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	育児支援家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	83 頁
子ども課	施設型給付費の支給【子ども・子育て支援給付】	83 頁
子ども課	地域型保育給付費の支給【子ども・子育て支援給付】	83 頁
子ども課	学童保育館の整備・充実【地域子ども・子育て支援事業】	84 頁
子ども課	ファミリーサポートセンター事業【地域子ども・子育て支援事業】	84 頁
子ども課	休日保育の実施	84 頁
子ども課	保育士の資質の向上	84 頁
子ども課	児童館活動支援事業	84 頁
子ども課	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【地域子ども・子育て支援事業】	84 頁
子ども課	病児・病後児保育事業【地域子ども・子育て支援事業】	84 頁
子ども課	一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業】	84 頁
子ども課	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業】	85 頁
子ども課	地域子育て支援拠点事業【地域子ども・子育て支援事業】	85 頁
子ども課	こども・子育て支援機能強化に係る施設整備	85 頁
子ども課	子育て関連施設の環境改善	85 頁
子ども課	ファミリーサポートセンター事業の利用促進	86 頁
子ども課	多様な保育サービスの利用促進	86 頁
子ども課	ひとり親家庭医療費助成事業	86 頁

担当課	事業名	掲載頁
子ども課	児童扶養手当支給事業【地域子ども・子育て支援妊婦検診給付】	86 頁
子ども課	母子・父子自立支援員兼女性相談員による就業相談	87 頁
子ども課	遺児手当支給事業	87 頁
子ども課	子育て支援や少子化に関する意識啓発	88 頁
子ども課	地域子育て推進（子育てランド）事業	88 頁
子ども課	結婚を希望する人の希望が実現するための取組の推進	88 頁
子ども課	低年齢児保育の充実	92 頁
教育総務課	児童生徒の健康管理の充実	71 頁
教育総務課	幼・保・小の連携	73 頁
教育総務課	学校の適正配置及び改修	73 頁
教育総務課	思春期学校保健事業	73 頁
教育総務課	情報機器整備事業	73 頁
教育総務課	外国語指導助手（ALT）の配置	73 頁
教育総務課	キャリア・スタート・ウィーク事業	73 頁
教育総務課	小中連携推進事業	73 頁
教育総務課	小中学生への学習支援	75 頁
教育総務課	スクールカウンセラーの活用	77 頁
教育総務課	適応指導教室の充実	77 頁
教育総務課	外国籍のこどもへの学習支援	77 頁
教育総務課	個への対応	78 頁
教育総務課	特別支援教育の推進	78 頁
教育総務課	教育支援委員会の充実	78 頁
教育総務課	就学援助事業	80 頁
教育総務課	奨学金貸与・給付事業	80 頁
生涯学習課	親子の体験活動機会の創出	72 頁
生涯学習課 (各公民館)	文化・芸術に親しむ活動	72 頁
生涯学習課 (各公民館)	各種スポーツ教室等の充実	72 頁
生涯学習課	スポーツ少年団の育成	72 頁
生涯学習課 (各公民館)	子ども会育成会スポーツ大会	72 頁
生涯学習課	総合型地域スポーツクラブの育成	72 頁
生涯学習課 商工観光課	中高生団体への支援	74 頁

担当課	事業名	掲載頁
生涯学習課 (矢板公民館)	幼児教育学級	82 頁
生涯学習課 (各公民館)	家庭教育学級	82 頁
生涯学習課 (各公民館)	子育て講座	82 頁
生涯学習課 (図書館)	セカンドブック事業	84 頁
生涯学習課	託児ボランティアの育成	84 頁
生涯学習課 (少年指導センター)	環境浄化運動の推進	90 頁
生涯学習課	情報モラル教育の実践	90 頁
生涯学習課	地域学校協働本部事業	91 頁
生涯学習課	矢板市子ども会連合会の支援	91 頁
生涯学習課	地域行事への参加促進	91 頁
生涯学習課	男女共同参画計画「あいプラン」の推進	92 頁
生涯学習課	矢板市が目指す男女共同参画社会	92 頁
商工観光課	高校生まちづくり活動事業	72 頁
商工観光課	若者への就業支援事業	75 頁
商工観光課	労働情報の提供の推進	79 頁
商工観光課	就労環境改善のための要請活動の充実	88 頁
商工観光課	交流イベント事業の充実	88 頁
商工観光課	就労環境の改善のための広報・啓発活動	92 頁
健康増進課	休日・夜間診療の充実	71 頁
健康増進課	成人の健康診査事業	71 頁
健康増進課	こども・若者の自殺対策	77 頁
健康増進課 子ども課	喫煙・飲酒防止についての啓発	90 頁
健康増進課	薬物乱用問題についての啓発	90 頁
社会福祉課	社会的自立に関する相談支援	77 頁
社会福祉課	障がい者フリースペース	78 頁
社会福祉課	放課後等デイサービス	78 頁
社会福祉課	児童発達支援センターの整備の推進	78 頁
生活環境課	交通安全教室	89 頁
生活環境課	防犯パトロール隊の設置	89 頁
都市整備課	公園の安全確保・魅力化	89 頁
建設課	歩道の整備	89 頁
総務課 子ども課 教育総務課	こども・若者の人権尊重	74 頁